

公益財団法人トラスト未来フォーラム 御中

信託とフィランソロピー

2025 年 3 月 31 日

公益財団法人パブリックリソース財団

目次

1	調査の概要	3
1-1	調査の目的	3
1-2	調査の社会的意義	3
1-3	調査の体制	4
2	調査結果	6
2-1	研究会での主たる論点	6
2-2	調査結果：社会課題解決のための信託のチャレンジ	8
3	研究会記録	19
3-1	第2回研究会「信託の活用と社会貢献」	19
3-2	第2回研究会「遺贈と信託に対するニーズの動向 遺贈寄付の現場から見る諸課題」	33
3-3	第3回研究会「米国の寄付者助言基金の動向」	53
3-4	第4回研究会「公益の実現のための信託—分割利益信託を中心に—」	70
3-5	第6回研究会「新公益信託活用の基本 権限分配について」	81
3-6	第6回研究会「公益認定法と公益信託法の改正が、公益法人とフィランソロピーに与える影響」	93
4	英米事例調査記録	102
4-1	Mencap Trust Company (MTC)	102
4-2	Bridges Fund Management (BFM)	110
4-3	Ms. Melissa Brown (DAF コンサルタント)	114

1 調査の概要

1-1 調査の目的

超高齢社会、生涯未婚率の増加、孤独孤立問題など、社会課題が深刻化する一方、個人資産の積み上がりや相続による世代間資産移転の増加が起きている。価値観の多様化の中で、自らの資産を社会課題解決のために活用したい層が増えている。社会課題解決のための使い勝手のよい信託スキームの開発が求められる所以である。本研究においては、社会課題解決に柔軟かつ先駆的に対応する信託の活用に関する、英米先進事例に関する調査を行い、信託の社会的な活用可能性を広げることを目的とする。

1-2 調査の社会的意義

第一に、サステナブルな社会づくりに貢献する信託の活用方法に関する先進事例を収集することは、今後の信託業の新たな存在意義を切り開くものと考ええる。つまり、格差・貧困の拡大、孤独孤立問題や社会的分断の進行、地球温暖化による自然災害の多発、国際協調の枠組みの揺らぎなど、今日の社会課題の深刻化は、他人事ではなく、誰にとっても明日の生活を揺るがしかねない問題となっている。社会課題解決に資する新たな信託スキームの活用事例を、英米の先進的事例から収集する意義は大きい。

第二に、本研究は、資産保有層の社会貢献スキームの選択肢を増やす上で重要である。つまり、少子高齢化、家族に関する価値観の多様化などが進む日本において、資産を通常の相続に委ねるのではなく、自らの考え方を反映した活用を実現したいという人が増えている。特に子どもがいない夫婦、未婚の単身者などにおいて、資産を社会のために使いたいというニーズが増加している。今後個人の資産形成が進むことや、相続件数の増加が見込まれるなかで、財団法人等の設立に比べ簡易に設定することが可能で、運営についても様々な選択肢が設計可能な信託において、社会貢献のための信託スキームの事例研究を進めることは、資産保有者の信託に対する新たなニーズに応えるものである。

第三に、本研究においては、英米の金融機関において、ウェルスマネジメントの一環としてフィランソロピーがひとつの事業領域として成立していることを踏まえ、社会貢献のための信託スキームも多様に存在している背景、現状、ビジネスとしての位置づけなど、実務的情報の収集に力点を置く点が、特徴である。

ブランドギビングにおける信託の活用や寄付者助言基金等については、すでに、多くの研究、報告がなされている。弊財団もトラスト未来フォーラムの前身であるトラスト 60 から 2005 年度に助成を受け、「NPO と金融機関の協働に関する調査研究 報告書—米国における寄付関連金融商品の動向と日本における導入可能性に関する考察—」をまとめており、同報告書は、2011 年度税制改正で特定寄付信託が導入されるきっかけをつくった。しかしフ

イランソロピーにおける信託の活用度合には、依然として英米と日本では大きな格差がある。その原因には、法・税制度の違いもさることながら、商業金融機関の取り組み姿勢の違いもあると考える。

1-3 調査の体制

下記のように、研究者と実務家による研究会を立ち上げた(五十音順、敬称略、所属は 2025 年 3 月 31 日時点)。

○研究会メンバー

鵜尾雅隆(日本ファンドレイジング協会 代表理事) 寄付、社会的投資

太田達男(公益財団法人協会 会長) 公益信託法改正動向

齋藤弘道(遺贈寄附推進機構株式会社 代表取締役) 信託、遺贈

溜箭将之(東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授) 英米法、比較法、信託法

本郷順子(本郷税理士事務所) 寄付税制、NPO、公益法人

水谷公彦(三井住友信託銀行株式会社プライベートバンキング企画推進部)

他に、同行の個人資産受託業務部、信託開発部、プライベートバンキング部等の実務者がオブザーバー参加

○協力(ゲストスピーカー)

藤谷武史(東京大学社会科学研究所 教授) 租税法・非営利組織の税制とガバナンス

○研究会事務局メンバー

岸本幸子(パブリックリソース財団 代表理事)

北愛子(パブリックリソース財団 プログラムオフィサー)

大原誠(元オリックス銀行 執行役員) 研究アドバイザー

藤本貴子(パブリックリソース財団 シニアフェロー(業務委託)) 英国事例調査担当

友近久美子(POD 株式会社 ディレクター、パブリックリソース財団 シニアフェロー(業務委託)) 米国事例調査担当

○各研究会の内容

第 1 回研究会: 調査対象範囲、主たる調査項目の確認、検討

第 2 回研究会: 鵜尾雅隆氏「信託の活用と社会貢献」

齋藤弘道氏「遺贈と信託に対するニーズの動向
遺贈寄付の現場から見る諸課題」

第 3 回研究会: 溜箭将之氏「米国の寄付者助言基金の動向」

第4回研究会：藤谷武史氏「公益の実現のための信託—分割利益信託を中心に—」

第6回研究会：太田達男氏「新公益信託活用の基本 権限分配について」

本郷順子氏「公益認定法と公益信託法の改正が、
公益法人とフィランソロピーに与える影響」

2 調査結果

2-1 研究会での主たる論点

第2回研究会では、鶴尾氏から、信託による課題解決が必要となる背景として、少子高齢化、財政赤字、家族構成変化、生涯未婚率の上昇、障がい者の経済的虐待の問題化などが指摘された。山積する社会課題解決にむけて社会的なお金の流れの創設の必要性が指摘された。信託活動の検討の切り口として、寄付のための信託、社会的企業のミッション・ロックのための信託、社会課題解決のための信託という3つの視点が提供された。

斎藤氏からも老老相続の発生により蓄積された資産がシニア層に滞留する問題が指摘され、遺贈を含むシニア世代の資金の移動の重要性が述べられた。両氏からは共に、既存の制度（商品）の更なる活用と新たな仕組みづくりの両面を通じ、社会課題解決に信託が貢献できる全体像を示したいという意欲が提起された。

第3回研究会では、寄付を広げるための仕組みとして、米国の寄付者助言基金（Donor Advised Fund, DAF）について取り上げられた。DAFは米国で非常に大きく使われている寄付の取扱い手法であるが、信託契約に基づくものではない。公益信託の仕組みでスタートしたコミュニティ財団が開発した寄付手段であり、1990年代以降の金融機関の参入により規模が拡大している。近年では大学等の特定の目的を有するチャリティによる寄付者助言基金の運営も始まっていること、さらに寄付者助言基金を開始したい金融機関等に対し、運営システムを提供する団体（National Philanthropic Trust等）も現れていることなども報告された。溜箭氏からは、近年米国では、多様な利用のされ方ができたDAFに対し、政府による規制（ガイダンスの作成）が予定されていることが報告された。また溜箭氏からは、DAFを日本で着地させることの課題として、富裕層が寄付をリードするというイメージが日本にないこと、寄付者側が寄付する基盤を充実させ永続させようとする発想がないこと、公益法人側にも積極的な運用の文化がなかったことなどが指摘された。今後の公益法人においては、ガバナンスと情報開示を前提に一定の資本蓄積の可能性を認め、持続可能な組織基盤をつくっていくことが必要であるが、その運営に寄付する側の意向を反映させるうえで、DAFはきっかけになるのではないかという考察が提起された。

第4回研究会では、分割利益信託（スプリットインタレストトラスト）として、米国のCRT(Charitable Remainder Trust)、CLT(Charitable Lead Trust)を紹介いただいた。公益信託においては寄付をする篤志家の財産的な権利は一切切断するのに対し、分割利益信託は篤志家と財産の間に一定の関係が維持されるという意味で、全く異なるものである。分割利益信託とは、受益権が質的に分割、あるいは複層化され、その一方をチャリティに持たせることができると定義されると説明があった。分割利益信託は受益者の定めのない公益信託には当たらないので、今回の公益信託の改正には含まれていない。分割利益信託はあくまで

私益信託で、受益権の一部をチャリティに持たせたまま寄付するものと考えられ、日本の信託法の下で十分設定可能である。米国の寄付税制の寄付はチャリティのために財産を寄付したものは寄付税制を与えるというのが最初の形であるので、受益権という財産の一部の利益を寄付する行為に対しても寄付控除を認めてきた。その過程で、連邦税法が規制をするために生まれたカテゴリーが CLT、CRT といえる。日本では分割利益信託は信託法上の問題はないものの、税制がそれについてくることができない状況である。公益信託ではないが、社会課題解決の手段としての信託としてとらえることができるもので、税制改正の実現に向けた最初の一步としては、実務者のニーズ、篤志家のニーズを明らかにすることが重要という提言がなされた。

第 6 回研究会では、公益法人制度、公益信託法の改正について検討した。最初に太田氏から、2026 年 4 月から施行される予定の公益信託法改正におけるガバナンスと権限分配について論点提起があった。法律上公益信託は受託者と信託管理人のわずか 2 人で非営利の公益組織を運営していくことができる。このガバナンス構造を補強する方策として、受託者の複数専任、信託管理人の複数専任、運営委員会の設置、信託事務の一部を外部専門機関に委託、があげられた。加えて信託の特徴として、委託者の役割の設計が重要であることが述べられた。つまり、委託者に監視権限等を付与し委託者が権利行使をすることで、受託者の行動をけん制するガバナンスの役割の一端を担うことができる点である。委託者の権限は幅広いが、別段の定め等で委託者の権限を部分的、あるいは全面削除したりすることが可能で、委託者の権限の幅の設計が今後の課題であることが指摘された。また委託者の権利が相続では移転できないが、生前ならば第三者に委託移転することもできる点が、今後実務的にどのように扱われるかも注視されるとした。

本郷氏からは、公益認定法と公益信託法の改正が、公益法人とフィランソロピーに与える影響について提起があった。収支相償の緩和、遊休財産保有制限の緩和、2024 年 1 月 5 日内閣府事務連絡など公益法人の運営を緩和する方向と、決算書類の公表や監事の中立性など情報開示とガバナンスの強化の両方の方向があることが指摘された。また寄付者のニーズとして、寄付先を自ら選ぶほどの専門性がない場合にコミュニティ財団の中に設置する基金の仕組みが歓迎される一方で、「税制優遇を受けつつ、特定の団体に対して継続して寄付し最終的には当該団体に元本もいくことが可能なスキーム」が、現行制度では難しいことについて課題提起がされた。また今後事業型の公益信託が可能になることで、事業費と管理費の考え方と税務に注視する必要性が指摘された。

2-2 調査結果：社会課題解決のための信託の可能性

2-2-1 信託に寄せられる期待

日本においては、人口減少が進むと同時に、個人のライフスタイルや家族形態の多様化、雇用慣行や就業形態の変化が急速に進みつつあり、個人を支える社会保障のあり方は大きく変わりつつある。行政は福祉、教育、医療などのサービス提供を縮小せざるを得なくなる可能性があるだけでなく、公共施設や道路などのインフラ整備にも遅れが起こる状況に直面している。孤独孤立問題などの山積する新たな社会課題に行政セクターが迅速に対応することは難しく、民間非営利セクターの活動に期待が寄せられている。他方、シニア層を中心に個人資産が一定の積み上がりを見せている。相続による世代間資産移転が増加する中、価値観の多様化に伴い、自らの資産を社会課題解決のために活用したい層も増えている。民間に蓄積した資産の一部を、社会課題解決のために活用する社会的資金の流れを構築することが求められる所以である。

寄付等の社会課題解決のために活用される民間資金を、資金の出し手にとっても活用する側にとっても効果的効率的な管理、活用の仕組みが必要とされている。資金の管理、活用の仕組みとして、本研究では信託をとりあげた。信託という制度の特徴は、財団法人等の設立に比べ簡易に設定することが可能で、運営についても様々な選択肢が設計可能であるだけでなく、①委託者の意思が財産のありように溶け込む、②委託者が亡くなっても継続する、③多様なプレイヤーが参加することが可能であるという点にある。これらの特性をいかしつつ、社会課題解決に柔軟かつ先駆的に対応する信託の活用に関して、以下を提言したい。

2-2-2 今取り組めること～既存の制度（商品）の更なる活用～

（1）遺贈特約を付した遺言代用信託の振興

研究会のなかでは度々既存の信託制度（商品）の更なる活用の必要性と可能性について指摘された。下記は第2回研究会で斎藤氏から提供された寄付に活用できる信託の一覧である。寄付に活用できる既存の信託の使い勝手について評価がされた。

寄付に活用できる信託一覧（１）

	公益 信託	特定贈 与信託	特定寄附 信託	生命保 険信託	財産承 継信託	遺言代 用信託	家族 信託
仕組み 概要	篤志家が公益 目的のために 財産を提供。 運営委員会が 助成先を推薦。 定期的に助成。	特定障害者の 親等が子の生 活安定を目的 に財産提供。 信託終了時に 寄付も可能。	信託銀行等が契 約した公益法人 等から寄付先を 指定。 日本版ブランド ギビング信託。	保険金受取人 を信託銀行に 変更。 保険金を分割 して定期的に 交付。	金銭を信託設 定し受益者に 定期的に交付。 遺言による信 託設定も可能 〈遺言型〉	金銭を信託設 定し死亡後に 第２受益者に 定期的に交付。 一時金型と年 金型があり。	組み合わせで多 様な形態。 〈後継ぎ遺贈型 受益者連続信 託〉の場合は以 下のとおり。
資金給 付方法	助成金を給付。 助成先はその 都度変わる。	受益者である 障害者死亡時 の残余財産。	定期的に寄付金 を交付。	死亡保険金を 定期的に受遺 者へ交付。	〈遺言型〉 死亡時に設定 して定期交付。	死亡後に第２ 受益者または 帰属権利者に 交付。	全受益者死亡後 に残余を帰属権 利者へ。
寄付の 時期	生前から相続 開始後まで	受益者の 相続開始後	生前。信託中に 死亡した場合は 残余財産を寄付	寄付者の 相続開始後	〈遺言型〉 寄付者の 相続開始後	寄付者の 相続開始後	〈後継ぎ遺贈型〉 最終受益者の 相続開始後
NPO等 の立場	助成先	帰属権利者	指定寄付先 （契約要）	受益者または 帰属権利者	受益者 （受遺者）	受益者または 帰属権利者	主に帰属権利者
信託額 イメージ	億単位	数百万円～ 6000万円	10万円～ 数百万円	2000万円～ 数千万円	2000万円～ 数千万円	100万円～ 3000万円	数百万円～ 数千万円
利用の 状況	新規契約は 数件／年	数十件／年	新規はほぼ無し	数十件／年	数百件／年	数万件／年	数先件／年

15

寄付に活用できる信託一覧（２）

	公益 信託	特定贈 与信託	特定寄附 信託	生命保 険信託	財産承 継信託	遺言代 用信託	家族 信託
委託者 ニーズ	○	○	△	○	○	○	○
制度の 利便性	×	○	△	○	△	○	△
受益者 ニーズ	—	◎	○	○	△	○	○
税制の メリット	○	◎	△	—	—	—	—
受託者 メリット	×	△	△	△	◎	△	△
認知の 体制	△	△	△	△	○	◎	△
普及度	×	△	×	△	○	◎	○
寄付の 利用	◎	△	◎	△	△	△	△

16

<提案>

この中で遺言代用信託は、信託をする、金額を決める、あとはもう契約をすれば、自動的に受取人のところに亡くなれば交付されるという仕組みで、非常に簡便にできるため、活用が進んでいる。しかし、非営利団体への寄付に使われているわけではなく、受取人を相続人に指定してあるものがほぼ全部になっていて、使われ方としては圧倒的に葬儀費用に使われるのが現状である。今後非営利団体への遺贈にも使えるということをより積極的に広報していくことが必要であると考えます。

非営利団体への遺贈をすすめる場合にはいくつかの留意点がある。非営利団体への寄付

は、今後増加するいわゆる「おひとりさま」の相続であることが多い。その場合、現状では遺贈寄付はほぼ全て包括遺贈になっている。寄付を受け取る団体側にとっては包括受遺者になることは負担が大きく、ためらうことが多い。しかし、遺言代用信託などの方法を取ることで、信託で相続財産から切り離して団体に寄付することで負担の軽減を図るということができれば、団体への寄付を大きく進展させることにつながると期待される。

ただし遺言代用信託を使った場合、委託者の死亡通知に関わる問題と遺留分問題がある。受益者が相続人であれば、比較的容易に委託者の死亡を知り得て、受託者に資金請求することができる。しかし、受益者が相続人ではなく非営利団体の場合、とくに委託者がおひとりさまであると、その死亡を団体が把握するには困難が予想され、受託者へ連絡できないということも起こり得る。これを防ぐためには、身近な金融機関を代理店にすることで、委託者の死亡を容易に知ることができるようにするといった販売戦略が有効になるだろう。また遺留分については、遺贈額を少額にして遺留分を侵さないように留意することが考えられる。

（２）特定贈与信託の再評価と普及の必要性

特定贈与信託についても再評価し、その普及のあり方を見直す必要がある。昭和 50 年の税制改正時に商品化された古い信託商品だが、その社会的意義に比し、普及度は今一つである。専門信託会社は消極姿勢とはいえないが、専門 3 社＋りそな銀合算で、年 90 件、総受託件数 2,500 件、残高 570 億円と、規模は小さい。その原因としては、下記があげられる。

- ・ 特別障害者を扶養する親は、自身が健在の間は、同居生活者であるケースが大半で、まとまった資産を解約不可譲渡する発想にならない。
- ・ 本商品のニーズは親の高齢化で発生すると想定されるが、親亡き後の障がい者の生活のために多額の金銭を準備できる富裕者は多くない。
- ・ 行政が「特別障害者扶養信託」制度について無知なことが多く、扶養者が相談に出向いた場合等、ソリューションとして提示されることが少ない。

<提案>

特定贈与信託は信託銀行や信託を扱う普通銀行、信託会社などで取り扱われているが、県庁所在地にしか店舗がないなど全国的に見れば相談窓口は限られている。また、そもそも信託銀行になじみがないという人は少なくなく、障がいのある子どもの親も同様である。信託協会の 2012 年の調査（13 年に 3,000 万円の非課税枠を追加する前）でも、「商品を知っている親は 1/4 程度」という低い認知度につながっている。このギャップを埋めるためには、NPO 等の当事者団体に相談窓口を設けるような、NPO と信託銀行との協働事業が必要であろう。

また、特定贈与信託の最小金額は明示されていないが、親の「利用意向平均額は 1,500 万程度」であるのに対し、専門信託の平均受託額（約 2,200 万円）であり、潜在的にはより小

規模の資産での設定ニーズがあることがうかがえる。より少額での設定が可能になるような対策が必要であり、この点は後述する英国の当事者団体による信託会社設立事例から学ぶことがあると考える。

（３）新しい公益信託制度の活用

公益信託制度は 1977 年に第 1 号が誕生してから利用されてきたものだが、主務官庁による許可や監習の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ民間に浸透していなかった。2026 年 4 月より施行される制度改正においては、①信託会社に加え、公益法人・NPO 法人等が担い手になることができる。②金銭に加え、株式や不動産、美術品等を信託財産にできる。これに伴い信託事務も助成型だけでなく、事業型の公益信託が可能になる。③申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一になるので、透明性の高い認可・監督の仕組みができること等が実現されることが目指されている。

これにより、これまで専門信託では取り扱えなかった規模の小さな公益信託が可能になったり、個人が所有する美術品を美術館を運営している公益法人に託して展示してもらうことや、空き家となっている不動産を公益法人に託し経済的困窮者への支援施設として利用してもらうなどの活用方法も可能となる。

今後信託銀行は、新しい公益信託の使い勝手について研究を深め、篤志家に対する情報提供を積極的に行うことが期待される。また小さな規模でも手軽に柔軟に公益信託を利用できるように、新たな公益信託の担い手（受託者）を育てることが必要である。受託者としての「公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力」を満たせるためには、異なる特性をもつ関係者が協働して受託することも視野に入れる必要があるだろう。

2-2-3 次にチャレンジすべきこと

- （１）障がいのある子どもたちに伴走する信託会社の設立
- （２）社会的企業のミッションに基づく資産利用を確保するアセット・ロックのための信託の活用
- （３）寄付者助言基金（ドナー・アドバイズド・ファンド、DAF）の開始

本項では英米事例調査からの学びをもとに記述する。ただし英米と日本は信託制度とその発展の歴史的背景には差異がある。また国民の金銭哲学や寄付文化の違いを勘案すると、海外事例はスキームをそのまま日本に導入することは難しい。したがって、ここでは、社会課題解決にいかに関託が活用できるかというアイデアや参考情報としてとらえるという姿勢に立って報告する。

(1) 障がいのある子どもたちに伴走する信託会社の設立

「課題のある個人にとって助かる信託」ということで、障がいのある子弟等のための、柔軟な変更・修正の可能な信託について、インタビューを行った。信託を活用した新たな試みとして示唆に富む事例であった。

- Mencap Trust Company (MTC) は学習障害をもつ人 (LD) とその家族を支援するチャリティ団体である Mencap によって設立された信託会社で、非営利の有限責任保証会社である。①家族が個々の LD にあった信託商品を切望をしていたこと、②Mencap が残余財産受益者として受け取る場合は、拘束されない基金(Unrestricted funds)として、Mencap の活動に使われるという波及効果があることを動機として設立された。
- MTC は独自の board of directors を持ち、ガバナンスや意思決定は Mencap とは分離されている。特定の個人のための信託を取り扱っているので、MTC はチャリティ登録の要件を満たさない。また、チャリティである Mencap の子会社であることで、MTC がチャリティとしての優遇を受けることもない。
MTC のバックオフィスの機能は Mencap に経費を支払って担ってもらうなど、チャリティ団体との協働で成り立っている。
- MTC の特徴として分かりやすいのは、Trust Relationship Manager の存在である。MTC のスタッフが受益者を定期的に訪問するほか、電話や text メッセージ、手紙、Makaton (サインランゲージ) など様々な方法で密なコミュニケーションを行い、有意義な資金の活用方法を見い出すようにする。逆に高額を引き出しを希望する受益者に対しては優先順位をつけるよう支援するなどし、用途がはっきりしない多額の資金を希望する場合、経済的虐待が起きていないかなども確認。訪問時にはネグレクトや虐待の徴候がないか確認し、必要な場合は関係機関に連絡。問題があれば関係機関にレターを書く、ソーシャルケアが必要なら、公的サービスパッケージの申請を支援したり、あるいは信託財産から追加的なサービスを受けるための資金を提供したりするなど、受益者の「プロフェッショナルな友人」として振る舞っている。
営利目的の信託会社の場合、連絡は年に 1 回くらいで、基本は言われたままに金を渡し、MTC のようなフォローはほぼない。こうしたサービスに MTC は時間料金を請求せず、信託財産の額に応じて毎年一定の手数料を受け取るだけで対応している。
- 2 万ポンドから信託を受け入れている (営利目的の信託では 5 万ポンドや 10 万ポンドが下限)。これより低額にしないのは、毎年十分な収益を生まない段階であっても、手数料を差し引いた後に受益者の生活を最低限保障する必要があるため。
- 現在 300 のトラストが発動済みで、3,200 万ポンドの資産を管理している。
- 信託の設定手数料は 465 ポンド。信託資産に対し年額 1.75% (50 万ポンド未満の場合、

ほとんどの信託がこれに該当)の信託管理料を受け取っており、これがMTCのサービス等必要経費を賄う主要な収入源。営利目的の信託よりは若干高い手数料となっているが、これでRelationship ManagerなどによるSofter engagementを可能にしている。

<考察>

- MTCの信託金額の下限は2万ポンド、最少手数料額は240ポンドとなっており、この金額で英国版「特定贈与信託」が設定されるケースが実在することを示している。「信託」を用いて財産保全を図る手法が、日本に比して一般的である事を示す証左である。日本の特定贈与信託は税法上の上限額が定められているが、最小金額は明示されていない。ただし、専業信託の平均受託額(約2,200万円)が示す通り、事実上、1千万円以下の案件はないと思われる。
- 信託による財産保全は誠実な監査により担保されるが、MTCの場合、デロイトが税務で関与していて料率もわずか0.36%である点に、公益性の尊重される国柄を見た。
- MTCでは、資金運用を料率1%で行なっている旨の言及があった。相応に元本保全の図られた低リスク運用である事が窺われ、個人資金運用に歴史を有す英国でも、この信託では財産保全を優先していることが確認できた。
- 日本では民事信託の設定は何人にも可能な法制を整えた一方、信託業法上の信託の受託には免許が必要で、英国との法制上の差異がある。但し、信託免許取得は従前に比して大幅に容易になってきている。

<提案>

1. 現行の特定贈与信託の受益者は、重度の心身障害者(特別障害者)、中軽度の知的障害者および障害等級2級または3級の精神障害者等(特別障がい者以外の特定障害者)が対象とされている。しかし軽度の知的障がいなど、特定贈与信託の対象にはならないが一定程度配慮が必要な人にも対応できるような、厚みある仕組みが必要と考える。特定贈与信託に認められる贈与税非課税措置がないまでも、個々の要望に応えることのできる、テーラーメイドの信託の活用が望ましい。
2. そのためには、日本でもMTC型信託の受託運営を業とする信託会社が設立されることが望ましい。日本においても信託免許の取得が容易になったことを背景に、MTCのように当事者によるNPO、社会福祉法人、財団等が信託会社を設立する可能性が生まれている。手数料はそれぞれの信託会社がサービス内容に応じて決めればよく、元本から取り崩すことも可能である。将来的には、一定の条件のもとに運用収益非課税のような税制優遇措置を視野に入れることも望ましいと考える。

(2) 社会的企業のミッションに基づく資産利用を確保するアセット・ロックのための信託の活用

英国では社会的企業のミッション・ロックの方法として主に以下の2つがある。

- ① ミッションの保護やアセット・ロックについて規定のある「社会的企業」の法人形態
例：公益法人（Charitable Incorporated Organisation：CIO）、コミュニティ利益会社（Community Interest Company：CIC）など
- ② 企業の所有形態－Steward Ownership の採用
 - ・ 財団、目的信託、従業員所有信託による所有
 - ・ 黄金株（Golden Share）/拒否権付株（Veto Share）の所有について会社の定款に規定
黄金株の所有者は独立した非営利組織（チャリティ団体など）

本項では、社会的企業のミッションに基づく資産利用を確保するアセット・ロックのための信託の活用等について英国の事例を紹介する。

Bridges Fund Management Ltd（以下 BFM）は、経済的リターンと社会的インパクト創出の両立を目指す「社会的インパクト投資」に特化した投資会社で、2002年に創設された。創設メンバーは当初から Bridges のミッションを守るための信託または財団の設立を企図しており、2007年には Bridges Charitable Trust（信託）を設立している。

最初の信託は後年設立された法人格を有するチャリティ団体に移管され、現在、Bridges グループは、ファンド・マネージャー（BFM、営利、有限会社）と、チャリティ委員会の認可を受けた Bridges Impact Foundation（以下 BIF）で構成されている。

BFI の目的は、

- ① Bridges のミッションを守るメカニズムとしての役割
BFM の株式を保有し、営利目的である BFM の社会的ミッションのいかなる変更にも拒否権を行使できる。
 - ② ミッションを通じて Bridges のチームにインセンティブを与える
チームのキャリド・インタレストの 10%を財団に寄付する。
 - ③ BFM の通常の投資活動の範囲では解決できない社会的課題を解決するため、慈善的な助成を行い、BFM のミッションに沿ったインパクトを達成する。
- の 3 点である。

当初の法人格を有しない信託から法人化されたチャリティ団体に移行した後、BIF は、BFM の B 種株式（無配株）を所有するという方法でミッション・ロックをかけている。BIF は BFM に対して重要な支配力または影響力を行使しないが、事業変更決議は、発行済 B 普通株式の過半数を保有する者の事前の書面による同意がなければ提案できない。つまり

BFM のミッションの変更には、BIF が理事会レベルで同意する必要がある。

BFM は、投資先企業に対し、社会的ミッションを守る方法として B コーポレーション認定の申請を勧めることはあるが、それだけでは企業のミッションを守るには不十分であると考えている。しかしながら現状では、BFM 自身が行っている B 種株式所有によるミッション・ロックを勧めることまではしておらず、欧州での事例もまだ多くはない。

<考察>

株式会社がその事業目的に一定の制限を加える事を目的に、自社株を信託（譲渡を目的とする有価証券信託ではなく自己信託）する事の有意性について、以下のように考察した。

ミッション・ロックが目的であれば、会社定款にその旨を定めれば可能で、自社株の信託は不要である。一方、定款上で事業目的の制限を定めても、株式がその定款に不同意の他社（他者）に譲渡され、ミッション・ロックが無効となる恐れがある。株式の譲渡を制限する目的で、有価証券信託を行い、受託者（信託会社）が、信託目的として株式譲渡を禁止する事は、理論上、不可能ではない。この場合、企業の所有者が、信託法上、信託会社に移転するので、当該信託会社の定款との齟齬が生じないことが前提となる。

つまり、社会課題解決を設立目的とする企業の株式を信託する事によるミッション・ロックは、理論上は成立し得ると判断できる。近年日本においても、企業の使命、存在意義を社会課題解決におく新しい起業家が徐々に増えている。これらの創業者が揺るぎない企業経営を永続させたいと考える段階に至った時に、信託を活用したミッション・ロックは、有効な選択肢の 1 つになるう。

（３）寄付者助言基金（ドナー・アドバイズド・ファンド、DAF）の開始

DAF の最新動向を、スポンサー団体のバリエーション、個人寄付者の DAF 利用動機、スポンサー団体のマーケティングを中心に、インタビューを行った。今回のインタビューを通じて明らかになったことは 4 点ある。

第一に、米国の DAF はスポンサー団体の類型が増えているが、スポンサー団体ごとに異なる寄付者ニーズに対応しつつ発展していることがわかった。米国では DAF は、最初にコミュニティ財団によって開発され、のちに金融機関が参入し市場規模を急拡大させ、最近では大学等の具体的な活動領域を持っているチャリティ（single issue charity）が参入している。営利金融機関の参入によって DAF の市場規模は成長したが、その過程で、当初危惧されたコミュニティ財団への寄付の減少は起きなかった。今回のインタビューを通じて、スポンサー団体類型の間で同じ資金の奪い合いをしているのではなく、自らの潜在寄付者のニーズに応じて、寄付先、手数料、寄付者コミュニケーションのメニューを自由に設定して、それぞれの特色をもって展開し、寄付を集めていることがわかった。例えば、コミュニティ財団においては、寄付先には地理的な限定が基本的に設定されており、寄付者に対し地域の寄付ニーズについて情報を提供し、教育やセミナーを行っているところに特徴がある。一方、

金融機関が展開したのは、寄付・運用・助成という一連のプロセスを一元化し、運用手数料を収入とするビジネスを考案し、州を超えて米国中で助成できるモデルだった。ここではコミュニティ財団のような丁寧なサポートと地域性よりは、手軽さと全国性が強調されている。さらに最近始まった大学等が展開する DAF では、「寄付してくれた額の XX %は大学への寄付」「残りのパーセンテージを、寄付者が運用しながら寄付先を選ぶ、あるいは教育領域で使う」というようなポリシーを大学側が自由に制定するなど、寄付者が大学への信頼感や帰属意識のもとに自らのフィランソロピーを実践できるように設計されている。以上のようにスポンサー団体ごとに DAF の提供するサービス内容はバリエーションがあり、スポンサー団体の運用手数料も異なる設定となっている。

第二に寄付者サイドからみた DAF の使い勝手として、富裕層の恒常的な寄付に活用されるケースもあるが、一般的には、予期せぬ一時的な収入のあった際に活用されるケースが多いことが分かった。つまり DAF の利点として税制優遇が大きい、特に例外的な収入があった時に一括で寄付することで税制優遇が得られ、支援先の具体的な団体は後から時間をかけて決めることができるという柔軟性が評価されている。この寄付から支援先決定までの時間差を活用できる（ゆっくり支援先を決められる）という利点を活かし、典型的には、相続財産や事業売却や運用の成功などに伴う一時的な所得からの寄付の際などに DAF が選ばれているという状況がわかった。

第三に寄付後に任意の時点で支援先を指定できるという利点の活用方法が、単に時間をかけて支援先を選ぶというだけでなく、多様な動機にもとづいていることが分かった。寄付者によっては、DAF が自らのフィランソロピーの方針を定めるまでの情報収集のプロセスとなることもある。また DAF における支援先の団体を指図する権利（アドバイズ権）は、寄付者だけでなく寄付者が指名した人が行使することができることから、DAF を一族のレガシー寄付の実践と模索の場、教育プロセスとして使う場合もある。加えて死後の残余財産の処理の仕方についていくつかのオプションが設定できる場合もあり、遺贈の方法ともなりうる。さらに給料天引きシステムを活用した DAF もあり、この場合は小口寄付を積み立てて自分の目指すフィランソロピーを実践するツールとなっており、富裕層の寄付ツールとしての DAF とは異なる展開をみせている。

第四に、金融機関が参入して以降、寄付・運用・助成という一連のプロセスが一元化され、今日では寄付者は多くの選択肢から自分の寄付の運用方法や支援先を選び、自分が寄付した資金の状況をリアルタイムで確認し、助成先を決めることができる。その背景にはシステム開発の進展に加え、DAF への参入を考える法人（金融機関であれ非営利団体であれ）に対しシステムを提供する団体（National Philanthropic Foundation など）の躍進が貢献していることがあげられる。

<提案>

DAF は米国では寄付の習慣がある前提のなかで、さらに寄付をしやすくする工夫として

生まれ、発展してきた。日本では寄付の習慣が浸透しておらず、富裕層が寄付をリードするというイメージもまだ弱く、これから寄付の習慣を育てていくという前提のなかで、DAFはどのような意義をもちうるだろうか。

第一に、寄付時に税制優遇を受けられると同時に、ゆっくり自分で寄付先を選ぶことができ、領収証や報告書は一か所でまとめられるので煩わしくないという点が、日本における寄付の習慣を涵養することに貢献するのではないか。日本では篤志家が自らの寄付についての方針を明確に心に描いている例はまだほとんどない。しかし「試しに寄付」をして最初に税制優遇のメリットを享受したのち、「どの領域が資金を必要としているのか知る」「どのような団体がプレイヤーとして成果を残しているか、団体と出会う」など時間をかけて行うフィランソロピーの入門ツールという新しい可能性が日本型 DAF にはあるのではないかと考える。

第二に DAF の支援先の指定方式について、日本ではどのような可能性があるか検討が必要である。米国の DAF においては寄付者が支援先を 501c(3)から自由に選び継続支援することもできるが、日本では公益財団法人の元に基金をつくる方式でも公益信託を活用する方法でも、公募方式が前提となっており、特定の団体に対する支援を継続することは難しい。日本でも篤志家の相談の現場では、税制優遇を受けつつ、特定の団体に対する継続寄付を行いたいというニーズが確認されている。これを乗り越える方式が公益財団法人パブリックリソース財団や公益社団法人アニマル・ドネーションなどいくつかの先進事例で試みられており、実現の条件の明確化などの検討と普及が必要である。一方米国の DAF にみられるように寄付者が寄付から支援先指示までの全てのアクションをネット上で完結できるようなシステムを、最初から日本で目指すことは難しい。寄付に対する潜在的ニーズの顕在化によって、日本型 DAF の活用パターンを明確にしたのちのチャレンジとなるだろう。

第三に今日の米国の DAF にみられる資金仲介組織と金融機関の協働は、日本の寄付文化の推進に有効であり、具体的スキームとして DAF は選択肢に入ると考える。元来米国におけるコミュニティ財団は信託銀行の関与のもとに仕組みが発達し、篤志家層の地域の名士 (Wise Men) が運営に関わることで資金仲介組織としての信頼と実績を築いてきた。一方日本においては、寄付の実行を妨げている一因として、寄付者における非営利組織に対する信頼感の低さや使途情報の開示が十分でない不満などが挙げられている。また公益法人は過去の規制の影響を受け、資産運用を抑制的にとらえる傾向が残っており、運用に関する専門人材に乏しく組織基盤強化が弱い。一方金融機関においても、近年顧客サービスの一環としてフィランソロピーのサポートを行うことが始まっているが、まだ緒に就いたばかりで、フィランソロピーの専門性の蓄積に弱い。従って、信頼性が高く持続可能な寄付仲介の仕組みの構築のために、非営利の資金仲介組織と営利金融機関が協働し、具体的なサービスメニューのひとつとして DAF を取り上げることは有効であると考ええる。

第四に営利金融機関においては、DAF の事業上の位置づけは、資金運用で得られる手数料収益が主たるものとなろう。さらに、DAF の活用可能性が、相続財産からの寄付、事業

譲渡所得からの寄付、将来の遺贈のための勉強プロセス、ファミリービジネスにおけるレガシー寄付実践の場など、多様であることから、富裕層から準富裕層まで幅広い顧客層に向けた新たな相談サービスの切り口として、DAF を位置付けることができよう。また従来の財団法人・公益信託設立のコンサルティングに加え、DAF という新たなツールも使い、フィランソロピーに関するアドバイスを展開することが期待できる。

2-2-4 将来的な展望～CRT、CLT のための税制改正～

公益信託では寄付をする篤志家の財産的な権利を一切切断するのに対し、分割利益信託は篤志家と財産の間に一定の関係が維持されている。分割利益信託は受益者の定めのない公益信託には当たらないので、今回の公益信託の改正にも含まれていない。

米国で発達した CRT(Charitable Remainder Trust)、CLT(Charitable Lead Trust)においては、受益権という財産の一部の利益を寄付する行為に対しても寄付控除を認められてきた。しかし日本では、分割利益信託はあくまで私益信託で、受益権の一部をチャリティに持たせるものとして日本の信託法の下でも十分設定可能であるが、税制的な優遇措置は講じられていない。

日本においても、例えば、生きている間は自分が受益者となり、死後はチャリティが受益者になるのであれば、富裕層でなくとも、「老後の資金問題」に悩まされることなく、無理のない範囲の寄付を行うことができる。逆に、生きている間はチャリティを受益者にすることで何らかの形で寄付の成果も確認し、自分の死後は高齢化しつつある自分の息子や娘を受益者とするなら、社会貢献と子孫への資産移転を両立できる。

これらは公益信託ではないが、社会課題解決の手段としての信託としてとらえることができるし、日本における寄付文化を広げていくのに有効と考える。将来的には、受益権が質的に分割されてチャリティに寄付されることに対して寄付税制が適用されるよう税制改正も必要であろう。まずは篤志家(寄付者)のニーズを明らかにすることが今後の課題と考える。

3 研究会記録

本項においては研究会での報告者の発表内容と資料を記載する。報告内容は報告会開催時点の法制度の検討状況に基づくものである。記述内容の文責は事務局にある。

3-1 第2回研究会「信託の活用と社会貢献」

報告 鶴尾 雅隆氏（日本ファンドレイジング協会 代表理事）

内容

3-1-1 前提となる社会変化について

3-1-2 現状の再認識について

3-1-3 世界で社会課題解決に貢献する信託

3-1-4 信託活動の検討の切り口

日本ファンドレイジング協会の鶴尾でございます。よろしくお願いいたします。

今日お話し上げたいのは、1つが信託による課題解決が必要となる背景の議論で、前提となる社会環境の変化を6つのポイントでお示しします。現状として、寄付の活用が1つの争点になりますが、7つの現状の再確認みたいところです。その中で信託の活用による社会課題解決をどう考えていくのかを、切り口としてお話しできればと思います。

信託の活用については、岸本さんもおっしゃられた通り、制度として活用しやすくなるようにどう改善していくのかという議論もありますが、同時に既存の制度でも、こういう商品や、こういうパッケージが作れるよねという議論があります。下手したら、そういう商品はすでにあるのだけれども、それが実際には、困難な状況にある人や社会問題に対して、活用がされていないという状況がある時に、どうマッチングしたり、啓発していくのかという議論もあると思います。

こうした点がこの研究会の中でも明らかになっていくことで、信託というものをマックスにここまで活用できるのだという共通理解と、それを通じて社会問題を解決していくんだという大きな絵を全体像としてテーブルに上げるというのがすごく大事かと思います。

3-1-1 前提となる社会変化について

前提にある社会変化をリキャップして、6つの論点からピックアップさせていただきたいと思います。

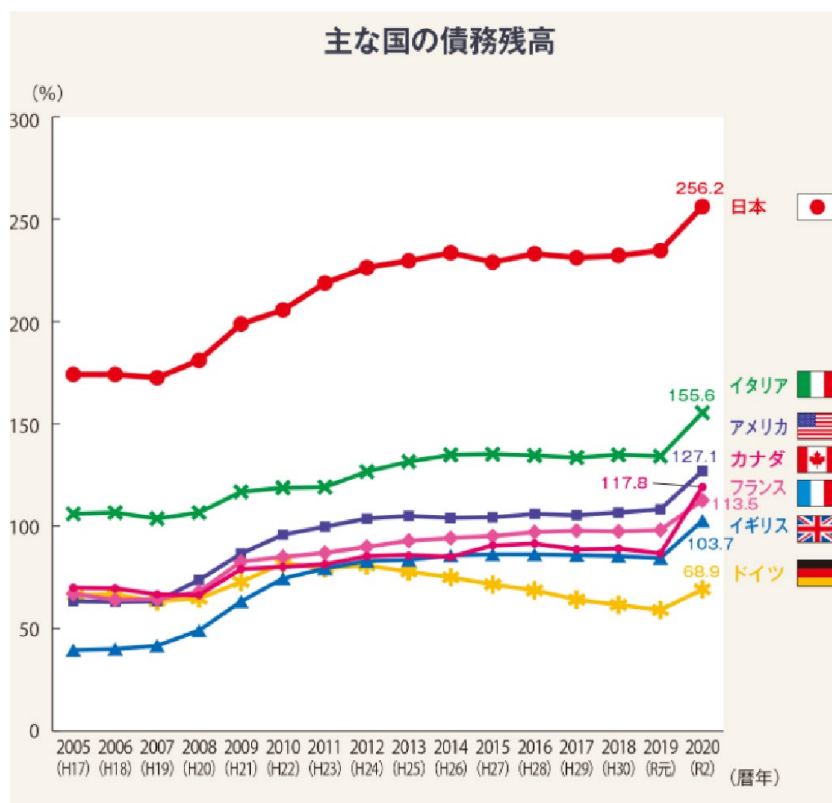
（1）少子高齢化、世界最速

前提の変化というのは、少子高齢化、財政赤字によるものです。1つ目の少子化の議論、

高齢化の議論というのは、1980 年代から 2030 年まで、ここまで大きな変化が生じてしまっている社会の中で、今までと同じやり方はもはや通用しないということの社会的な合意があり、理解があります。この社会変化の中で我々は信託というものを、ともすると我々は 1980 年代から 90 年代の高度成長期の流れを引きずったイメージの中で社会システムを考えがちなのですが、全く新しい世界がここに生まれている中で考えなければいけないという状況にあると思います。

（２）財政赤字人類未体験ゾーンへ

財政赤字というのが非常に大きくなっている中で、民間資金による課題解決ということに、政府の金融機関も社会全体もみんなが期待をし始めているという状況が大きな社会変化の前提だと思っています。

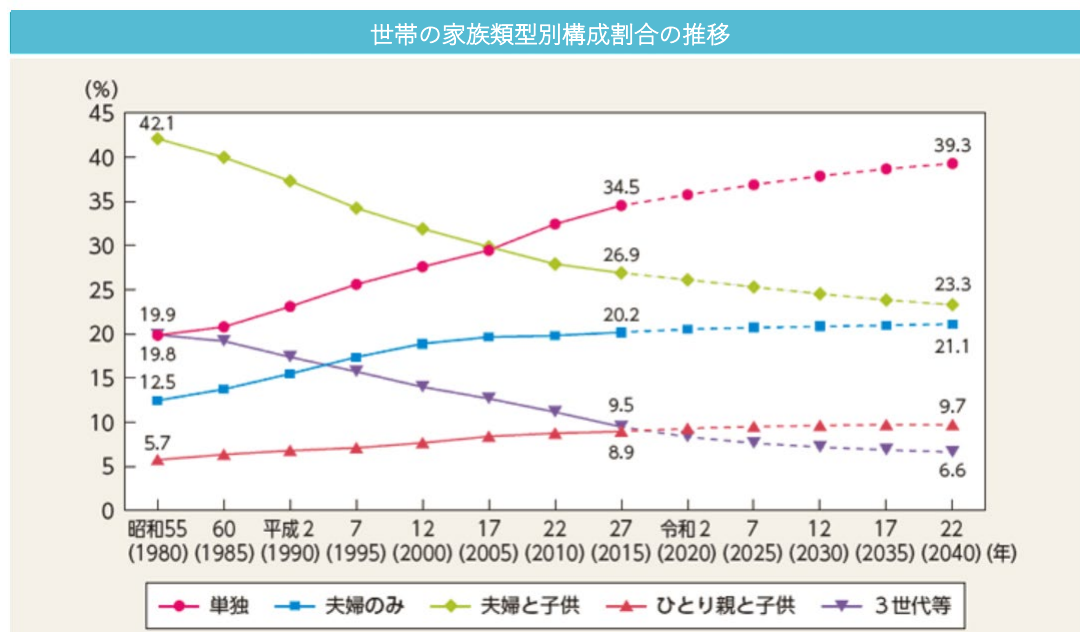


（３）家族構成の変化

第3点は、家族構成の変化。ここがまさにこの信託の議論にも繋がる場所だと思いますが、こうした大きな社会環境の変化の中で、孤立、孤独やいろんな問題が起こり、実は日本の社会制度、行政の仕組みも含めてですが、今非常に大きな問題だと言われているのが、家族構成の変化です。

1980 年代、つまりサザエさんがすごく流行っていた頃は、サザエさん世帯みたいなものが、暗黙の合意としてありました。当時は 3 世代同居の世帯というのが 19.8%でした

が、今は本当に少ないです。夫婦と子どもが暮らしている標準的世代がかつては42%ありました。それが標準世帯だと思っていますけれど、今は26%で、4世帯に1つしかないのです。マジョリティは圧倒的に単身世帯になっています。

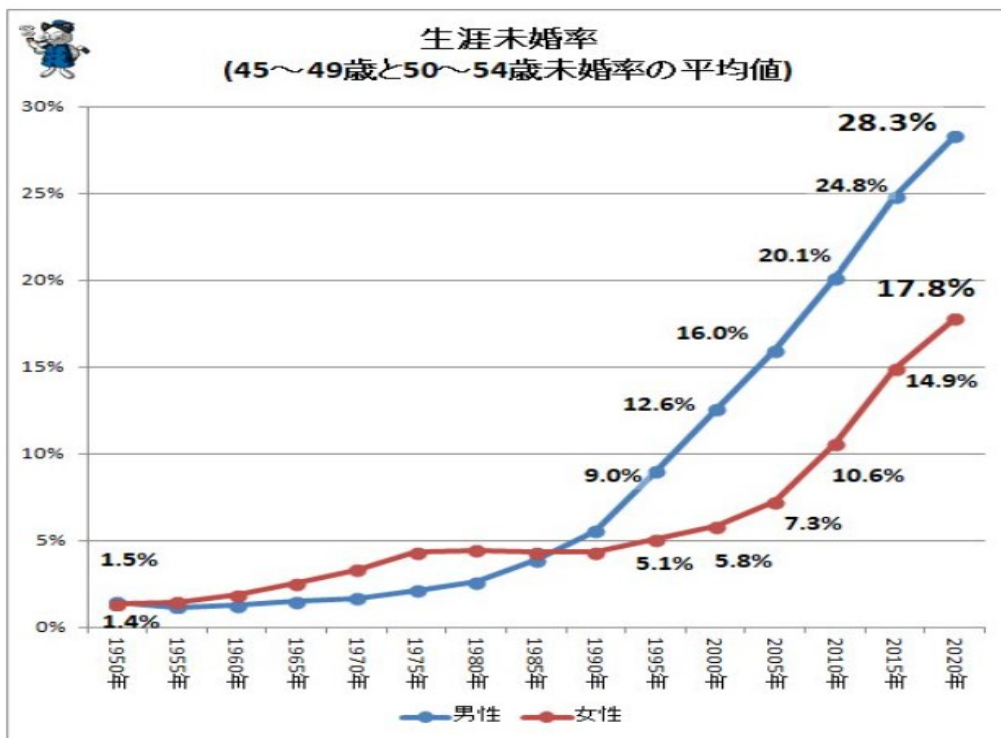


日本のメインストリームにいる官僚だったり、大企業にいらっしゃる方は、単身者割合が相対的に低いのです。身近にあまりいません。けれども社会全体として考えると、4割が単身の時代が来るわけです。

当然、家族継承や家族の中で支え合って何かを実現するということが極めて困難な状況が存在していて、世代間継承というものが、例えば障がいを持った子どもがいた時に「家族兄弟で面倒見てね」ということが前提となってしまう社会というのが存続不可能になる状況があるということだと思います。ここが3つ目の家族環境の変化ということになります。これが様々な社会問題の、例えばシングルマザーの問題もそうですが、3世代同居だったらあまり大きな問題になってないかもしれないけれども、シングルマザーで親子だけという状態が非常に大きな社会課題になってきてしまうということです。

(4) 生涯未婚率の上昇

この裏返しで、生涯未婚率という議論が出てきます。おひとりさま率が高くなっているということです。これが止まる兆しがまだないのですが、韓国はもっとひどいので、日本ももっと行く可能性があります。韓国の生涯未婚率の状況は、日本よりもはるかに進んでいます。これはやはり家計が苦しいという問題もありますし、価値観の変化もありますが、この延長線上には、こういう人たちが高齢になった時にどうなるんだろうとか、資産継承をどうしていくのんだろうかといったところに同じような課題が生じていくということがあります。



生涯未婚率(45～49歳と50～54歳未婚率の平均値)

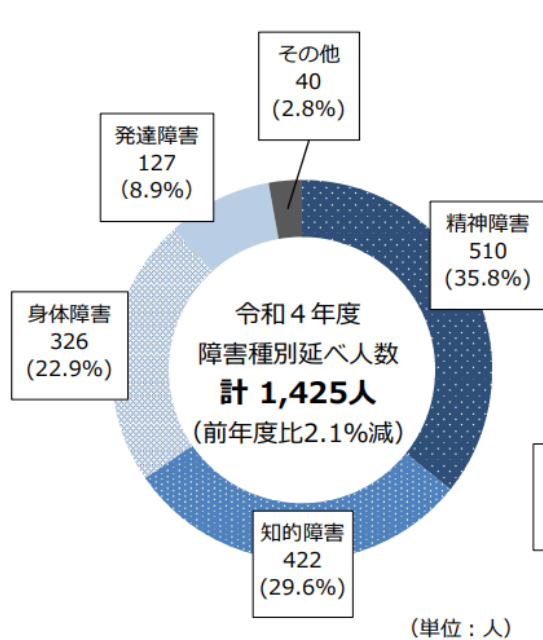
(5) 障がい者の経済的虐待が問題化

5番目は、信託を使った社会問題解消です。お父さん、お母さんが経済的には余裕があって、子どもが障がいがあります、しかも子ども1人です、という時に、資産継承で後見人を親戚に頼んだはずなのだけれど、あるいは司法書士に頼んだはずなのだけれど、その後で使い込まれてしまったというような問題が起こります。今、身体的虐待とか心理的虐待だけではなくて、経済的虐待っていうのが非常に大きな問題になってきているのが、日本社会全体の共通軸としての課題なのだろうと思います。経済的虐待というのは、使い込んでしまうとか、給料上げないとか、そういう問題ですね。

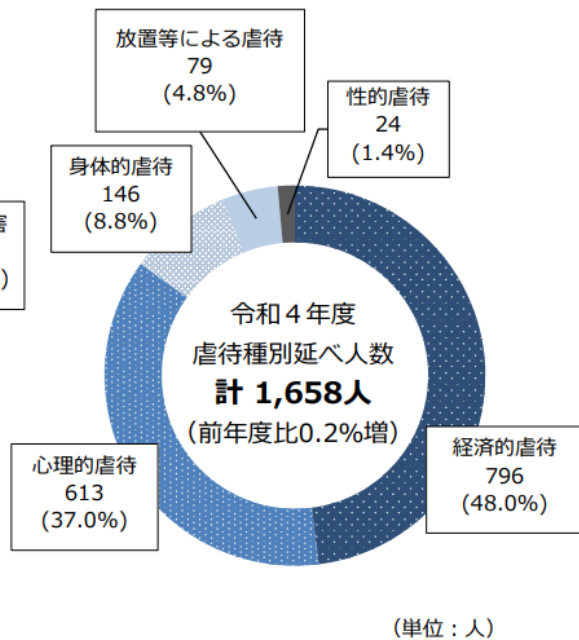
ここが資産継承において前提となる社会状況の変化です。核家族化が進み、1人の人が増え、そうした状況の中で、我々は社会の安定的なウェルビーイングの向上のために何ができるかということをいろんな切り口で考えなきゃいけないという中に信託もいるのだということです。

通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

①障害種別



②虐待種別



（6）その他様々な社会環境変化

次に、社会環境変化のもう1つの変化です。

少し昔の調査ですが、孤独・孤立率で OECD 加盟国 20 カ国中 1 番高いのは日本だという調査結果があり、結構センセーショナルでした。最近の日本の独自調査の結果はもっと悲惨です。もっと孤独率が高くなっているのです、15%どころじゃないです。ここも前提としてある状況なのだと思います。

そうした状況の中で、ぱっと思い浮かべていただいただだけでも、様々な社会問題が日本は噴出してきているということかと思えます。かつて高度成長期は、経済が成長すれば分配原資が増え、こういう問題も割と解決しやすかったし、家族という機能がセーフティネットになっていたと思います。おじいちゃん、おばあちゃんがなんとかしてくれましたが、すでにそこは不可逆なのだと思います。どうしようもなくなっている中で、我々がこれからどう考えなければいけないのか。これは我々の責任として、次世代への責任として、我々が信託という仕組みを使って、こうした問題に結果として変化を生むということが大事なのだということだと思います。

1つのポイントは、心の問題を抱えている人、いじめにあっている人、ホームレスになっている人、子どもの貧困、ハラスメントに遭っている人、DV にあっている人、産後うつになっている人、いろんな問題がありますが、こういう人たちが様々なサービスの商品にアク

セスしたり、こういう問題を未然に防ぐために行動するということは非常に困難なのです。ですから、いかに結果としてこの人たちが困らない状況にするための予防的な措置として、我々の仕組みを作るかが大事だと思います。

3-1-2 現状の再認識について

(1) 助成財団数の推移

では、7つの現状の再確認です。1つ目が財団の推移です。助成財団センターの調査で財団の新規の設立数を示したものです。引き続き財団は設立されているのですが、すごい勢いで出来ているかという、必ずしもそうではないという数字になっています。

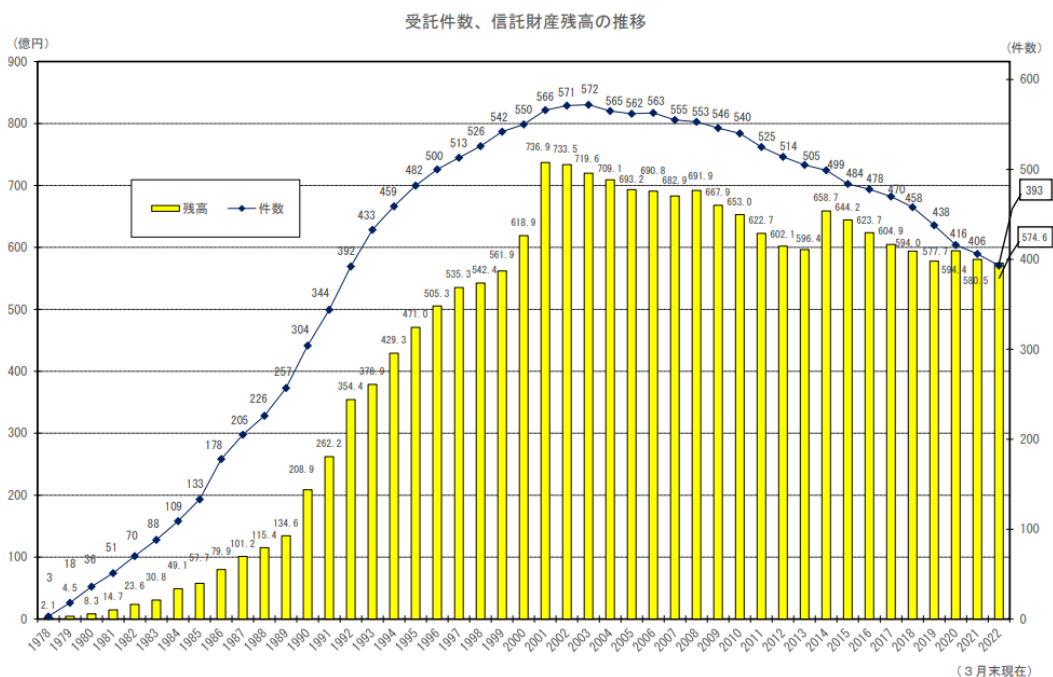


ただ、富裕層の方を中心に事業で成功された方が新しく作る財団などは、この助成財団センターの調査に反応していない層として存在しています。メセナの時に企業が設立した財団のような、そうした伝統的財団というのはなかなか今あまり増えてきていない中で、ニューフィランソロピーとも言うべき財団が、ここに数字で現われない中で生まれてきているという状況があります。

ここでのもう1つのポイントは、新たなフィランソロピーをやる人たちは別に財団という形にこだわっていないので、ドナー・アドバイズド・ファンドのような基金であったり、信託であったり、様々な形でビークルはなんでもいいと思って作られる方が増えてきているという傾向もこの調査から見られると思います。

(2) 公益信託数の推移

私もかつて公益信託の運営委員をさせていただきましたけれど、非常に手間もかかる中で売り上げもなかなか立ちませんし、公益信託数というのがなかなか増えてこないという状況があります。今回の公益信託の制度改正に我々も大変期待しています。

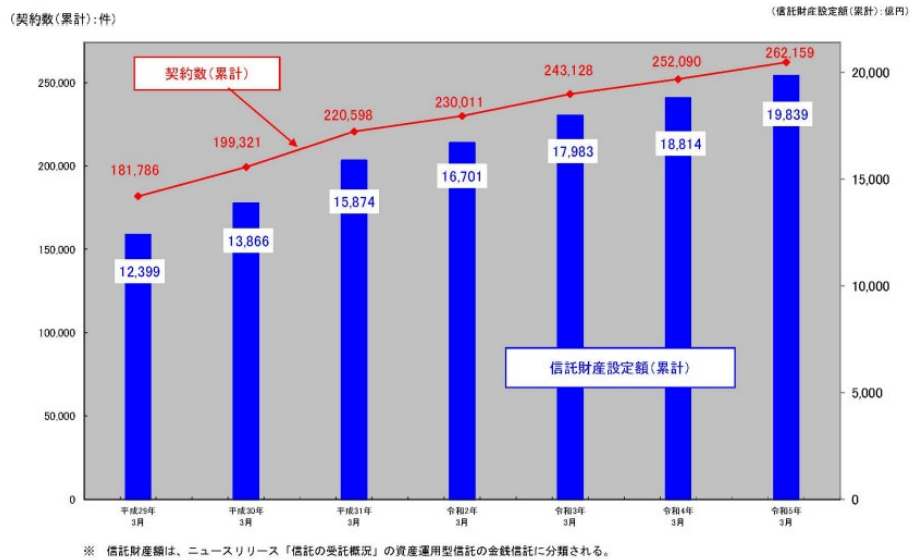


(3) 教育資金贈与信託

他方で信託の新たな商品がブレイクスルーするというのを、我々とてもうらやましいと思っています。例えば、教育資金贈与信託は出来て10年ぐらいなるかと思いますが、あっという間に1兆円超えました。これはお孫さんへの教育資金贈与に関して非課税の割合があるということで一気に伸びたわけですが、信託商品でフックが引かかるものが出た時に一気に大きなお金が動くというのは信託ならではの気がします。

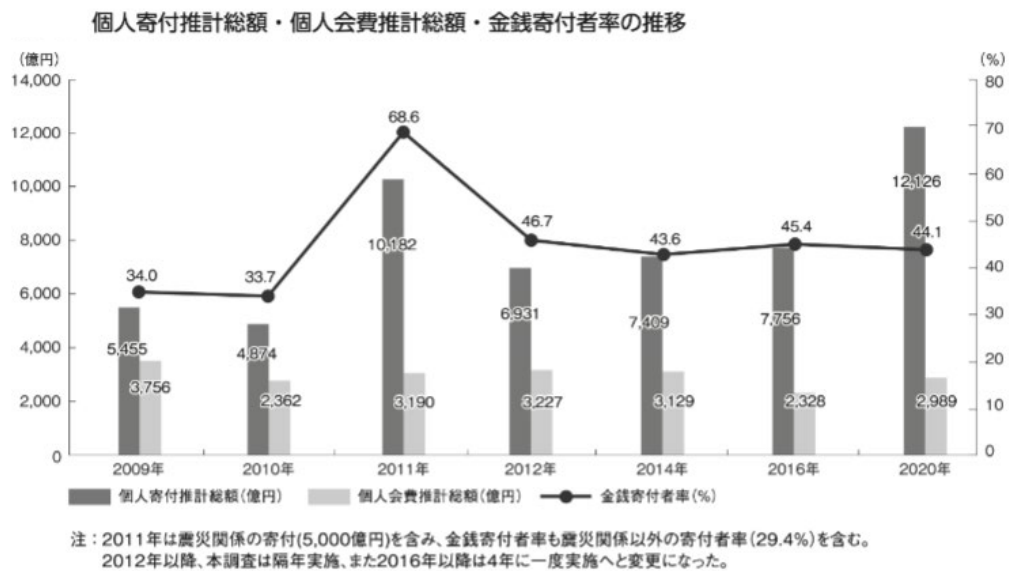
寄付税制を少しいじったぐらいでこんなことはなかなか起こらないでしょうが、信託という仕組みの中で新しいサービスや商品が生まれると、大きな動きになる可能性が潜在的にあるのだということを、我々も教育資金贈与信託ではとても感じました。じゃあ、こうしたものが何か社会課題の解決の文脈で組めないだろうかということが、1つの方向性としてあるのだと思います。

教育資金贈与信託の受託状況



(4) 個人寄付者のトレンド

4番目の現状認識として寄付のトレンドを説明します。個人寄付者に関しては、我々、寄付白書を出しておりますが、東日本大震災があった2011年を1つのピークとして、その後も大体45%ぐらいの方が寄付をされるという状況が続いています。



(寄付白書2020)

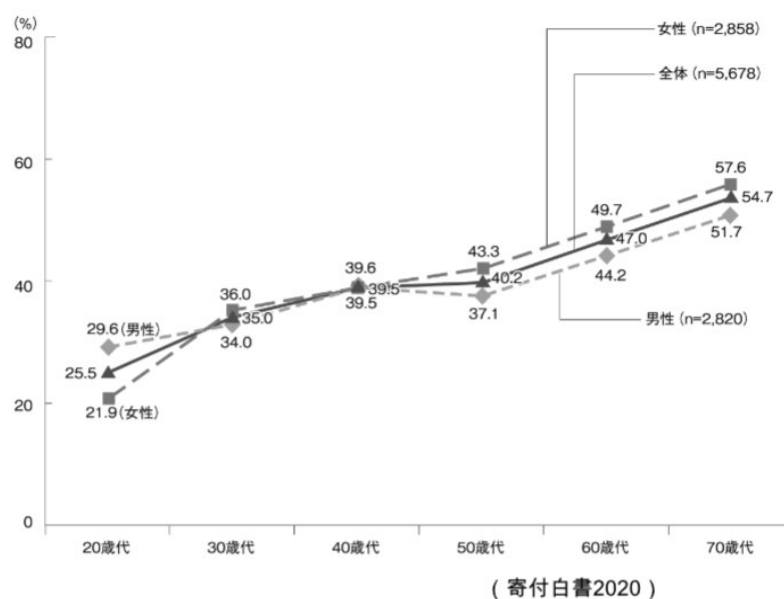
2020年の数字が跳ね上がっているのは新型コロナ禍の影響が大きいので、そこは異常値ということで考えていただければと思います。普通の寄付自体はすごく伸びているわけではないのですが、寄付者数に関しては震災を経て若干の増加が起こっているという状況があります。

(5) 個人寄付者の年齢別トレンド

こういう大規模イベントがあった時に、社会の空気が変化します。様々な調査で世界中で同じ傾向が言われていますけども、コロナでは若い層が寄付をするという傾向が非常に多かったのです。いわゆるZ世代ですね。もう1つが、特に日本では、富裕層の社会貢献がコロナ後に結構進み始めたなというのが実感としてあります。

年齢別トレンドでは、若い方が低く、お年を召すに従って寄付する傾向が高くなるということが言えます。今回の信託の議論に関しても、60代、70代の社会貢献意識が高まってきている層に対してどんな設計をしていくといいのか。70代になってくると実に6割近い方がそういうことに興味を持っておられるのだという中で、商品設計にどう当たっていくかが大事だと思います。

図1-9 性別・年代別 寄付者率



(6) 寄付者の意識

寄付者の意識について、これも寄付白書での調査ですが、寄付に関する前向きなモードというのは、「寄付は未来社会の投資だと思う」という人が5割を超えてきました。これは大きなことだだと思います。かつ遺贈寄付は、我々の調査でも「亡くなる前に一部遺贈寄付してもいい」という方が40%を超えてきています。これも非常に可能性があるなと思います。実際にやっている人は私の感覚では0.1%もいないんですが、そういうことをおっしゃって

はいるわけです。これは大事な第一歩です。

他方で、「寄付したお金がきちんと使われているのか不安だ」と言っている人は8割近い。このギャップを埋めない限りは、寄付の話は進んでいかないと思います。信託がどういう役割を果たせるのかということも、重要な論点なのだと思います。

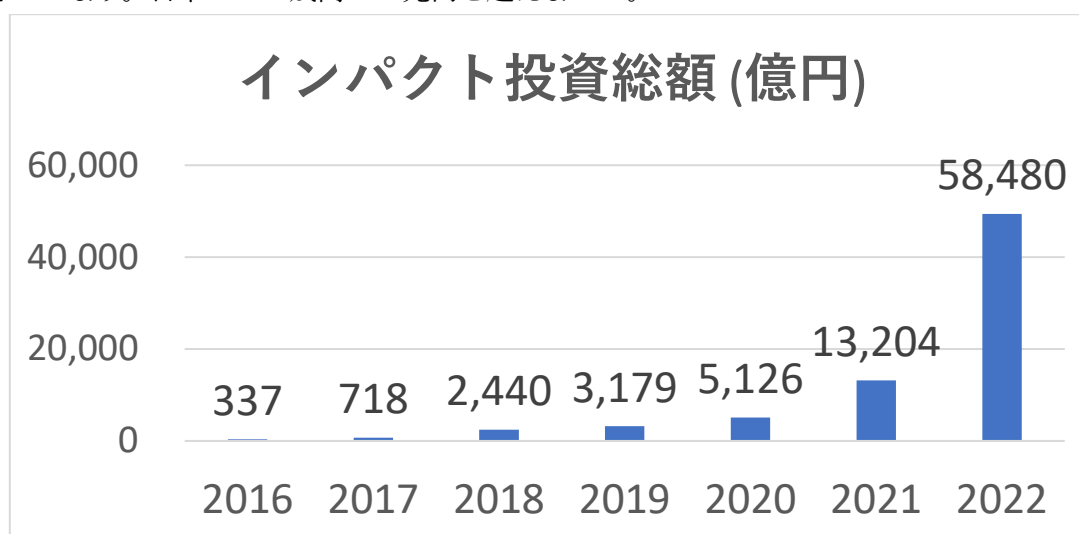
-15 寄付についての考え

(%)	そう思わない	どちらかといえば そう思わない	どちらかといえば そう思う	そう思う
寄付者の名前は公表されるほうが 寄付のしがいがある	36.4	37.8	20.4	5.5
寄付は未来社会への投資だと思う	19.6	28.6	43.6	8.1
将来資産があれば、亡くなる際に 一部を遺贈寄付してもよいと思う	28.4	29.3	32.2	10.1
寄付することによって達成感が 感じられる	27.1	34.6	33.7	4.6
寄付したお金がきちんと 使われているのか不安に感じる	9.0	13.8	40.9	36.3

(出典 寄付白書2020)

(7) インパクト投資の急増

こうした寄付の動きがある中で、信託の可能性の話に繋がる場所でもあるのですが、今社会課題解決を主目的としているインパクト企業、インパクト・スタートアップという企業が急成長しております。日本でも急成長、世界でも急成長です。そこに対する投資がインパクト投資です。経済的リターンを得るのが普通の投資だとすれば、社会的なリターンをちゃんと評価してあげる投資がインパクト投資と言われていますが、この投資が世界で急増しています。日本でこの残高が5兆円を超えました。



見ていただきますと、この2年間の急成長は著しいです。この議論の延長戦上にどうい

ことが今動いているのか。資本主義の限界の議論から、岸田政権でも「新しい資本主義」では、株式市場において「リスク」「リターン」に加えて「インパクト」を評価軸にした投資がされるような仕組みを作っていく必要があると方針の中で位置づけているというのが 1 つ目です。

インパクト投資残高は世界では 170 兆円になっていて、ESG 投資という環境、社会に配慮した投資が、機関投資家の株式総額の大体 4 割になっていますので、全ての上場企業は ESG、環境、社会への配慮は、無視できなくなっています。

インパクト投資は環境社会配慮ではなくて、具体的に社会にポジティブなインパクトを生み出している企業かどうかを評価するということが加わっていますから、よりポジティブ・スクリーニングだと言われています。これに対し ESG はネガティブ・スクリーニングで、環境に悪いことをしてない、社会に悪いことしてない企業です。ポジティブ・スクリーニングのインパクト投資は、その金額が今 170 兆円で大体 1.5% ぐらいですけども、向こう 10 年以内ぐらいには世界全体の株式の 10% に行くのではないかとということを、いろんな金融機関、世界中のトップリーダーがみんな言い始めてきています。

そういう中で、日本の 60 社を超える主要金融機関のトップの皆さんが、インパクト指向金融宣言に署名をされました。これも 2 年前に始まったムーブメントで、最初は「こんな宣言に署名するところはないよ」と言われていたのですが、あれよあれよという間に 65 社に署名をしていただいて、金融機関が社会にインパクトを生み出そうという流れが日本でも生まれました。

インパクト・スタートアップ協会もあります。これは何を意味しているかというと、企業も投資家も「社会問題の解決をやります」と言っている企業を応援する投資が生まれて、それが世界の株式の 10% になり、それを目指していますと宣言している企業が大量に生まれているんですね。

問題は、その企業が本当にずっと社会のために活動する企業かどうか。株主が変わっちゃったら、ミッションが変わっちゃう可能性があるじゃないですか。誰かが買収して持ち株が 51% になった瞬間に、「いやいや、社会問題の解決じゃなくて、もっと儲かることをやれ」と言ったらミッションが変わってしまう。この状況をちゃんと回避する社会的装置がなかったら、今こんなに頑張って、みんなが 170 兆円も投資したものが全部無駄になる可能性があります。そういう中で、企業のミッションをちゃんとロックして変わらないようにさせるという議論がここから生まれてきます。これが信託の持っている一つの可能性ということです。

3-1-3 世界で社会課題解決に貢献する信託

今お話ししたのが、6 つの社会的変化と 7 つの現状認識なんですけど、最後に世界で社会課題解決に貢献する信託の 3 つの可能性という話をしたいと思います。

1つは、寄付を安心して託す役割としての信託。これは今までもありましたし、これからもあります。

もう1つが、経営者の意思の永続性をもたらす役割。先ほど触れたように、社会課題解決をもっばらにやるのだと言って成功して成長したビジネスというのが、誰かに買収されて全然違うビジネスにならないようにする。そこへの関心が今世界中で起こっているということです。

3番目が、障がいがあるとか課題がある家族とか、社会問題そのものを信託という仕組みで解決できないか。この3つの軸です。

事例①：地域活性化を信託で実現

1つは、私も運営委員やっていた、公益信託世田谷まちづくりファンドの事例です。寄付で信託を使ってというと、1つは公益信託の制度になります。なかなか手間もあって広がりをもたせざるかという議論はありますが、こうした寄付を使って信託で社会問題を解決というのは様々な事例もありますし、これからもこれを増やしていくということが考えられます。

事例②：企業の社会貢献を株式活用で実現

2つ目の事例としては、三井住友さんもやっておられる、企業が社会貢献の一環で株式を発行して、この株式を信託に委託して、その資金から社会貢献していくというタイプのモデルです。トヨタ・モビリティ基金など、こうした取り組み事例も日本でも生まれてきます。こうしたものがどんどんやりやすくなるにはどうしたらいいのだろうかというのが、2つ目の事例です。

事例③：企業経営者の意思の継承を信託で実現

3つ目の事例はミッション・ロックです。世界最大の社会的インパクトの投資会社で、Bridges Ventures という会社がイギリスにあります。創業者3人で立ち上げて、社会問題解決のための投資会社としてやってきたのですが、自分たちが亡くなったらミッションが希薄化し、子どもが株を売ってしまって、Bridges Ventures は「社会課題解決の投資じゃなくて、儲かるベンチャーに投資しろ」と投資家が言い始めるかもしれない。これを排除するためにトラストを組んで、そこに株式を委託して、意思決定にそのトラストが絡む形にして、意思決定の継続性を担保しようとした。こういうことが生まれてきているということです。

事例④：課題を持つ子等に長期の生活支援

課題を持つ子に対する長期の生活支援についてですが、弁護士が口座から次々に着服するといった問題が起こっています。障がいを持った方に親御さんが1億円以上のお金を残し

て、「これで子どもは大丈夫」「これで食っていけるだろう」と思ったら、7,200 万円を着服されちゃったみたいなことが起こる。これを回避する仕組みにしておかないと、障がい者は 700 万人いるので、子どもたちの親御さんたちが安心できないということです。

3-1-4 信託活動の検討の切り口

私が今論点として見ているところを最後にご紹介したいと思います。

(1) 寄付のための信託

まず、寄付のための信託という議論に関しては、いくつかの切り口があると思います。

1 つは、ブランドギビング信託が実は 2011 年、民主党政権の時に実現はしました。ですが、税制優遇に関しては「悪い冗談なんじゃないか」というぐらい、全部税制優遇を飛ばされた。ブランドギビング信託という名前だけ実現したみたいな感じです。骨抜きどころか骨がないみたいな制度にされてしまいましたので、これを米国並みの制度に近づけるための施策というのは、非常に重要だろうと思っています。

公益信託法は今回改正の議論がありますから、この改正を適切に実現して、これを最大限生かしていく流れを、どうやって我々は官民連携で作っていけるかということがあると思います。

先ほどの教育贈与信託というのは自分の子どもに行うわけですが、子どもがいない人が、生涯未婚率 25%を超えてるわけですから、一生子どもがいない人が誰かのために教育資金出すことができるような商品だったり、商品設計でこれを広げていけるようなものはないだろうかというのも、1 つの問いであると思います。

企業の株式信託による社会貢献で、トヨタ・モビリティ基金みたいなモデルをどう広げていけるかということもあります。

最後にドナー・アドバイズド・ファンドです。パブリックリソース財団をはじめ基金を作るというのが結構広がってきていますが、基金を作ることに関する柔軟性やインセンティブを、ドナー・アドバイズド・ファンド並みにやりやすくしていくということを、制度としてどう標準化していくか。同時に、金融機関もこうしたものができるようにしていくという、そうした流れも含めた設計をどう考えるかということがあるのだと思います。

(2) 社会的ミッション・ロックのための信託

2 番目の論点は、社会的なミッション・ロックです。インパクトを創出するミッションを持って立ち上がったビジネスも世界中で大量に生まれている中で、ミッション・ロックを我々がサポートできる信託という仕組みが、どうやって進化していくのかということがあります。

今でももちろんできますが、より簡便に、やりやすくなる形をどのように考えればいいのか

かが1つの論点としてあると思います。

(3) 社会課題解決のための信託

最後が、課題解決のための信託です。困難ある家族を継続的に支える信託は今でもやろうと思えばできますが、先ほど挙げた 7,200 万円着服の例のように、それが生かされないまま、貴重な親の資産を使えないまま、障がいある方が困っているという状況が今もあります。経済的虐待は、日本では極めて一般的に起こっています。

ダスティン・ホフマンが出演した「レインマン」という映画をご覧になった方がいると思います。その中にあったような、信託をした後に委員会で議論して、受益者のためになるのだったら使い方とか目的を柔軟に変えるようなことは、現状の日本の信託だとやりにくいと感じています。

映画では、仲が悪かった兄弟が途中で仲良くなったのを見て、受益者や配分を変えるんですよね、委員会が信託に助言して。そのほうが受益者の益になっていると価値判断を変えるのですけども、そうしたことができるということですね。こうしたレインマン・モデルのような、受益者のウェルビーイング、つまり委託者の決めたルールをちゃんと執行するだけでなく、課題解決につながるウェルビーイングを高めることを考えたモデルみたいなことがどうやって実現できるかということです。

あと1つは、古民家とか文化財の所有権を小口で分けて、みんなで運営するみたいなモデルも信託で組めるので、こうしたモデルが今後どう広がっていくか。こういったあたりが論点としてはあるのではないかという感じがいたします。

私のほうで、前提となる社会変化6つと、現状の再確認7つと、3つの切り口での論点を提示させていただきました。あとは皆さんとご議論ができると嬉しいなと思っております。よろしくお願いします。

3-2 第2回研究会「遺贈と信託に対するニーズの動向 遺贈寄付 の現場から見る諸課題」

報告 齋藤 弘道氏（遺贈寄附推進機構株式会社 代表取締役）

内容

3-2-1 遺贈寄付の現状

3-2-2 寄付に活用できる信託

3-2-3 遺贈寄付の現場で見る課題

私は遺贈寄附推進機構という会社の代表取締役と、全国レガシーギフト協会の理事をやっています。いずれも遺贈寄付のための組織です。信託を活用した寄付という観点については、私は遺贈寄付という相続に関係した観点でしか現状を見ることができませんので、そこに絞ってお話を進めてまいりたいと思います。

今日は3つお話ししたいと思います。遺贈寄付がどういう状況になっているのかという点と、寄付に活用できる信託とはどんなものがあるかというところ。それから遺贈寄付を信託で行った場合に何が問題になりそうなのかという点をお話ししていきたいと思います。

3-2-1 遺贈寄付の現状 実績推移・社会的背景・マーケット

（1）遺贈寄付の方法

遺贈寄付の方法をここで整理しますと、表の上から遺言による寄付ですね、遺言を書いて、その中でここに遺贈しましょうというのがあります。それから契約による寄付、さらに生命保険の受取人に団体を指定するタイプのもの。それから、これは本題になりますがけれども、信託による寄付ということで、この後詳しくお話いたします。

遺言とか契約を使わずに寄付が行われるタイプとしては、相続人が受け取った財産の中から寄付をするという相続財産の寄付というのがあります。実は全体の遺贈寄付の中では圧倒的にこれが多いです。あとは少し観点違いますけれども、香典返し寄付というのも遺贈寄付の1つかと考えているところです。

遺贈寄付の方法

時期	方法	寄付の意思の残し方	利用度
生前	遺言による寄付	財産の一部を非営利団体等に寄付することを遺言で残す	◎
	死因贈与契約による寄付	寄付者が非営利団体等との間で死亡後に寄付が実行される内容の贈与契約を締結	×
	生命保険による寄付	寄付者が生命保険に加入し、死亡保険金の受取人に非営利団体等を受取人に指定	△
	信託による寄付	信託の受託者との契約により財産の一部を非営利団体等に寄付することを約する	○
死後	相続財産の寄付	手紙、エンディングノートなどで遺族に相続財産の一部を寄付することを伝える	◎
	(香典返し寄付)	遺族が香典のお返しに代えて、故人が支援していた団体に寄付する	○

(2) 日本の遺贈寄付の推移

遺贈寄付の推移ですが、これは NPO が国税庁に開示請求して分かった件数です。着実に増加はしているものの、日本では 800 件ぐらいしかないという非常に残念な状況です。

国税庁が開示した資料ですので、相続税の申告をしていない人は対象外になります。基礎控除以下の方が遺贈したとか、逆に包括遺贈で全部寄付したといった時には、相続税の対象にならないので、ここに入っていない。それよりはだいぶ件数は多いのだろーと思いますけれども、それを把握する数字がないので、これを見ているというところです。

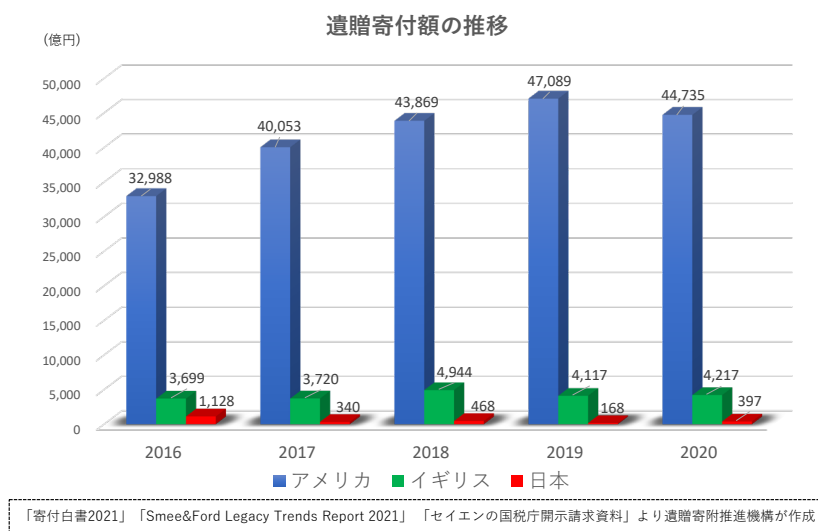


(3) 日本と外国の比較

外国と比べますと、これがイギリスやアメリカと比べた遺贈寄付の金額の推移です。金額で見ますと 300 億円とか 400 億円です。日本はまだまだ件数が少ないので、年によってものすごいばらつきがあるというのが現状なんですけど、それでも数百億円レベルに対して、イギリスは数千億円、4,000 億円とか 5,000 億円。アメリカが 4 兆円とか 5 兆円という数字になっていて、まさに桁違いという状況です。

日本は少ない金額ですけど、この中の 85%以上が相続財産からの寄付の金額です。遺言による寄付でもないし、信託による寄付でもなく、相続人が任意に普通に寄付をしているというのが現状と思います。

日本と外国の比較



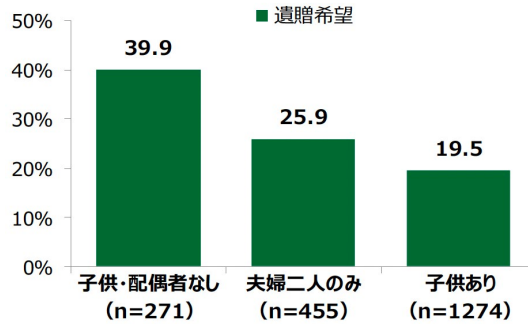
(4) 遺贈寄付を希望する人の割合

遺贈寄付を希望する人の割合というのは、いろんなアンケート結果を見ても大体これぐらいの数字になっています。これは日本財団から引用しておりますが、子どものいる方で遺贈寄付したいという希望ですね、あくまでも希望を持ってらっしゃる方が大体 20%ぐらいで、子どものいないご夫婦で 25%ぐらい。子どものいない独身の方で 40%ぐらいの方が、「遺贈寄付してもいいかな」という感じです。

やはり子どもがいない方やおひとりの方が遺贈寄付を希望されているというのは、考えてみると分かると言いますか、財産を残す相手がいないということが 1 つのインセンティブになっていると思いますし、実際に私が遺贈寄付のご相談を受ける方のほとんど 95%ぐらいの方が左の 2 つです。中には、相当な資産家の方は、子どもがいても寄付したいということがありますがけれども、数としてはやっぱり少ないのかなと感じているところです。

遺贈寄付を希望する人の割合

法定相続人別の遺贈意向

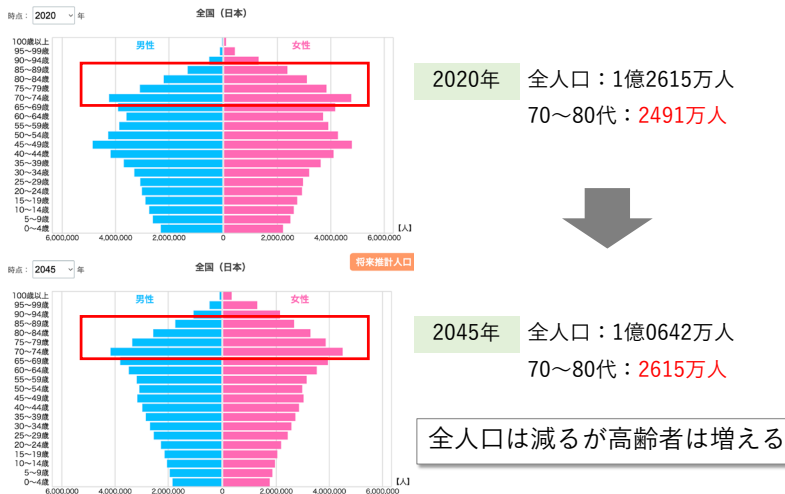


(日本財団 2023年1月5日発表)

(5) 日本の人口ピラミッド (将来推計)

人口は2020年から2045年の25年間で2,000万人ぐらい減っていくということですが、人口が2,000万人も減るのに70代、80代は逆に増えるということが起こりますから、高齢化率はとんでもなく上がっていく、この傾向がしばらく続いていくということになると思います。

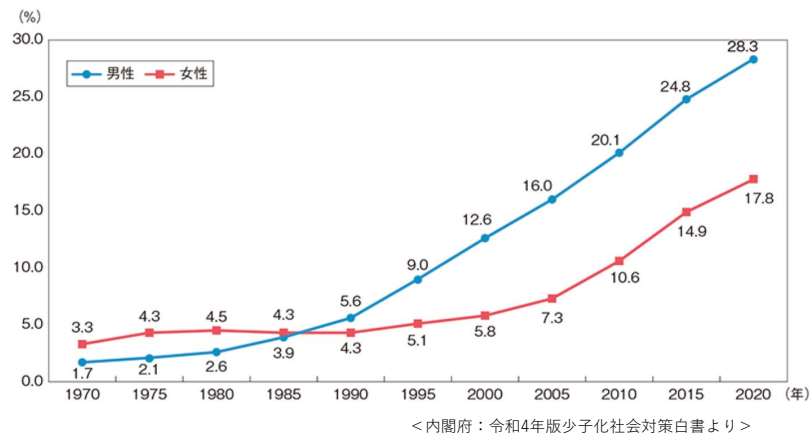
日本の人口ピラミッド (将来推計)



(6) 50歳時未婚率 (生涯未婚率) の推移

さらに、高齢者が増えるというだけでなく、鶴尾さんの資料にもありましたけれども、おひとりさまが増えていきますので、高齢者が増える、かつ未婚率も50歳以降も増えていく。将来推計では、30%とか35%になっていくだろうとあるわけで、お金を持っている高齢者の方がどんどん増えていく、プラスおひとりさまの割合が増えていくということになります。

50歳時未婚率（生涯未婚率）の推移

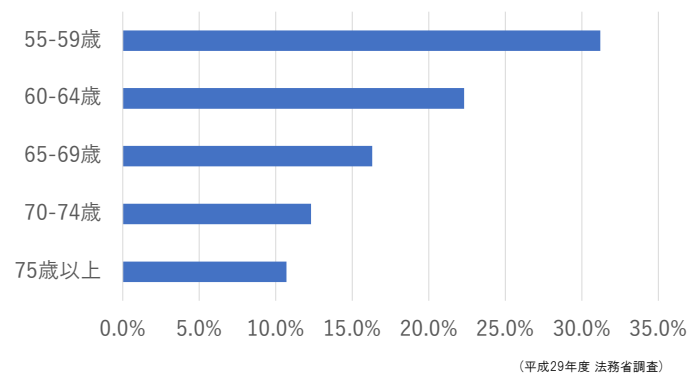


おひとりさまの増加

（7）ますます増加する「子どものいない人」

これは法務省が自筆証書遺言の補完制度をやる前提でアンケート調査をした時の数字なんですが、「子どもいますか」という問いに対して、75歳以上の方ですと10%ぐらいは子どもがいらっしゃるんですが、50代後半ですと、もう3割を超えているという状況で、おそらくこれよりももっと若い世代の方ですと35%とかになっていると思われます。

ますます増加する「子供のいない人」



今後20年かけて「子供のいない高齢者」の割合が10%→30%へ

この状態だと、20年後には55歳の方は当然75歳になりますので、子どものいない高齢者がものすごく増えるというのは、ほぼ確実に起こってくることだと思っているところです。

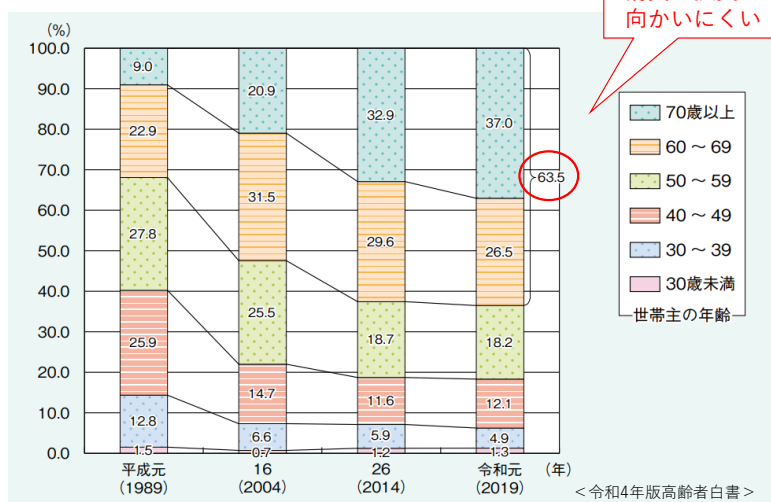
（8）高齢者に資産が集中

高齢者に資産が集中しているのは、年代別で見てもこのトレンドはかなりはっきり

していて、高齢者にどんどん資産が溜まってきている。高齢者ですので、当然 60 代以上になってくるとやっぱり消費とか投資には向かいにくくなるので、経済活動にはあまり貢献しにくくなってくるというのは見て取れるかと思います。

高齢者に資産が集中

●世代別 金融資産 分布状況



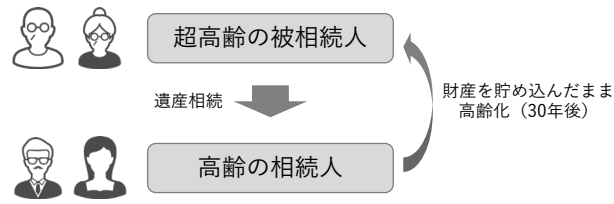
(9)「老老相続問題」への対応

今までのことを総合して考えますと、高齢化率が高くなる。高齢者に資産が集まっている。おひとりさまも増える。さらに超高齢者化社会に突入していますので、高齢者の中で資産がぐるぐる回っている。

今までは、80代ぐらいの方が亡くなって、相続人が50代という感じでしたけれど、被相続人の年齢がさらに上がって、90代ぐらいの相続人がかなりの割合を占めてくるようになってきている。相続人も、50代ではなく60代という形になってきている。さらに高齢化率は高まってくるので、高齢者の中で資産がぐるぐる回ることになる。遺産を受け取った相続人も、消費や投資に回さないまま自身が高齢化を迎えて、30年後には被相続人になって、さらに高齢者に相続していく。

このスパイラルがなかなか止められない状況になっていくのを、なんとか遺贈寄付でこの循環の外に出していきましょう。若い人に行くとか、もしくは公益的な活動をしているところに寄付をしていくということで、これだけで全てが解決できるわけではないですけども、1つの機能として遺贈寄付っていうのはあるんじゃないかと思います。

「老老相続問題」への対応



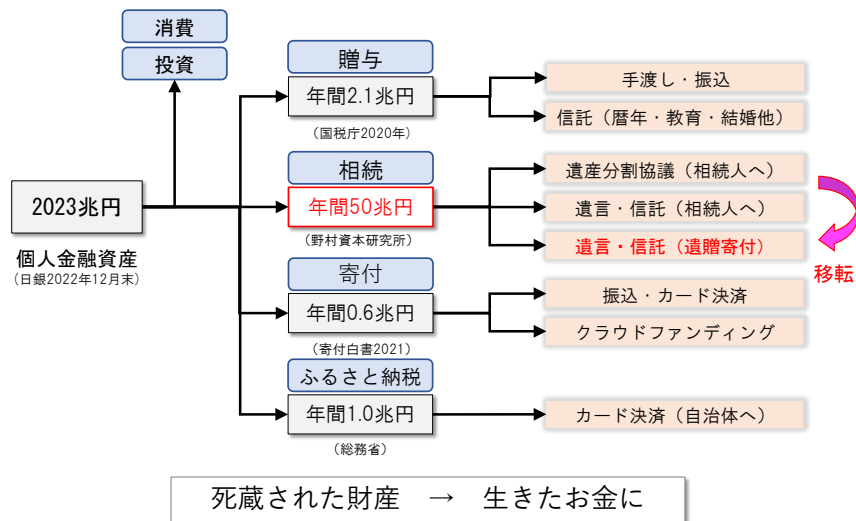
この資金循環を変える

遺贈寄付で財産を若い世代や公益活動へ

(10) 遺贈寄付の市場規模

個人金融資産が 2,000 兆円というとんでもない金額がありますけれども、ここに不動産などが加わって、年間 50 兆円と言われる相続で、実際にこれが動いているお金かと思えます。名義変更とか換金されて相続人に動いているお金の一部でも、遺贈寄付で違う形の相続といたしますか、公益的な動きの中に、なかなか動いていないお金を、生きたお金に変えていくことができるのではないかとこのところでは。

遺贈寄付の市場規模



3-2-2 寄付に活用できる信託 信託の種類・仕組み・活用場面

(1) 寄付に活用できる信託一覧

寄付に活用できる信託としては、まず公益信託があります。特定贈与信託は障がい者に対する信託ですが、信託期間中に受益者である障がいのある子どもが亡くなってしまった時に、残余財産を寄付することもできます。ブランドギビング信託（特定寄附信託）もあります。

寄付に活用できる信託一覧（1）

	公益 信託	特定贈 与信託	特定寄附 信託	生命保 険信託	財産承 継信託	遺言代 用信託	家族 信託
仕組み 概要	篤志家が公益 目的のために 財産を提供。 運営委員会が 助成先を推薦。 定期的に助成。	特定障害者の 親等が子の生 活安定を目的 に財産提供。 信託終了時に 寄付も可能。	信託銀行等が契 約した公益法人 等から寄付先を 指定。 日本版ブランド ギビング信託。	保険金受取人 を信託銀行に 変更。 保険金を分割 して定期的に 交付。	金銭を信託設 定し受益者に 定期的に交付。 遺言による信 託設定も可能 〈遺言型〉	金銭を信託設 定し死亡後に 第2受益者に 定期的に交付。 一時金型と年 金型があり。	組み合わせで多 様な形態。 〈後継ぎ遺贈型 受益者連続信 託〉の場合は以 下のとおり。
資金給 付方法	助成金を給付。 助成先はその 都度変わる。	受益者である 障害者死亡時 の残余財産。	定期的に寄付金 を交付。	死亡保険金を 定期的に受遺 者へ交付。	〈遺言型〉 死亡時に設定 して定期交付。	死亡後に第2 受益者または 帰属権利者に 交付。	全受益者死亡後 に残余を帰属権 利者へ。
寄付の 時期	生前から相続 開始後まで	受益者の 相続開始後	生前。信託中に 死亡した場合は 残余財産を寄付	寄付者の 相続開始後	〈遺言型〉 寄付者の 相続開始後	寄付者の 相続開始後	〈後継遺贈型〉 最終受益者の 相続開始後
NPO等 の立場	助成先	帰属権利者	指定寄付先 (契約要)	受益者または 帰属権利者	受益者 (受遺者)	受益者または 帰属権利者	主に帰属権利者
信託額 イメージ	億単位	数百万円～ 6000万円	10万円～ 数百万円	2000万円～ 数千万円	2000万円～ 数千万円	100万円～ 3000万円	数百万円～ 数千万円
利用の 状況	新規契約は 数件／年	数十件／年	新規はほぼ無し	数十件／年	数百件／年	数万件／年	数先件／年

次に生命保険信託。先ほど生命保険による寄付という話がありましたが、保険を直接、非営利団体に指定することがなかなかできないので、信託でくるんで受益者を公益法人に指定するというものもあります。

財産承継信託は、信託銀行によって呼び方も変わりますが、金銭を信託して、受取人を指定しておくという単純な信託でもありますが、遺言と組み合わせるということもできます。一部の金融資産を、例えば2,000万円を信託にしますと、信託の受益者がこうなっていて、信託目的がこうみたいな別途契約をしておいて、遺言と組み合わせることによって、一括して遺言で財産を渡すだけでなく、分割して渡すことができる。しかもその渡す先が人だけでなく法人も選べるということで、寄付にも使えます。

遺言代用信託でも、自分が亡くなった時に寄付ができる。受益者を公益法人などにしておくことによって、自分が亡くなった時に、信託してあった財産が寄付という形で使えるというようなものがあります。

商事信託のほか、民事信託の中では家族信託ですね。どんな組み合わせでも作れますので、その契約内容によって寄付ということも可能ではないかと思います。

使えるのか使えないのかというのを○×で割り振ってみますと、こんな感じになるかと思っています。

寄付に活用できる信託一覧（２）

	公益 信託	特定贈 与信託	特定寄附 信託	生命保 険信託	財産承 継信託	遺言代 用信託	家族 信託
委託者 ニーズ	○	○	△	○	○	○	○
制度の 利便性	×	○	△	○	△	○	△
受益者 ニーズ	—	◎	○	○	△	○	○
税制の メリット	○	◎	△	—	—	—	—
受託者 メリット	×	△	△	△	◎	△	△
認知の 体制	△	△	△	△	○	◎	△
普及度	×	△	×	△	○	◎	○
寄付の 利用	◎	△	◎	△	△	△	△

公益信託は、現行の制度では非常に固くできているので安心感がありますが、それが利便性になっていなくて普及していない。ただ、受益者の定めのない信託という形で、ある意味では財団の代わりのような機能として寄付のような使い方にもできるので、改正にはすごく期待しています。

特定寄附信託のブランドギビング信託は、寄付への利用のためにはすごくいい制度だと私は思っていますが、税制のメリットについては骨なしみたいな形になっている。逆に言うと、こういうところが改正されて、例えば有価証券も信託できて、その有価証券を信託の中で売却するとキャピタルゲイン課税が非課税になるとか、そういうことがあるとメリットが出てくるので、使われるようになってくるんじゃないかと思っています。

遺言代用信託も非常に期待している信託商品の１つです。寄付にはなかなか使われていないのですが、とても普及しているところが１つの魅力だと思っています。

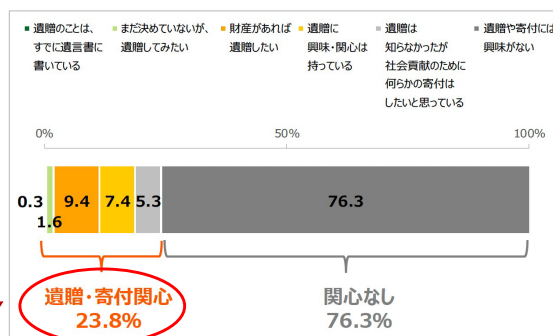
(2) 遺言作成における「意志と行動」のギャップ

日本財団のアンケート調査で、遺言による寄付と遺言代用信託の寄付を比較しています。遺贈や寄付に関心のある方は 20%を超えていますけれども、残念ながら遺言を書いていますかというと 3.5%で、非常に大きなギャップがあります。

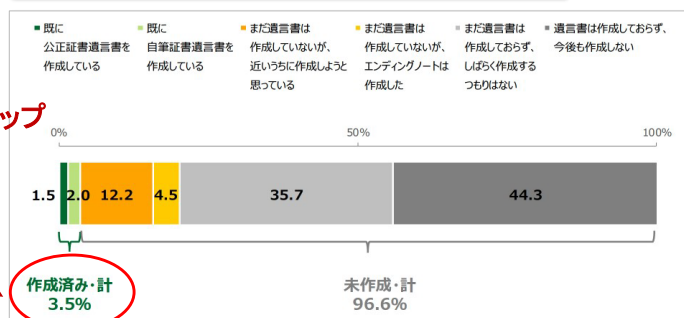
遺言作成における「意思と行動」のギャップ

(日本財団 2023年1月5日発表)

Q：あなたは「遺贈」してみたいと思いますか？



Q：あなたは遺言書を作成していますか？



ギャップ

遺言を書くのは面倒
専門家への相談が必要

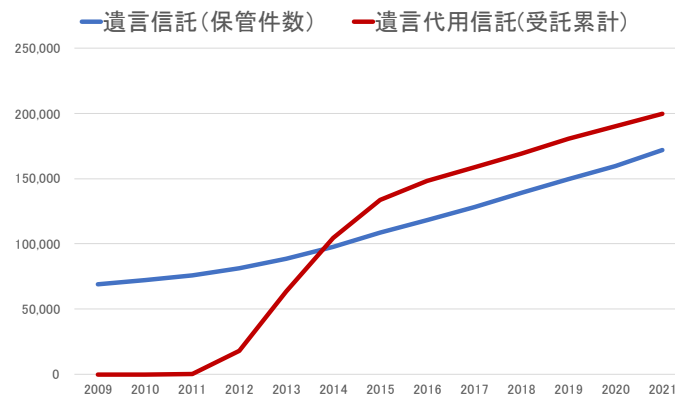
それはなぜかという、1人1人事情は違うと思いますが、私が現場で感じているのは、やはり遺言を書くこと自体のハードルがすごく高くて、なかなか書いていただけない。「必要性は分かっているけれども、まだ早い」とか、そういうことをよく言われます。

(3) 遺言代用信託の利用普及

これは信託協会の統計データです。遺言信託は、信託銀行の中でも昭和の時代からやっており、遺言を預かって亡くなったら遺言執行しますというものです。昔からありますので、保管件数としてはまあまああるわけですが、後発の遺言代用信託にあっていう間に抜かれたというところです。

保管件数と受託の累計数なので、ベースは違うのですが、そんなに遺言代用信託による相続が発生しているとは思えないので、そんなにぶれてないと思います。

遺言代用信託の利用普及

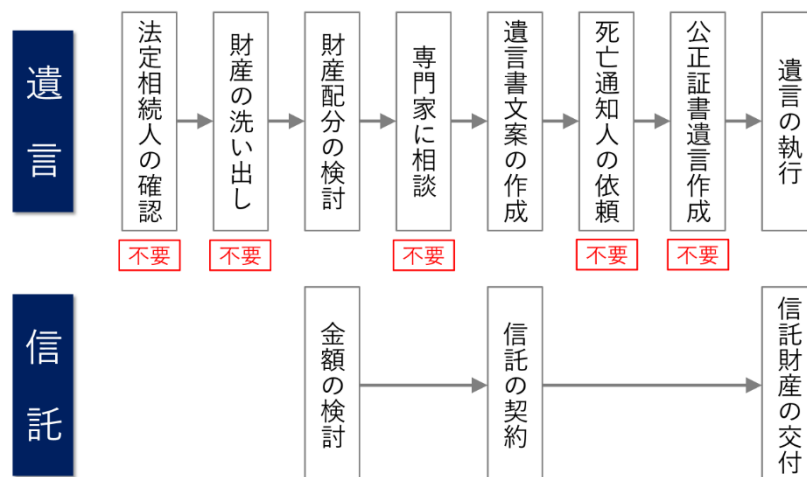


<信託協会の統計データより遺贈寄附推進機構が作図>

(4) 手続きの比較

手続きの比較で考えてみると、遺言を作る時、普通は相続法定相続人を確認することから始まって、戸籍謄本を全部取って、財産を全部洗い出して、それを基に財産配分を決めて専門家に相談して遺言書を作って、公正証書であれば公正役場で作るということになります。さらに遺言を確実に執行するためには亡くなったということを把握しなければいけないので、死亡通知人を誰か指定して、その方から連絡が来るような体制をきちんと構築した上で遺言書を作って遺言を執行するというのが、一般的な遺言信託のやり方だと思います。

手続きの比較（遺言と遺言代用信託）



遺言ではなく信託による寄付の場合には、法定相続人の確認とかはやったほうがいいのですが、それが必須というわけではありません。100 万円にしようか 500 万円にしようかと

金額を決めて、あとはもう契約をすれば、自動的に受取人のところに亡くなれば交付されるというような仕組みですので、非常に簡便にできるというのが、先ほどのグラフにも現れているのではないかと思います。

ただ、こうした信託は寄付に使われているわけではなく、ほぼ全部が受取人を相続人に指定してあります。どんな使われ方をしているかというと、圧倒的に葬儀費用に使われる。自分が亡くなった時、亡くなったっていうことを銀行に知らせると口座が凍結されて相続人が預金を引き出せなくなってしまうんです。ですが、信託はその外側にあるのですぐに使えますという触れ込みで、200万円、300万円ぐらいを信託して使っている方が、圧倒的に多いのではないかと思います。200万円、300万円を葬儀費用に使うのもいいですが、例えば寄付にも使えますということがあっていいのではないかと考えていました。

（５）遺言代用信託の利用普及

寄付に利用できる遺言代用信託にはどのようなものがあるのか一覧にしてみました。

遺言代用信託の利用普及（一覧）

金融機関	商品名	寄付先	申込金額
オリックス銀行	かんたん相続信託 <遺贈寄付特約>	自治体	100万円～2000万円
オリックス銀行	かんたん相続信託 <iPS財団特約>	京都大学iPS細胞 研究財団	100万円以上
十六銀行 三井住友信託銀行	想族あんしんたく	岐阜県内の自治体等	100万円～上限あり
三井住友信託銀行	未来への寄付	大学（13大学）	100万円～500万円
南都銀行	<ナント>安心とどける信託 寄附コース	奈良県内の自治体 （一部）	100万円～300万円
りそな銀行	関西大学遺贈寄付 サポートプラン	関西大学	300万円以上 （ファンドラップ）

オリックス銀行の「かんたん相続信託」は、もともとあるものに特約を付けて自治体に寄付できたり、iPS財団に寄付できる仕組みです。三井住友信託銀行は、十六銀行が代理店になっていますが、岐阜県内の自治体や大学に寄付できる商品がある。13の国立大学に寄付できる商品も始まっています。

あとは地銀ですが、奈良県の南東銀行では奈良県内の自治体の一部に寄付できるような商品もありますし、りそな銀行はちょっと変わってまして、ファンドラップを信託財産として関西大学に寄付できる、かなり限定的ではありますが、そういうような商品も開発されています。

10年前にはほぼなかったが、今はこういうものができており、選択肢としては少しずつ

増えてきています。

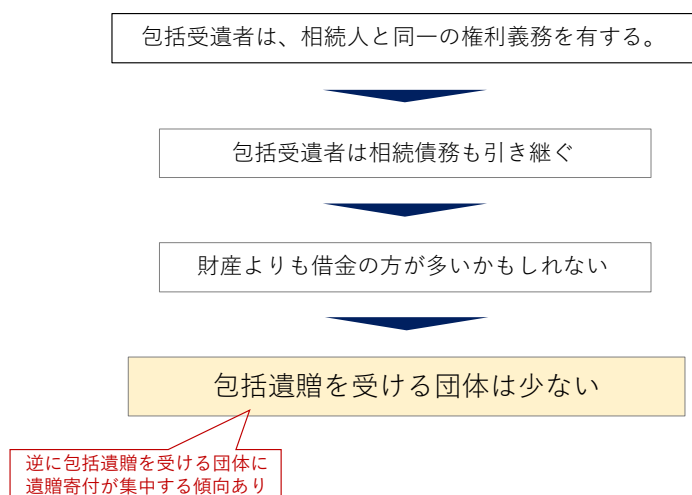
3-2-3 遺贈寄付の現場で見る課題 包括遺贈・不動産や有価証券

(1) おひとりさま相続と包括遺贈の問題

最後の論点は、現場で見る課題についてです。

1つは、おひとりさまの相続と包括遺贈です。これは密接に絡んでいる問題として我々も常に悩んでいるところですが、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するというのが民法で言われているので、債務も引き継いでしまう。包括受遺者に団体が指定された遺言があると、その団体は最後まで引き継がなくてはならない。

おひとりさまの相続と包括遺贈の問題



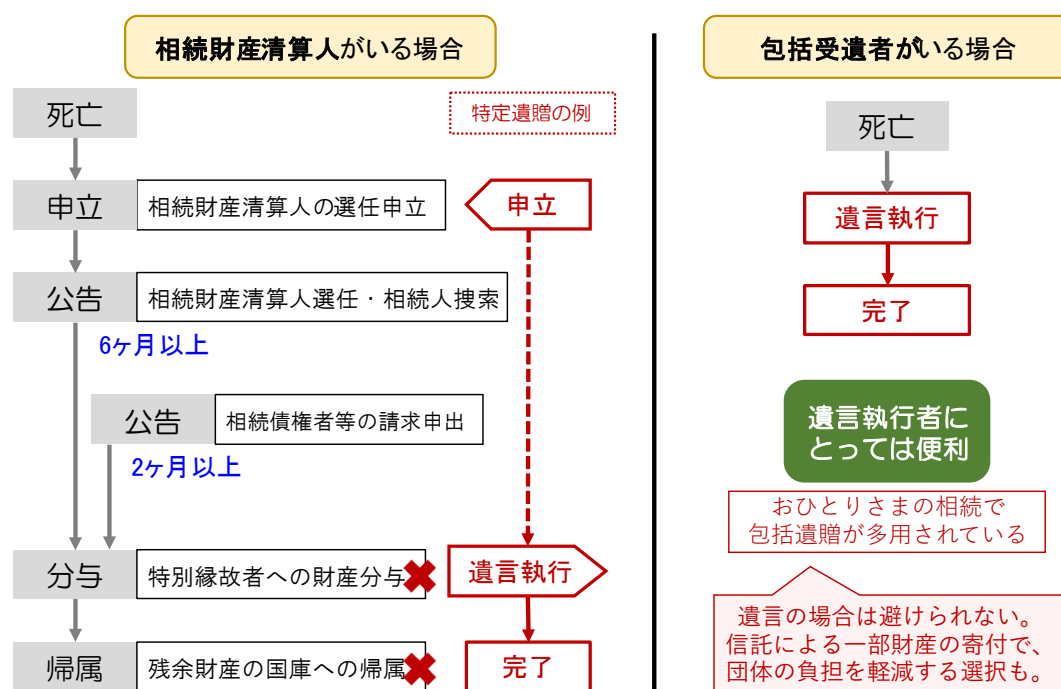
ひょっとするとプラスよりもマイナスのほうが多いという可能性がゼロではないので、そんなリスクを負えないということで、包括遺贈を受ける団体はとても少ないというのが現状です。逆に言うと、包括遺贈を受ける団体に遺贈寄付が集中している傾向も出ていますと私は感じています。

(2) 相続人不存在の相続手続き

なぜ包括遺贈が多いのかというのは、相続人不存在の相続手続きに絡んでいます。簡単にお話ししますと、相続人がいませんという時には、原則として相続財産清算人の選任申し立てを家庭裁判所にするわけです。その時に公告という制度があって、今年の4月から相続財産管理人から清算人に名前が変わると同時に、公告期間が今までは6か月以上、さらに公告から分与まで2か月以上で計10ヶ月であったものが、トータル6か月以上と短縮はされたのですが、それでも余計に時間がかかる。

特定遺贈の遺言があった時でもこれはやらなくてはいけなくて、申し立てをして、公告期間中は全く手が出せず、それが終わった後に遺言の執行が始まって、ようやく完了ということになるので、どうしても1年半ぐらいかかってしまうというのが課題としてあります。1件の遺言執行をやるのでも、半年ぐらいで終わるのと、1年半かかるのでは、当然にそのコストが3倍かかってしまう。それでは遺言執行者は困るので、なるべく避けたい。

相続人不存在の相続手続き



避けるためにどうするかというと、包括遺贈の遺言を作り、包括受遺者がいる、要は相続人がいますという状態を作り出す。そうすると亡くなった時に相続財産清算人の申し立てをする必要がないので、すぐに執行に取り掛かって半年ぐらいで手続きが終わります。このほうが遺言執行者にとっては便利なので、おひとりさまの遺言では、包括遺贈が無条件とっていいくらい多用されているのが現状ではないかと思います。

相続人がいないとなると、それは「寄付したい」という話に当然結びつくので、おひとりさまの相続で遺贈寄付となると、ほぼ包括遺贈という直結状態になっています。これは遺言をやる以上しょうがないかなと思います。私もこれ以上の方向は考えられないと思っています。

逆に言うと、特定遺贈で左側のパターンに持っていくか、もしくは信託で相続財産から切り離して団体に寄付しますという遺言代用信託などの方法を取ることによって、包括受遺者になるという団体側の大きな負担が軽減できれば、寄付の1つの大きな進展になるのでは

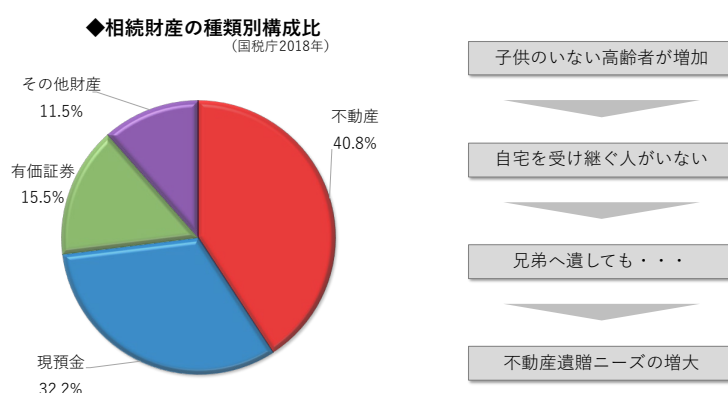
ないかと思います。

(3) 不動産遺贈の問題

次に不動産遺贈の課題ですが、ご承知の通り、相続財産に占める不動産の割合は年々減りつつあるとはいえ、まだ40%ぐらいあるという中で、子どものいない高齢者が増えている。自宅は死ぬまで住んでいたい、でも死んだ時にどうしようかとなると、兄弟も家を持っていますので、兄弟に残してもしようがないから寄付しようというようなニーズはかなり増えてきていると思います。

不動産遺贈の問題①

信託財産の対象とする場合も同様の論点



● 現金寄付と不動産寄付の相違点

遺贈の際、現金に比べて不動産の寄付で何が問題になってくるか。一番大きな違いは、売却できないかもしれないことと、含み益がある場合にみなし譲渡の課税、所得税がかかってくるのが大きな問題であると思います。

● 不動産遺贈のミスマッチ

この2つがあるので、不動産の寄付を受けるのは難しいと団体側からは思われていて、包括遺贈と同じように不動産の寄付を受ける団体はいまだに少ないというのが現状だと思います。この状態はミスマッチですね。寄付する側は不動産も寄付したいと思っている。団体の方はちょっと困るよねと思っているわけです。

仲介する士業の方や信託銀行も、売却できるかどうか分からないものを、遺言執行者が換金をして費用を差し引いて寄付しますという換価型遺言は作りにくいので、及び腰になっている。3者の関係がミスマッチだなんて私は思っています。

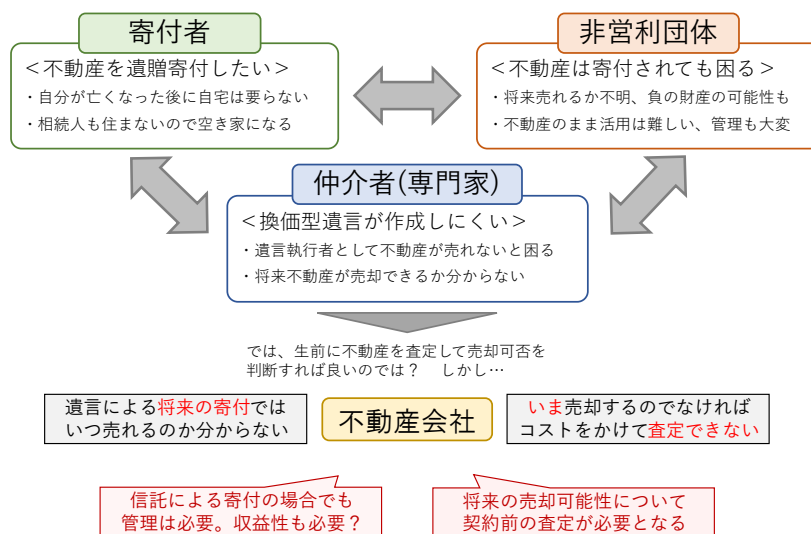
不動産遺贈の問題② ～現金寄付と不動産寄付の相違点～

現金寄付	不動産寄付	留意点
一物一価	一物多価	評価額を巡って争いになる可能性
お金に色なし	個別性が強い	受けるか否かの判断が難しい
流動性が高い	流動性が低い	売却できない可能性がある
価格が固定	価格が変動する	含み益に対してみなし譲渡課税
所有者に権利	権利関係が複雑	権利関係の調査が必要
管理が容易	管理が大変	保有や管理のリスクあり
単一通貨	種類が多様	農地や山林など換価困難な物件あり
登記不要	登記が必要	登録免許税や固定資産税がかかる
流通コストなし	売却コストが必要	仲介手数料がかかる

不動産寄付は面倒、難しい・・・

不動産寄付を受ける団体は少ない

不動産遺贈の問題③ ～不動産遺贈のミスマッチ～



「じゃあ、売れることが分かたらいいじゃないか」と考えて、生前に不動産を査定して売却金を判断すればいいのではと不動産会社にお話しても、遺言による寄付は今行う寄付ではないので、10年後か20年後か30年後か分からないものに、今コストをかけて査定するというのはいけませんよと言われ、何社も断られる。ようやく三井不動産リアルティとか、いくつかの会社とは交渉できるようにはなってきましたけれども、全国をカバーしているわけではないので、なかなか対応できるかというところできない。

この問題は、遺言による寄付だけではなく、信託の場合でも当然同じなので、将来売却できるかどうかということを契約前に査定する必要もあると思いますし、信託ですから遺言とは比較にならない管理負担というのが出てくるわけで、通常の不動産信託の場合は収益性でなんとかカバーしていますが、不動産を信託財産として寄付に使いましようと言った時に、どの程度まで管理の負担や収益性、コストの面もカバーしていくのかというのは、結構難しい問題なのではないかと思っています。もちろん現状の信託でも、不動産信託あるのですが、相当なボリュームじゃないと取り扱えないという現実があります。

(4) みなし譲渡所得税の問題

3つ目の論点は、みなし譲渡所得税の問題です。みなし譲渡の所得税は、不動産とか有価証券とか金とか、含み益のある財産が寄付をして個人から法人に移った時に、法人が負担するのではなく、売ったものとして、寄付をした側に課税の義務が生ずる。

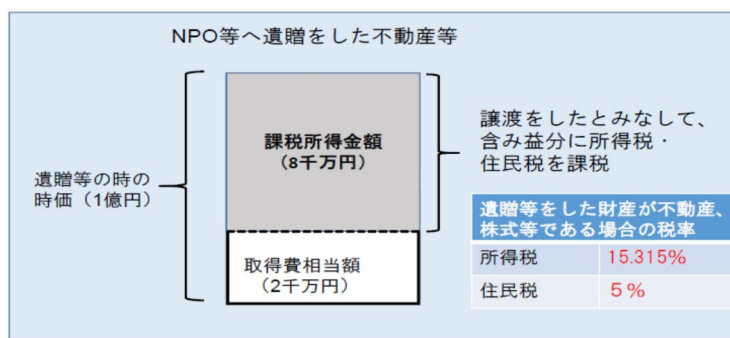
生前の寄付であれば、寄付者が売ったものとみなして課税されますし、相続による寄付の場合には、遺言とか信託で寄付した場合には、納税義務がもともとの遺言者にあったり、委託者にありますので、本人が亡くなると納税義務が相続人に承継されて、相続人が課税されるということになります。

みなし譲渡所得税の問題①

信託財産の対象とする場合も同様の論点

- ・もの：不動産や有価証券や金地金など、含み益のある財産。
- ・いつ：遺言者の死亡時
- ・だれ：相続人に課税

ただし遺言で受遺者に負担させることも可能。



遺言の場合には、遺言で受益者に負担させることも可能ということで、こういう包括遺贈や負担付き遺贈、精算型遺贈などで、受遺団体の方に納税を負担させることもできるという方法がある。確実なのかどうかは微妙なところがあるかもしれませんが。

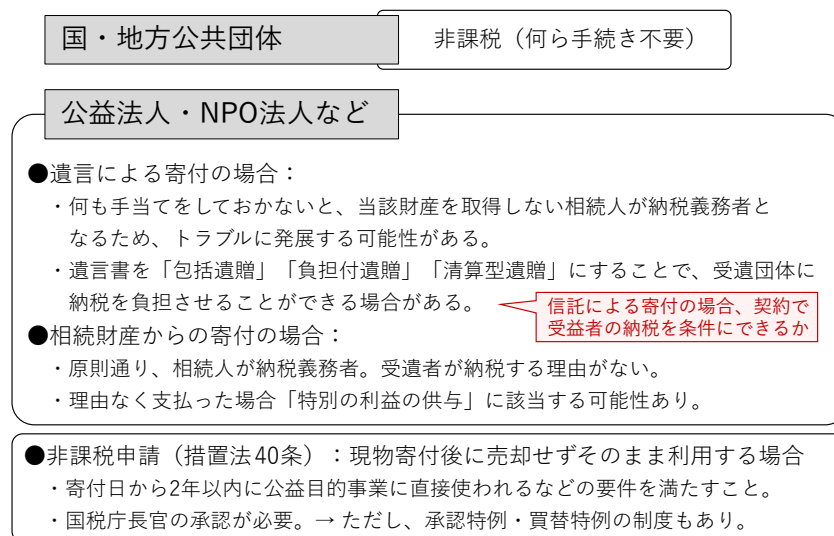
遺言による寄付の場合には、相続人が納税義務者になるわけですが、当然不動産をもらっていない相続人が納税義務だけ果たすと、「なんでそんなことしなくてはいけな

だ」ということになる。不動産もらえないのはしょうがない。親が遺言を書いたのであれば、それは親の意思なので私がもらえないのはしょうがない。でも不動産をもらっていないのに、なんで税金を払わなくてはいけないのだと当然思うわけです。

そういうことが起こってはいけないので、相続人には納税義務はあるのですが、納税しなくて済むような仕組み、相続人ではなくて受遺団体が払うというようなことで、これを信託にした場合はどうなるのだろうか私は全く分かっていません。信託財産の中に不動産があって、含み益ありますという時に、誰に納税義務が発生するのかが分からない。信託を使ったから納税義務は免除されるというはずがないので、おそらく遺言と同じ理屈になってくるんじゃないかなとは思いますが、遺言のように負担付き以上のことを契約で定めることができるのかというのが疑問で、できるのかもしれないんですが、この辺はご意見をいただければ嬉しいです。

相続人が売却できないということが前提になってしまいますが、現物寄付を受けた場合に、措置法40条の申請をして非課税認定を受けることはできるのかとは思いますが、今度は、団体側は受けた財産を売却をして、その売却益で活動に生かすということができないので、なかなか難しい問題かなと思います。

みなし譲渡所得税の問題②



（５）相続税・所得税の影響

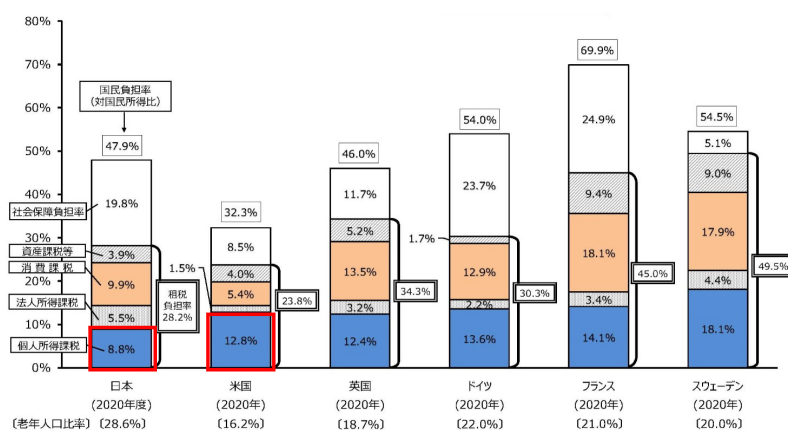
最後に、遺贈寄付の場合にはどうしても相続という観点で見ますので、相続税と所得税の両面があります。遺言による寄付の場合には、例えば遺贈した1億円の財産のうちの7,000万円を寄付しましたという場合、7,000万円は相続税の計算対象外になるので、残りの3,000万円に対して相続税が計算され、そこから基礎控除などがあるので、税がかかりませんか、申告しないでいいですという話になります。

所得税に関しては、寄付金控除の制度があるので、遺言による寄付の場合には被相続人の寄付金控除になり、確定申告の中でということになると思います。所得税の負担率というのは、アメリカは8.8%でやっぱり重い。外国に比べると、個人の所得税の負担は日本は比較的少なく、その反対に高齢化もあり、社会保障の負担額はかなり高いというのが現状かと思っています。

割合で見ますと、歳入総額 114 兆円の中で、個人所得税が 21 兆円ぐらいで、法人税があり消費税がありますが、相続税は意外と少なく 2 兆円。少ないとは言えないんですけど、割合としては 2.4% ぐらいなので少ないです。

相続税・所得税の影響①

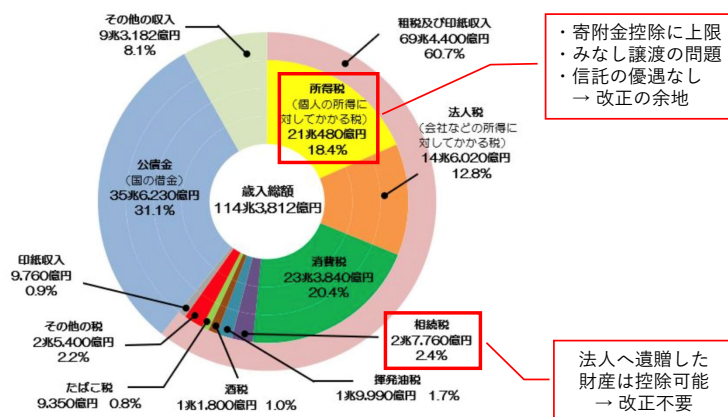
諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較



<財務省：税収に関する資料>

相続税・所得税の影響②

国の一般会計歳入額 内訳 (令和5年度当初予算)



・ 寄附金控除に上限
・ みなし譲渡の問題
・ 信託の優遇なし
→ 改正の余地

法人へ遺贈した財産は控除可能
→ 改正不要

<国税庁：財政のしくみと役割>

遺言などで法人へ遺贈した財産は控除されますので、もともと相続税については、遺贈寄付に関してはこれ以上何もしようがないのではないかと思います。所得税に関しては、遺贈寄付したところであまり恩恵がなく、寄付金控除はもちろんあるのですけれども、所得の 40%というような制限があったり、みなし譲渡の問題が残っていたりします。あとは信託のところも、プランドギビング信託もそうですけれども、あまり恩恵がないので、税制を考えた場合、相続税よりは所得税のことを考えていったほうがいいのではないかと思います。

3-3 第3回研究会「米国の寄付者助言基金の動向」

報告 溜箭 将之氏（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

内容

3-3-1 寄付者助言基金

3-3-2 寄付者助言基金をめぐる議論と規制

3-3-3 日本に着地させるには

3-3-4 今後の可能性

今日お話しするのは、寄付者助言基金というのはどういうもので、どれぐらいの規模かという話になります。

まずは、寄付者助言基金というのはどういうものかということ、大きく3つの形態があります。National Philanthropic Trust のデータを参照しながら、どれぐらいの規模か、どういった規模で増えているのかについて話をします。そして National Philanthropic Trust の話をした上で制度的な背景と寄付者助言基金の概要をお話できればと思います。寄付者助言基金はアメリカで非常に大きく使われるようになってきていますが、同時に悪用とか弊害の議論も出てきているので、それも紹介します。その上で、アメリカは日本とは文化的にも制度的にも違う面を持っているので、これを日本に持ってくるっていうのはなかなか難しいこともあります。そこで私なりに考えたことをお話できればと思います。

今日は何らかの結論を導くというよりは、広く現状を知るということを中心にし、時間があれば近年の批判と、日本との関係について少し後半で話をさせていただこうと思っています。

3-3-1 寄付者助言基金

寄付者助言基金というのはいくつか分けて3つの形態があります。早い段階で始まったのがコミュニティ財団で、寄付の形態の中で使われるようになった。2つ目は金融機関が参入したというもの。これは1990年代からということなので、比較的新しいですが、規模的には今日1番大きくなっています。最近の流れとして、具体的な目的を持っているチャリティが入ってきている、そういった状況です。歴史的な順序でコミュニティ財団のほうから話をしていこうと思います。

（1）コミュニティ財団（1940年代）

コミュニティ財団は地域に根差した財団で、地域から寄付を集めて地域に必要なチャリティに助成します。財団によっては実際に活動しているということがあるかもしれませんが、

メインとしては寄付を集めて、実際に活動しているチャリティに分配します。

出発点とされるのは 1914 年設立のグリーブランド財団で、皆さんもお聞きになっている方が多いのではないかと思います、それが全米に広がっていき、また今日でも活躍をしています。当初は、地元の信託会社が公益信託を受託して配分委員会を設置し、その資金を配分委員会の決めるポリシーに従って分配をしていくということがなされていました。配分委員会というのは、地域の名士、市長とか、裁判官だとか、あるいは宗教的なリーダーであるとか、そういった人が集まっていました。当初は公益信託という形でやっていましたが、徐々に規模が大きくなると、複数の信託会社が共同受託をしていく。さらには複数の信託と非営利法人が合同で運用をすることが最近では増えてきています。

当初は地域の人からの寄付をまとめて集め、それを 1 つの基金にして、そこから分配をするということをしていたわけですが、1940 年頃から、これは今日のテーマであります、寄付者助言金(Donor Advised Fund: DAF)といって、寄付者個人について 1 つの基金を作る、あるいはファミリーとして基金を財団の中に 1 つ作る。そして、寄付は受けるけれども、「その基金からこういった形で分配をするかというのは寄付者の助言に応じて決めます」というサービスをオファーするようになっていきます。寄付者助言基金が始まったのは 1940 年代からです。コミュニティ財団が寄付者から寄付を集める、その時になるべく魅力的なサービスになるように、寄付者が自分の意向を伝えられるようになれば寄付も増えるだろう、そういった形で始まったということになります。これが非常に人気を集め、ここ 20 年はコミュニティ財団のサービスの主流になってきていると言われています。

まとめると、寄付者がコミュニティ財団に拠出をします。コミュニティ財団がそのお金を地域のチャリティに助成をしていく。もともとは複数の地域から集まったお金を全部 1 つのポットに入れていたわけですが、それをばらばらに個別にしていく。これが寄付者助言基金になります。行動としては、地域の寄付者から寄付を集めて、コミュニティのニーズに応じて助成をする。寄付者助言基金は、寄付者個人や家族について 1 つの基金を設定する。法的には寄付者からそのコミュニティ財団に拠出がされた時点で寄付が成立をするということになります。ただし、助言には法的な拘束力があるわけではありませんが、寄付者のアドバイスのそのコミュニティ財団によって尊重されるという形で行われます。寄付はコミュニティ財団にお金が行った時点で成立しますので、税制優遇もチャリティへの寄付とみなし、チャリティへの寄付に伴う税制優遇も、この時点で付くということになります。

寄付者助言基金については、コミュニティ財団が基本的には寄付者の意向に従うというわけですが、地域のニーズについて情報提供、教育、セミナーを行います。資金の運用は、コミュニティ財団理事会の責任と監督によって行われます。実際には信託会社が受託をしていますので、そこが理事会の決定に従って行います。

(2) 金融機関 (1990 年代)

1990 年代から金融機関がここに参入するということになります。Fidelity Charitable がそ

の最初のスタートだと言われていますし、今日でも 1 番大きい基金を持っていることが知られています。さらに Schwab Charitable, Vanguard Charitable, Morgan Stanley Gift, Bank of America Charitable Gift Fund など商業銀行と投資銀行、あるいは証券会社がチャリティを設定する。それによってコミュニティ財団と同様の寄付者助言基金を行っていることになります。ですから金融機関が通っている構造というのは、基本的にコミュニティ財団と同じです。寄付者が拠出をします。拠出をする先はチャリティということになります。金融機関が設定したチャリティから、これはコミュニティに限ったわけではありませんが、501(c)(3)団体、連邦の租税の優遇を受けられるチャリティに助成されるというのが基本的な形になります。

金融機関系のチャリティというのも典型的には公益信託です。複数の受託者がそのチャリティにいますけれども、これは実質的には名目的な存在ということになると思います。実際何をやっているかという、その寄付者からお金を集める。それを寄付者助言基金としてきちんと管理をした上で、寄付者のアドバイスに従って助成をするということになります。コミュニティ財団は配分委員会を置いていますけれども、金融機関が設立したチャリティは配分委員会を置いていません。もっぱら寄付者の助言に従ってチャリティに助成をする事になっていきます。

金融機関系チャリティと呼んでますが、チャリティは金融機関そのものではなく、独立の存在ということになりますけれども、金融機関の寄付者助言基金の特徴は、金融機関とサービス契約を結ぶ。そして金融機関がその財産を管理して投資運用を行うことになります。運用の能力を持っているのは1つの魅力です。同時に、金融機関系なので多様な資産を受け入れるということが出来ます。市場で売買されている金融資産であれば当然のこと、それほど流動性がない金融商品を含む多様な資産を受け入れるという、それが 1 つ大きな特徴ということになります。実際に活動しているチャリティは、複雑な資産を受け取っても、それは私では受け取れませんみたいなことが多いわけですが、金融機関は、投資資産、あるいはクローズドなパートナーシップとか家族の事業、そういったものでも株式を受け入れる。査定をして場合によっては売却をして、同時に拠出の時点で税制優遇が付きましますので、それに伴うサービスをすることが出来る、そこが強みと言われています。

金融機関としては、寄付者助言基金に伴う手数料を取るということもありますが、大きいのは投資運用に伴う収益で、金融機関が参入する大きなインセンティブになっている。今日では金融機関が設定する寄付者助言基金が非常に大きな規模になってきている。コミュニティ財団を凌いでいく規模になってきています。

(3) 特定の目的を有するチャリティ

3つ目ですが、特定の目的を有するチャリティ、これも寄付者助言基金を運営することがあるとされています。大学とかカレッジですね。それと宗教系のチャリティ、その他環境あるいはソーシャルジャスティスを掲げる国際支援など特定のセクターのために活動してい

るチャリティが、寄付者助言基金を運営することも近年では出てきている。ただ、規模はまだ小さいと言われています。

(4) データ

寄付者助言基金のデータは、アメリカの研究を見ている、National Philanthropic Trust が出している報告書を引用することが多いので、ここでもそこから少し切り貼りをしてみます。

National Philanthropic Trust が把握しているチャリティスポンサーは、先ほどお示しした金融機関系のチャリティとかあるいはコミュニティ財団とかを指します。

CHARITABLE SPONSORS EXAMINED IN THIS REPORT

73 National Charities **725** Community Foundations **353** Single-Issue Charities

Table 1: Donor-Advised Fund Metric Overview (\$ Billions Except as Noted)

	2020	2021	% Change
Charitable Assets	\$231.35	\$228.89	-1.1%
Total Grants	\$47.83	\$52.16	9.0%
Total Contributions	\$78.44	\$85.53	9.0%
Payout Rate*	28.7%	22.5%	-6.2 percentage points
Average DAF Account Size	\$122,162	\$117,466	-3.8%
Number of DAF Accounts	1,893,762	1,948,545	2.9%

Table 2: Donor-Advised Funds and Private Foundations in 2022 (\$ Billions)

	Donor-Advised Funds	Private Foundations
Charitable Assets	\$228.89	\$1,158.00
Total Grants	\$52.16	\$99.67

その数は、ナショナルチャリティーズ、金融機関系のものが全国規模でやっているの、これが 73。数として 1 番多いのは、伝統的なコミュニティ財団ということになります。先ほどの (1) ですね。最近増えてきているのが、数の上では、シングルイシューチャリティーズと言っていますけれども、具体的なミッションを持ったチャリティということになります。

寄付者助言基金の大まかな規模ということで出てくるのはこのデータです。チャリティの全体の資産としては 2021 年で、Billions 単位なので、2,289 億ドル、ほぼ 2,300 億ドルぐらいです。その助成総額は 521 億 6000 万ドルです。それより大きな額が寄付者から流れてい

る。Total Grants っていうのは、これはスポンサーから チャリティに寄付される額、Total Contributions っていうのが寄付者からスポンサーに入ってくるお金になります。

GRANTS PASS \$52 BILLION FOR NEW HIGH

Grants from DAFs to charitable organizations reached \$52.16 billion, a 9 percent increase from a revised 2021 total of \$47.83 billion.² A 9 percent growth rate marks the first time grant growth has been less than 10 percent since 2012. The compound annual growth rate for grants from 2018 to 2022 is 21.6 percent.

Despite the slower rate of growth from 2021 to 2022, grants have more than doubled—increasing 118.5 percent—over the past five years.

Figure 1: Total Value of Grants Made by Donor-Advised Funds (\$ in Billions)



CONTRIBUTIONS INCREASE RAPIDLY

Contributions to DAFs in 2022 totaled \$85.53 billion, an all-time high. This number surpasses the revised 2021 value of \$78.44 billion and is a 9 percent year-over-year increase. The compound annual growth rate for contributions from 2018 to 2022 is 23.6 percent.

Figure 2: Total Value of Contributions to Donor-Advised Funds (\$ in Billions)



CHARITABLE ASSETS DECLINE SLIGHTLY

Charitable assets in all DAFs totaled \$228.89 billion in 2022, a 1.1 percent decrease from the revised 2021 total of \$231.35 billion. The compound annual growth rate for charitable assets from 2018 through 2022 is 17.2 percent. All charitable assets in DAFs must be used for charitable purposes.

Figure 3: Total Assets in Donor-Advised Funds (\$ in Billions)



規模感だと、日本円にすると 33 兆円の総資産を持っているということですね。日本の公益法人の総資産が 30 兆 6,000 億円ぐらいですので、大体それと同じぐらいの総資産をもうすでに寄付助言基金が持っていることになります。助成の総額は 520 億ドルなので、7 兆円というところです。日本の公益法人の公益目的事業費用が 5 兆 1,000 億円ということなので、それよりも大きな助成をしていることになります。

プライベート・ファウンデーション、例えばフォード財団とかロッフェラー財団と比べるとそこまで大きくはないということになります。プライベート・ファウンデーションは 171

兆円ぐらいの規模があり、寄付助成基金は 33 兆円ということなので、これと比べるとまだ小さいけども、しかし伸びとしては非常に大きいということを後でお示ししたいと思います。日本の公益信託はやはり日本の公益法人と比べても小さいので、こういった規模感になります。

アメリカの寄付者助成基金の規模は大きく伸びています。2018 年に 230 億ドルだったのが、2022 年には 520 億ドルに伸びています。これは Grants Made(助成金)ですね。チャリティに助成された額というのがこれになります。そして実際の寄付の額よりもっと多くのお金が寄付者助成基金に入ってきて、資産全体としては伸びているということが分かります。しかし 2022 年の数値としては、若干減っています。この 2022 年は株式資産かなり減った年とされているので、それによって減ったということになります。

CHARITABLE ASSETS

Total charitable assets in DAFs at National Charities reached \$152.72 billion in 2022, a 2.2 percent increase from a revised 2021 total of \$149.40 billion. The compound annual growth rate for charitable assets at National Charities from 2018 through 2022 is 20.8 percent.

Figure 9: Charitable Assets in DAFs at National Charities (\$ in Billions)



カテゴリー別で見ると、全国規模のチャリティは、金融機関を含むのですが、着実に増えています。コミュニティ財団は若干 2022 年に減らしている。それに対して、特定の目的を持つチャリティは 増えているということになります。

CHARITABLE ASSETS

Charitable assets in DAFs at Community Foundations totaled \$54.44 billion in 2022, a 10.1 percent decrease from \$60.57 billion in 2021. The compound annual growth rate for 2018 through 2022 is 10.6 percent.

Figure 15: Charitable Assets in DAFs at Community Foundations (\$ in Billions)



CHARITABLE ASSETS

Charitable assets in DAFs at Single-Issue Charities totaled an estimated \$21.72 billion in 2022. This is a 1.6 percent increase from a revised amount of \$21.38 billion in 2021. The compound annual growth rate from 2018 to 2022 was 13.3 percent.

Figure 21: Charitable Assets in DAFs at Single-Issue Charities (\$ in Billions)



大事なのはこの絶対数なのだと思いますけれども、やはり全国規模のチャリティ、金融機関を含むもの、これが圧倒的に大きいということになります。1.520 億 ドルぐらいですね。それと比べると、コミュニティ財団はその 3 分の 1 ぐらいで、割合としては限られている。特定目的を持つチャリティはそれよりもっと小さいということになります。ですから今日でも金融機関が扱う寄付者助言基金は、圧倒的に多いということになります。

(5) National Philanthropic Trust

もう 1 つ特徴があるのが National Philanthropic Trust で、これは独立系です。独立系では最大の寄付者助言基金、スポンサーになっています。先ほどの全国規模のチャリティのデータには、こうした独立系も含まれています。

National Philanthropic Trust は自らその寄付者助言基金を扱いつつ、先ほど紹介したデータの寄付者助言基金レポートを出しており、同時に金融機関向けのサービスも提供していま

す。National Philanthropic Trust の Giving Point というサービスで、ウェブサイトを見ていただければ出てくると思いますが、寄付者助言基金をオファーしているところにサービスを提供しますよということです。

Choosing the right donor-advised fund with J.P. Morgan

Not all DAFs are the same. Consider these questions when selecting a DAF to suit your current and future needs:

What are the DAF's investment options?

These can vary widely, with some organizations offering few, and others providing a broad array.

Does the sponsoring organization accept "unique or illiquid" assets?

Not all DAFs will accept the assets that a donor might seek to give, such as appreciated stock or real estate.

How flexible is the choice of charitable recipients?

Gain an understanding of how charities are determined to be qualified by the sponsoring organization and how easily another charity may be added. Possible recipients, and the process for adding charities, can vary among DAFs.

Does the DAF make grants directly to international charities?

If you want to give to an international charity, there are tax and reporting implications, among others.

J.P. Morgan's Charitable Giving Fund is a donor-advised fund program administered by National Philanthropic Trust, a public charity and the largest independent sponsoring organization of donor-advised funds.

これは JP モルガンの寄付者助言基金サイトから切り取ってきました「JP モルガンは他のところよりも優れてますよ」と宣伝をしていますが、細かい字のところを見ると、JP Morgan's Charitable Giving Fund is donor-advised fund program administered by National Philanthropic Trust ということなので、JP モルガンがクライアントから寄付者助言基金を集める素晴らしいサービスというわけですが、その後ろでは National Philanthropic Trust が請け負っているという、そういったところも見えてくるかなと思います。

(6) 制度的背景

① 公益信託と非営利団体

コミュニティ財団あるいは金融機関のチャリティの、先ほどからスポンサーと言っているものですが、これらはいずれも当初は公益信託の形を取っています。公益信託というのは、比較的規模の小さいもので、大規模なオペレーションをしないものとして使われることが多いですけれども、金融資産の保有には公益信託を使うことが多いです。コミュニティ財団ももともとは公益信託としてスタートしてますし、金融機関系の寄付者助言基金、そのスポンサーになっているのは公益信託なんです。ただし、オペレーションが複雑になってくるといことになると、信託だけだと心もとないことになるので、コミュニティ財団のように非営利団体、法人格を取ってくるということになります。

そういう時には、やはり配分委員会というのを作っていくということになります。た

だし、アメリカの場合には、配分委員会というのは法的な義務ではありません。日本の場合には、税法などで配分委員会というのは義務とされていますけれども、公益信託に伴う法的な義務という形ではありません。必要であれば作るし、必要なければ作らないで、実際に金融機関の寄付者助言基金は、半分以下は配分委員会を作らずに、ドナーのアドバイスをそのまま執行するという形を取っています。

② パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーション

もう1つ、この後に出てくるのでここでご紹介しますが、1969年に導入された非営利法人の連邦の税法上の区別です。パブリック・チャリティとプライベート・ファウンデーションにカテゴリーを分けて、それに伴って税法上の効果が異なってきます。

パブリック・チャリティは実際に公益活動を行っているものです。教会とか大学とか病院もここに入ってきますけれども、それ以外のものであっても一定のパブリックサポートがあるというもの。例えばビル・ゲイツ1人からどーんともらってますというのではダメですけども、一般市民からの寄付、あるいは政府からの助成、そういったものを広く受け入れているもの、これをパブリック・チャリティと言っています。それ以外のプライベート・ファウンデーション、ちょっと長いのでPCとPFに略しますけれども、公益活動を行っているパブリック・チャリティ以外のものがプライベート・ファウンデーションということになってきます。

パブリック・チャリティとなると、例えば寄付の所得税の控除で優遇されます。キャピタルゲイン税制や贈与税についてもパブリック・チャリティが優遇されます。同時に投資収益について、パブリック・チャリティであればこれはなし。それに対して、プライベート・ファウンデーションだと2%です。

また、後で効いてきますけれども、ペイアウトルールというものがあります。プライベート・ファウンデーションの場合には、投資資産の5%必ず支出しなさいということになっています。典型的には5%ぐらいの収益が上がるので、それはきちんと支出をして、どんどん膨らんでいくのはダメですよということです。このペイアウトルールは、パブリック・チャリティについてはありません。溜め込んでいくのも、どんどん使っていくのも、それぞれのパブリック・チャリティの判断ということになっています。

寄付者助言基金はパブリック・チャリティと現時点では扱われています。こういった税法上の優遇、さらにペイアウトルールの免除、こういったものは助言者寄付基金に当てはまるということになります。プライベート・ファウンデーションはこういった規制がある、それに対して寄付者助言基金にはこういった規制がないということになるので、「じゃあ、プライベート・ファウンデーションでやりたいことを、寄付者助言基金でやってしまったらどうか」、そういったことが実際に起こっている。それで本当にいいのかっていうのが近年議論になっています。

③ アメリカの寄付文化

こうした制度的背景には、アメリカの寄付文化もあります。

コミュニティ財団が設立されるようになった1910年代頃は、ロックフェラーやカーネギー、フォードなどでかい財団ができた時期でもあります。なので、コミュニティ財団というのは、そういったことはできないけれども、地域で同じようなことをやろうという、そういう発想で始まった。

プライベート・ファウンデーションというのも、ロックフェラーもカーネギーもフォード財団も法的なカテゴリーとしてはプライベート・ファウンデーションですけれども、そこまでの大富豪ではないけれど、やっぱりそういった財団を作る、そこに自分の名前をつけるというのは、アメリカで成功した人のやりたいことの1つになってくるわけです。

そして、寄付者助言基金というのは、プライベート・ファウンデーションまでは作れないんだけれども、やはり同じようなことをしたいよね、そういったニーズに応えるという形でコミュニティ財団とか金融機関が展開をしてきている。つまり、Philanthropyの大きいモデルがあって、それを少しずつ一般の人でもアプローチできるようにという、それが1つの流れにアメリカの場合にはなっているということです。

もう1つ、アメリカの法制面あるいは税制面でですけれども、私が法制改革の議論の時にちょっと感じたりするのは、アメリカって、やっぱり「チャリティには課税しない」というのが出発点なんだなということなんですね。課税をするというのは、これは何らかの形で不祥事なされている、不当な蓄財や過剰なビジネスという形でビジネス上のアドバンテージがある、そういったことを防ぐために課税で対応する。けれども出発点としてはチャリティには課税しない。広く支持され、活動しているチャリティには課税しないし、制限も基本的にはしないというのが出発点だということ。アメリカを見てみると、どうしてもプライベート・ファウンデーション規制とか、「規制」というところに目がいきますけれども、出発点は課税しないんだということをもっと意識する必要あるかなという気がしています。

あとは税法によるガバナンス規制ですが、ガバナンスについては行為規制よりも開示のほうが大きいということも、今までの文脈とはちょっと外れますけれども、アメリカの制度の1つの特徴かなと思います。

3-3-2 寄付者助言基金を巡る議論と規制

(1) 寄付者助言基金を巡る議論

その上で先ほど少し触れましたけれども、寄付者助言基金をめぐる議論、それに伴う規制の動きが少しずつ出てきているので、そちらをご紹介します。

寄付者助言基金で、とりわけ金融機関がスポンサーを提供するものが増えてきている、それに伴っての議論ということで、いくつか批判が、いろんなレベルがあると思いますけれども、なされるようになってきています。

1つは、その寄付者助言基金っていうのを悪用しているではないかということです。寄付者が寄付者助言基金にお金を出す。しかし、何らかの形を作って、結局寄付者自身に還流させているじゃないか、そういった批判、これは悪用なので本来の使用のしかたとは違うということになりますけども、悪用されやすい状況になっているという、そういった批判がなされているということです。

本来であれば寄付ではなくて fee として支払うべきものを、寄付という形で支払って、税法上の優遇を受けている。例えば、大学もアメリカの場合にはチャリティになりますけれども、大学に子どもを入学させる。学費は普通に寄付ではなくて支払い、サービスに対する対価として支払うわけですけども、これを寄付という形を取って税法上の利益だけを取って、実質同じことをしているということがある。学費は非常に大きいですけども、同じようなことで、例えばパーティーに参加をする。その時に寄付という形にしているけども、しかし実際にはパーティーの参加費用。これが寄付という形になって、本当にそれでいいんですかという、そういった議論があるということです。

もう1つは、プライベート・ファウンデーションの迂回です。プライベート・ファウンデーション、とりわけペイアウトルールと言っていますけれども、投資資産の5%を毎年支払いしなければいけない。その5%の支払いを寄付者助言基金に出してしまう。そうすると、これはパブリック・チャリティということになっているので、5%の要件を満たすということになる。しかし法制度の趣旨は、5%が実際に活動を行っているチャリティに行くということであるにも関わらず、その5%が寄付者助言基金に滞留している。これで本当にいいんだろうかっていう批判です。

もう少しレベルとしては抽象度が上がってきますけれども、こういった金融機関がどんどん参入してくるということについて、これで本当にいいんだろうかっていう、そういった問題提起もあります。

For-Profit Philanthropy っていう本があって、昨年出た本ですけども、Philanthropy がどんどん企業や金融機関の利益のために使われるっていう傾向が非常に強くなってきている。チャリティの形式を取らずに LLC(有限責任会社)の形を取ってしまう。あるいは企業財団というのがどんどん大きくなってきている。アメリカの文脈ですけども。それとともに寄付者助言基金が使われている。実際にそれをドライブしているのは金融機関ではないか、それが本当にいいんだろうかって、そういった問題提起です。

さらに抽象度が上がりますけれども、今日の寄付というのはなかなか実際に活動しているチャリティにお金が行かないよね、そういった寄付というのは財団であるとか寄付者助言基金に蓄積をしているじゃないか。それがなかなか実際のチャリティに出ていかない。これはやっぱり良くないというわけです。同じ構造がやっぱり大学のエンダウメント(寄付)なんにもある。大学に非常に大きなお金があるんだけど、例えばコロナで学生が困っている時に、その学生にお金が行かないじゃないか。そういった批判、寄付者助言基金に限るものではないんですけども、そういった形でより大きな富が蓄積するけれども実際に使われ

ていないという、そういった批判というのは近年特にアメリカでは高まっている。

そういったことにやはり寄付をする人自身も対応していることもあって、財をなした人なるべくその富を社会チャリティに還元したい、還元させたいという、そういった動きも実際にあります。寄付をする人あるいは政策当局も、なるべくそういった形で財団とか寄付者助言基金に滞留させないで、なるべく早く社会に還元させようという、そういった動きも実際にはあったりします。

(2) 2006 年内国歳入法改正一初の寄付者助言基金規制

具体的な悪用のレベルから社会的な富の再分配のレベルまで、大きなレベルの批判があるわけですが、そういった中で、主に税制を中心に改正の動きが起こっています。

最初の改正、税制上の対応がなされたのは 2006 年です。ここで初めて寄付者助言基金の規制がなされます。そこで、寄付者助言基金は何ですかということが定義された上で具体的な規制が行われるということになります。規制と言っても、「これをしてはいけない」という形ではなくて、「これをすると税法上の不利益が付きましますよ」という規制の形をとっています。

寄付者助言基金から助成をしますといった時に、典型的にはこれはパブリック・チャリティに支出がなされるということになります。ですが、チャリティはチャリティにお金を出さなきゃいけないかという、そういうわけではもちろんないわけです。困っている人にお金をつける、個人に出すということもできるし、営利企業だけれども非常に大事な活動をしているところにお金を出すということが出来るわけです。

しかし、そういったことがその寄付者の意向だけでできるということになると、それは悪用になりやすいので、パブリック・チャリティ以外の団体へのチャリティ目的以外の支出に対しては 20%の、exercise tax と言っていますけれども、付加税をかけるぞ、そういった規制がまず入ります。これは付加税なので 20%の負担が付きましますけれども、やってはいけないということではありません。

2 つ目、寄付者、助言者、あるいはその家族や事業に還流させるようなこと、これが分かった場合には 125%の付加税。これはある意味財産を没収するに近いような、そういったものなので、実際にはこれはやってはいけないということになります。

3 つ目が、助成をする相手方の財団、ここに影響力を持つ人に過剰な便益の供与がなされる、そういった場合には、excess benefit transaction と言いますが、これに対して規制がなされている。

4 つ目が、ビジネスの保有制限が寄付者助言基金については厳しくなったという、そういったところです。こういった規制が 2006 年に行われています。

(3) 財務省ガイダンス

その時にガイダンスが出たのですが、そのガイダンスがやはりまだ曖昧だということもあ

るので、このガイダンスをより緻密なものにしようというのが昨年から始まっている財務省ないし内国歳入庁の動きということになります。昨年の 11 月に出たガイダンスですけれども、2006 年の法改正の①のところ、パブリック・チャリティ以外の財団へのチャリティ目的以外の支出に付加税をかける時に、その具体的な要件を細かくガイダンスという形で示しています。ドナーといった時に、じゃあどこまでがドナーということになるんですか。あるいは、そのドナーが助言をするということになりますが、advisory privilege (助言)、これがどこまでになるんですか。例えば投資に関わるアドバイスをしている人が寄付者助言基金に出すということも助言した。そういう時に、その投資の人の助言ってというのがここに関わるんですかみたいな、そういう曖昧なところがあったわけですが、これについての対応がなされています。あるいはスポンサーの定義ですね。さらには、distribution (分配)、こういった定義を細かく解釈する指針を示している。

さらに、付加税の対象となる taxable distribution (助成) を細かく定義をする。付加税の対象となる助成をしてしまうと、先ほどのところでは寄付者に対して付加税がかかるという、そういう話をしましたが、同時にスポンサーに対しても付加税がかかるということになります。スポンサーに対しては 5% で、その価格の上限もあるんですが、それはそうとして、スポンサーがそういった taxable distribution ということを知った上で分配した場合には、スポンサーも付加税を支払いますよということなんですけど、その要件、knowingly agree (了解) の上で助成をした場合というのをどう定義するのかみたいな、かなり細かい定義をしています。このガイダンスが、たしか先月まで「コメントを集めます」としていたと思いますが、これを省令化していくのはこれからということになります。

加えて 3 つのガイダンスというものが予定されている。先ほどの②のところですね。寄付者などに還流するという、そういった場面を想定した付加税、あるいは excess benefit transactions、団体に影響力を持つ者への過剰な便益の供与、これに関わるガイダンスがなされる。さらに寄付者助言基金がパブリック・チャリティに助成をした場合に、パブリック・チャリティ側にパブリックサポートテスト、要するに一般の人から 3 分の 1 以上のサポートを受けている必要があるよというテストなんですけども、それにどういう解釈が及ぶか、ここは曖昧だったってということもあるので、これについてのガイダンスが予定されていると言われています。以上は、どちらかというと寄付者助言基金の悪用とか、プライベート・ファウンデーションの迂回といったものに関わる、かなりテクニカルなものであるかなと思います。

(4) 連邦議会の法案

それに対して、連邦議会のレベルでは、より大きな富の蓄積、配分の遅さ、そういったことに関わるような法案が出されています。複数出ていると言われていますけれども、代表的なのは Accelerate Charitable Giving Act で、寄付者助言基金にお金はずっと滞留している、そういったことではいけないということで、現行ではこれは延々と滞留させてもいいわけ

ですけれども、これを 15 年または 50 年以内に分配しろ。しないのであれば税制優遇は制限すべきだと、そういった法案が現在連邦議会にかかっている。

15 年または 50 年ということですが、15 年であれば、これは寄付、要するにスポンサーにお金ないしその金融資産を寄付した時点で税制優遇をつけるということになります。しかし、その税制優遇を受けた以上は 15 年以内にきちんと分配しなさいというわけですね。これが 1 つのパターン。

もう 1 つが、長く置いておきたいということであれば税制優遇は限定しますよというもので、所得税の優遇は分配時にはこれは認めない。50 年以内にこれを分配した場合には、その分配の時点で所得税優遇が後から還付されるという、そういった形です。

この 15 年以内、50 年以内は選ぶことができるけれども、いずれにせよ 15 年、50 年として選んだ以上は、その間に分配をしなさいというわけです。もし分配をしなかったら 50% の課税ということになります。

こういった形で、財産が寄付者助言基金に滞留するのを、なるべく早く活動しているチャリティに回していこうっていうのがこの法案の趣旨ですけど、これは今のところは法案段階で議会を通る見込みはないんじゃないかなというような、そういった観察が強いように思います。ただ、「注意しておこうね」というような、そういったクライアントアドバイスみたいなものがちらほら見受けられるところかなと思います。

3-3-3 日本に着地させるには

以上が寄付者助言基金の概要と近年の議論の状況ということになるかなと思います。日本にどう着地させるかというような、そういったところも考えてはいますが、ざっくりとだけお話をさせていただこうかなと思います。

寄付文化がなかなか日本にはないね、アメリカの寄付文化とやっぱり違うねっていうことはよくあります。ですが、寄付文化と言ってしまうとそれで終わるんですが、どこがどう違うのか、もう少し深掘りしてもいいのかなっていうのが、私の最近感じているところです。

(1)「寄付文化」

1 つは、やっぱり富裕層はアメリカほど極端ではない。日本でも貧富の格差が大きくなってきている、それは世代間を越えて続いているという、そういったことはありますけれども、アメリカほどではない。その分だけ、富裕層が Philanthropy をリードするっていう、そういったイメージが日本にないっていうのは、それはそうかなというところがあります。

同時に、どちらかというと、これまで公益財団とか、例えばグリーンピースみたいな主義主張する活動よりは、やっぱりサービスをしていくことが重要ということで、福祉の関係は政府の補助金への依存っていうのは強かったかなと。

そういう意味では、富裕層が寄付する、そちらの論理で非営利セクターが形成されたかと

いうと、むしろその非営利セクターはその活動の側の論理が中心で形成されているような、そういった感じがあります。なので、学校であればこう、医療を提供するのであればこう、社会福祉を提供するのであればこう、NPO 法人もこれはボランティアをするので、と、そういった形で論理が形成されている。寄付をする側が「こういったビジョンで」という、そういった論理構成というのはあまり前面に出てこなかったんじゃないか。

同時に、寄付をする人、私まだよく分かってないので、岸本さんにインタビューさせていただいたりとか、そういったリサーチを少しずつ始めているところなんですけど、印象としては、寄付者も何をしてほしいかという、まず公益活動に使ってほしいっていう、そういった希望が多い。寄付をしたからには、それを永続させる。さらには活動基盤を充実させて、それを未来永劫に使ってもらいたい。そういった発想っていうのは、アメリカはやっぱそこが出発点なんだと思いますけども、その発想っていうのは日本には良くも悪くもあまりないのかなっていうのが、私の今のところの印象なんですね。

（２）法制度の問題点

それに法制度というものがいくつか問題を抱えているように思います。成長という観点から欠如と言いましたけれども、「寄付をしたら、すぐ使うんだ」という、そういう発想ですね。ではなくて、寄付をある程度貯めて活動充実の基盤を作っていくという、そういう発想が法制度の側にあまりなかったんじゃないかという気がしています。この背景には、やっぱり公益法人の不祥事とか行政改革、あるいは蓄財の禁止とか規制の順守、そういったことが強調されざるを得なかったということがあるかと思います。

運用の文化というのも日本ではなかなかなかったような感じがします。「貯蓄から運用へ」みたいな個人のレベルの話もありますけれども、同じような問題というのは、公益財団とか公益信託でもそういったところはあったかと思います。運用をなかなか許さない法制度というものもありますけれども、やっぱりバブル期の財テクの反省みたいなことで、運用をどちらかというとネガティブに捉えているところが、法制度も実際の運用の現場でもあったんじゃないかなっていうのが私の印象です。

税制が様々な形でその阻害をしてきているところも指摘せざるを得ないんじゃないかなと思います。優遇は限られているし、それに加えて広範な規制、制約がなされている。税制で、これをやれ、これをやるなってというのが非常に厳しいところがやっぱりあるんじゃないか。成長という発想がないので、公益法人だけではなくて、家族信託の財産承継にもやっぱり税法上の障害があってできないっていうこともある。公益信託も、信託銀行を使うので、もっと運用を高度にしてもいいように思いますけれども、そういったことはなかなかしにくいような税制になっているところがある。

同時に、制度間の連携がなかなかうまくいっていない。家族信託、商事信託、公益信託、公益法人、様々な非営利法人があるわけですけども、それぞれがかなりバラバラで回っているっていうことが現状なのではないか。寄付の側からすると、「いいことのためにお金を

つけます。じゃあ、そのために便利なものはどれですか」いうことになるわけですが、そういう発想で全部が共通の枠組みという形ではなくて、様々な制度が様々に乱立しているのが現状なのかなという気がしています。

（３）近年の変化

しかし、そういった中でも変化が今日あるわけです。良くも悪くも貧富の格差が、基本的には悪いと思いますけれども、生じている。「良くも」と、ちょっと言いかけたのは、その富裕層が非常に大きくなってきて、それも高齢者層に富が集まってきている、そういった状況がある。これをなんとかしなきゃいけないっていう動きは、現場ではやっぱり強くなってきていると、私も感じるがあります。

さらに、投資というものの考え方も変わってきている。一方では、公益法人とかでもきちんと運用していくってことが大事だよなということもあるし、同時に、営利企業の側でも、ESGとか、公益のためにお金を使っていく、あるいは公益のためにということで資本を集める、そういったことも出てきているので、投資の考え方っていうのはやっぱり変化をしてきている。また、財産承継も柔軟性をいうことになってくる。

そういった中で、寄付者、相対的に財産を持っている富裕層、高齢者層の人が、どうやってその資産を後世のために生かしていきますかっていう動きはやはりあるし、寄付者助言基金のようなアイデアっていうのはそこにフィットし得る、そういったものなのかなという気がしています。

3-3-4 今後の可能性

今後の可能性ということで、公益法人、公益信託法制、いろいろその限界もあると思いますが、やはり公益法人に一定程度の資本蓄積の可能性、自由度というものを認めていく。さらに投資も柔軟化をする兆しがあるように思うし、情報開示をそれでやっていく。規制でこうしろ、ああしろではなくて、情報開示を中心に、そういったことが少しずつ出てきているような、そういった意義はあるかなと思います。

同時に、自由度が増える分だけ、公益、非営利の側の一定の責任というのもそこで求められることになる。ガバナンス、情報開示、さらにインパクトをきちんと示していく。投資の手法もきちんと出していく。そういったことも期待されているということになるんじゃないか。

そして、寄付をする人の意向がそこに反映される。寄付をする人の資産計画とか資産承継とうまく接続できる。寄付者がどこに寄付をしたらいいか、公益活動の評価と選択ができる。そういったものが進みつつあるように思います。そうすると、公益法人あるいは公益信託、NPO法人、各種非営利団体があって、先ほどその制度間の連携がないといった話をしましたが、それらを横断した評価、活用みたいなものも見えてくる。繰り返しになりますけども、

寄付者助言基金は、その繋ぐきっかけになるのかなという気がしています。

アメリカで最近議論があるということですが、公益の世界に資本の議論がどんどん入ってくる。やっぱり資本をきちんと蓄積をして、サステナブルな形で基盤を作っていく、そのためには一定の資本っていうのが大事です。ですから、現時点では私は、資本が入ってくることを基本的にはポジティブに捉えていいように思っています。しかし、アメリカの議論のように、資本の論理の行き過ぎということになってくると、それに対する危うさというものを頭の片隅に置いておくことも必要なかなと感じている。

最後のところは、少し私が現場を知らない中で勝手なこと言っているようなところもあるかもしれませんが、とりあえず私のほうから、寄付者助言基金の動向という形でお話をさせていただきます。

3-4 第4回研究会「公益の実現のための信託—分割利益信託を中心に—」

報告 藤谷 武史氏（東京大学社会科学研究所 教授）

内容

- 3-4-1 分割利益信託と公益信託
- 3-4-2 米国における CLT・CRT の概要
- 3-4-3 日本における分割利益信託
- 3-4-5 分割利益信託の課税関係
- 3-4-5 まとめ

今回は「公益の実現のための信託」についてお話をさせていただきます。

岸本さんより「公益の実現のための信託」として米国版の CRT、CLT を紹介し、日本における可能性を教えてほしいという依頼をいただきました。私は公益信託や公益法人について、理論の観点から税制がどうあるべきか、アメリカにおいてどうなっているかを勉強してきましたが、さらにユーザーサイドの観点から、篤志家、財産を社会公益のために役立てたいと思っている方々が、現状の制度で不自由や不都合を感じているか、どういったニーズに応えるような制度のあり方があるのかというのが大きな問題意識としてあり、信託という仕組みがそこでどういった特徴的な役割を果たせるのかに関心を持っています。特に公益法人と比較した時に信託がどういう役割を果たせるのか、どういう特徴やメリットがあるのかを考えていきます。

3-4-1 分割利益信託と公益信託

そこで強調したいことが、今日のテーマである分割利益信託と公益信託ですが、この2つは当然ながら分けて考える必要があるということは最初に確認しておいたほうがいいだろうと思います。ユーザーにとって重要なのは、その仕組みを使って何が実現できるのかということであって、仕組みそれ自体が重要なわけではありません。

今、公益信託法改正の作業が進んでおり、今度の国会に上程される見込みで、税制のほうもようやく話がついたという状況だと承知しております。公益信託法の改正にあたるプロセスの中で、私は法務省の法制審議会の信託法部会で勉強する機会をいただきましたが、そこでの議論はどうしても公益信託制度を今後どうしていくかという制度の側の視点なのです。新しい公益信託でいろんなことができるようになったほうが良いということで、分割利益信託もここに入ってくるわけですね。しかしユーザー側から見ると、別に分割利益信託を公

益信託として取り込んでもらう必要は必ずしもなくて、その両方がそのニーズに応じて使い分けられればいいわけです。

公益信託法改正の信託法部会の議論を聞いておきますと、公益信託に分割利益信託を含めることができるかできないかということが一生懸命議論されていましたが、それはあまり有益な視点でないのでは、ということです。この2つは明らかに違う制度であり、篤志家と財産の関係がきっぱり切れるということが公益信託においては何よりも重要です。その上で、公益信託ですと財産的な権利は一切切断されるのだけれども、その財産の行く末について、どういう活動をするのかということについて、アドバイスや意見を言うことまでも切断されなくてはいけないのかというのは別の問題としてあります。それについては、最近私も関心を持って勉強したところで、この研究会も助成を受けているトラスト未来フォーラム財団の別の研究会の報告書として間もなく出版される予定です。その中で触れていますが、今日はお話しません。

今日の話は、篤志家と財産の間に信託設定または一定の関係が維持されるというところにポイントがあります。これは分割利益信託であり、公益信託とは真っ向から対立することになります。その上で、分割利益信託というのは、民事信託の利益権設定がいろんな形でできる。もちろん公序良俗に反するとか、遺留分権者の権利を侵害するというようなことがあってはいけないのですが、それに当たらない限りにおいていろんなことができるというところがメリットでした。

その中でも特に複層化とか質的分割と言われるものですが、典型的には収益を先に取り、そして元本残有財産を後に取りというような形での、その分け方、単純にこの信託財産を2分の1、3分の1に分けるといふのは違う分け方というのが重要です。「収益受益権なし」が質的に分割、あるいは複層化された受益権の一方をチャリティに持たせるのが分割利益信託だという、そういう定義です。

(1) 分割利益信託は現在の日本でも設定可能

分割利益信託は現在および今後の日本信託法の下でも十分設定可能であるということはずから確認しておきたいと思います。それは公益信託ではないからです。つまり、今回の公益信託法改正とは関係のない世界であり、分割利益信託はこれまでも可能であったし、これからも可能です。ただし、税の問題があります。

公益信託の定義について、法律としては、公益信託法の改正法案というのはまだ国会には上程されていないようですが、今の時点で手掛かりになるものとしては、法制審で議決された公益信託法の見直しに関する要綱に従って、法務省民事局が法案作成の詰めの作業をしているはずです。公益信託の定義というのは、要するに受益者の定めがないということがポイントです。

チャリティは公益のための存在ですから、チャリティが受益者だったら、そのような信託は公益信託と呼んでも良さそうですが、この定義によると、チャリティのみが受益者であっ

ても、それは受益者の定めがある信託になりますので、日本法における公益信託には当たらないということになります。この辺りは注意が必要です。

アメリカにおいて、チャリティのみを受益者にする信託がどうなのかという議論は、日本法のように考える立場もあれば、もう少し柔軟に考える場合もあり、州によって分かれています。

(2) 信託法の関心と租税法の関心

ともあれ、信託法の関心と租税法の関心は違うということで、信託法の観点から公益信託に当たるか当たらないかという問題は本日これ以上触れません。その上で租税法の関心はどうかということです。

公益信託を野放図に作ってはいけないというのは、信託法の側でももちろん関心事としてはありますが、それはいわゆる永久拘束禁止則と言われる信託法の大原則です。信託というのは、財産がその設定者がたとえこの地上からいなくなっても、なお設定した信託目的に縛られ続けるということを許容する法制度です。しかし、あまりに長い期間にわたると、何百年も前に死んだ人の意思で今の円滑な取引が阻害されるということになりますので、それを許さないというのがこの永久拘束禁止則で、その例外として公益信託というものがあるという歴史的な動機です。

租税法では、公益信託を定義するのは税制優遇に値するガバナンスが確保されているかどうかという問題です。したがって、この2つの線引きが必ずしもイコールである必要はないということです。

米国では、もともと連邦制という国の成り立ちや建付けからして、信託が法的に有効に成立するかどうかというのは州法で決まります。アメリカでは契約や財産とかそういったものは州がそれぞれに立法権を持っているということになっております。

それに対して税は、もちろん州レベルでも税金というのはあるのですが、圧倒的に重要なのは連邦の税ということで、みんな連邦の税がどうなるかということを意識して動いています。所得税や遺産税というのが特に信託、チャリティとの関係では問題になりますが、これは連邦の問題であるということになります。チャリティのみを受益者とするような信託が公益信託かどうかというのは、これも州法の問題であるのに対して、税制上はどうかというのは、これはまた別の話ですよということになります。

日本では、従来は公益信託引受許可と税制優遇の要件が分離しているのだけれど、今後は一致することになるだろう。新しい公益法人、新しいと言ってももう20年近く経ちますけれども、公益法人というものと同じ仕組みになる、つまり公益信託の認可と税制優遇が連動するということとはご案内の通りかと思います。

(3) 公益信託法改正作業における分割利益信託の扱い

分割利益信託については、信託法の関心から接近したというか、してしまったというところ

ろであり、中間試案の段階では、公益先行信託とか残余公益信託というのが、公益信託法の改正作業の中で議論されていたのですが、最終的には削除ということになりました。結局、公益信託の改正で分割利益信託というのは公益信託ではないので、それは一括りにしないほうがいいだろうということです。

民法系の委員の方々の中には、ある信託が、信託としての一体性を保ったまま公益信託になったり私益信託になったりというものを公益分割利益信託として捉えたいようだったのですが、CLT にしろ CRT にしろ税法の仕組みであり、州法の概念ではないのです。税の観点からカテゴリーを作っているだけなので、そもそもアメリカの州法に対応する今回の公益信託法改正の話として分割利益信託を扱う必要がなかったということだと思います。

まとめますと、前提として分割利益信託は公益信託ではない。この当たり前の前提が法制審で共有されていなかった。分割利益信託はあくまで私益信託であって、受益権の一部をチャリティに持たせたまま寄付すると考えれば一番ではないでしょうか。

だからといって、値打ちが低いということは全くありません。そういうものとしてユーザーが使えるようにしていくことが大事です。そういうものであれば日本信託法上は既に可能だし、今回の公益信託は関係がないと思います。

3-4-2 米国における CLT・CRT の概要

今回のメインの依頼でした CLT・CRT の話をしたいと思います。

分割利益信託というのは、アメリカでは、税法以前に信託法の問題として扱われてきました。アメリカの信託というのは、本当にいろんなことができるので、古くから用いられてきました。連邦所得税が出来たのは 1916 年ですが、それが導入されるよりもずっと前から分割利信託というのは存在していたのだと思います。そういうものが先にあって、税が後から来たというところが 1 つポイントになるだろうと思います。

最初の税制というのは極めてシンプルなものであり、公益活動、チャリティのために財産を寄付したものについては寄付控除を与えるのだということが最初からあったわけです。所得税にせよ遺産税にせよ、こういうものに税金をかけてはいけないだろうと極めて寛大というか、緩かったわけです。そうすると、財産を丸々公益目的に信託すると、これは公益信託、チャリタブルトラストということになります。財産全体に対して寄付控除が与えられるのであれば、当然ながらその財産の一部の利益を、受益権も財産ですから、これを寄付した場合も同じように扱ってもいいのではないかとということで、寄付控除の対象としてきたわけです。

そうすると、「これはいいや」と。私はまだ財産全部を手放す用意はできていない。何があるか分からないから財産はまだ保持しておきたい。だけど全部持つておく必要はないので、その受益権の一部を寄付する。例えば、私は生きている間、あと 10 年か 15 年か分からないけど、生きている間はこの豪華な邸宅と庭に住み、享受したいけれど、15 年後にはチャ

リティに寄付したいんだとして、今寄付を行うということです。これは今日の報告では触れませんが、ジェロントロジー（老年学）の観点、高齢化社会の中での財産処分という観点からも有益なのだろうと思います。

問題はしかし、もともとあったプラクティス（通例）で税が寛大に受け止めてきた結果、やっぱり悪いことをする人がどうしてもいまして、その質的に分割された受益権を過大に評価する。アメリカも日本と同じ申告納税制度なので、基本は納税者が言い値をつける。課税庁がおかしいなと思ったらチェックをするということです。寄付する人が年間 10 人だったら課税庁もチェックすることができるでしょうが、アメリカは寄付文化の国で、いろんな人がいろんなところでいろんなものを寄付しているので、当然チェックが追いつかない。そうすると、言い値が通ってしまって、後から蓋開けてみたらとんでもないなんていうことがあります。例えば、「私は、この財産のうちの 9 割は寄付、チャリティに行くと思うから、1 億円の価値のある土地のうちの 9,000 万円は寄付したものと扱ってください」とする。ところが蓋を開けてみたら、そこにその人は 20 年以上居座り続けて、価値で言ったら 9 割方は自分が享受しているじゃないかというようなことがあったわけです。

それはやはり分割利益信託をあまりに柔軟に使いすぎるという問題だと認識されまして、1969 年に税制改正がなされました。分割利益信託はもともとあったので、それをダメにするわけではないのだけれども、濫用はいかんだろうということで、税法上の優遇を受けられる分割利益信託の柔軟性に一定の枠をはめたと理解することができます。

次に申し上げます CLT、CRT というのは、したがって連邦税法が規制をするために作ったカテゴリーです。濫用を防止するために、これこれの要件を満たしたもののだけがこのスプリットインタレストラスト（分割利益信託）についての、つまり質的に分割された受益権の寄付に対して寄付控除を与えますので、その要件を満たしてくださいということです。それを満たせる限りは確実に寄付控除を与えるということで、納税者、濫用するつもりのない篤志家にとっては、これは予測可能性が高まるという利点もあったように聞きます。ただ、ルールはすごく複雑で、提出しなきゃいけない書類もすごく増えるわけです。

それでどうするのだろうということですが、アメリカはそのあたりが柔軟でありまして、特に CRT の場合、残余財産をチャリティが受け取るような場合には、チャリティは信託が設定された時点ですでに残余受益権者ということになりますから、当事者なわけです。そのチャリティが出てきて、IRS（内国歳入庁）との手続きを専門のスタッフが代行するというような例があるのだということを論文の中でも紹介しておきました。

いい考えだなと思うのですが、日本法でこれができるか。というのは、税理士法 52 条では、税理士業務を有償、無償を問わず税理士や税理士法人の独占業務としています。例えば、私は租税法の専門家ですが、税理士資格は持っていませんので、私が誰かの税務業務を、例えば税務代理という形で、課税庁に対して「この人の税的なポジションはこうなのだ」ということを代わりに言ってあげたり、あるいは申告書類を作成してあげたりというのは違法ということになるわけです。日本でチャリティが国税庁との手続きを代わりにやってあげる

のは、とても篤志家にとってはいいことだと思うのですけれども、それが税理士法との関係でどうかというのは、細かいけども重要な論点だということに、今日の報告の準備をしながら気がつきました。

(1) CRT

CLT・CRT の概要ですが、ごく簡単にお話します。

CRT がやはり 1 番メジャーであり、概要としては、チャリティ以外の私人が、典型的には設定者や家族が先行受益権を保持します。一定期間が経過したり、あるいは設定者が死亡したり、いずれにせよ 20 年が上限と定め、ずっと先というわけにはいかないということで濫用に対処しています。その時点で信託は終了して、残余財産一切合切がチャリティに帰属するということです。

要は将来の贈与約束のようなものなのですが、この将来の贈与、寄付の約束の額を現在価値に算定すると、アメリカだと金利が高いものですから、例えば最近も大谷翔平選手の年俸の話が話題になりましたが、20 年先だと、例えば 20 年先に 2,000 万ドルを寄付するということになると、その現在価値は 400 万ドルとかそんなものかもしれません。その現在価値を税法上定められた評価基準によって、寄付控除の対象とするということです。

それだけではありませんで、設定者やその家族が先に利益を受け取れるわけですが、その受け取り方っていうのも定型化するわけです。アニュイティ型と言われる定額受け取り型、あるいは残余財産の一定率、例えば毎年 5% を払い出すユニトラスト型のいずれかなのですが、払い出される額というのがきちんと決まるようになっています。信託設定時に「私は残余財産から 20% を払い出すようにします」としても構いませんが、当然その分だけ寄付控除額が減ります。こうした仕組みによって課税庁にとっても納税者にとっても評価が明らかになり、濫用が防止できます。

重要な点は、これはアメリカならではののですが、CRT は普通の民事信託とお考えください。公益信託ではありません。アメリカでは公益信託は、公益法人等と並んでいわゆるチャリティということで、所得税はかからないし、寄付控除が与えられる税制優遇の対象ですが、CRT はチャリティではありません。

しかし、CRT は変わり種で、あたかもチャリティと同じように、その存続期間中の信託収益に対して所得税がかからないという特権的地位を与えられています。なぜそれで構わないのかというと、例えば信託収益として国債と株を運用し毎年 1,000 万円の収益があった。それは非課税ですが、そこから例えば毎年 500 万円を先行受益者である設定者や家族に払い出していた。設定者や家族の方で 500 万円受け取ったのだからそこは課税する。それでいいじゃないかという考え方です。

チャリティに蓄積して、最後に残りはチャリティに行くのだから、そこは課税しないということでよくできた仕組みですが、日本ではこの仕組みが難しいということを後でお話します。

(2) CLT

もう1つ、CRT に比べるとマイナーですが、CLT は CRT と並び称されるもう1つのチャリタブルリードトラストというものであり、これはチャリティの利益が先行し、残りを私人、設定者やその家族が取ります。

信託の収益を一定期間、継続的にチャリティに提供するという収益受益権を設定します。例えば、年間 1,000 万円×20 年というような形です。これは上限期間がないので、チャリティに例えば 40 年支払うでも構わないのですが、毎年 10 万ドル×40 年で、割り引くと現在価値が計算できます。この計算された価値を設定時に所得から控除できるというのが基本的には CRT と同じなのですが、ちょっと注意が必要です。

CRT の場合には先行受益権が私人にあって、それが自分であっても自分の家族であっても構わない。例えば典型的には、自分はもう死にそうなので、自分の遺族にまずは先行で支払い、20 年したらチャリティへということになります。CLT の場合には、まず自分たちは1回手を引いて、後で受けるわけです。この後で受ける人が自分自身なのか、それ以外なのかというところで区別が分かります。

どうして分かれるかという点、自分自身だったら、チャリティに一部を切り出してあげただけということで、課税関係はシンプルなわけです。先行受益権だけをチャリティに切り出してあげているということになります。しかし、受ける先が自分の子どもだと、チャリティに対して先行受益権をあげるのと同時に、残余受益権を設定時に子どもに贈与したという格好になります。そうするとアメリカの場合には、遺産税や贈与税があげた側にかかります。アメリカは遺産税方式と言われておりまして、財産を残す側、財産をあげる側にかかります。日本は逆で、財産を相続や贈与によって受けた側が課税されるのですが、アメリカはあげる側に課税されるということになります。いずれにせよノングランタートラスト（委託者が信託財産を支配しない）ということになりますと、撤回不能な形で設定者が財産を手放した。その行った先がチャリティと誰かという指示だということになります。

(3) 税におけるメリット

CLT と CRT について、もちろん財産を保持しておくのはなんとなく安心だっという話はあるのですが、税の観点に絞って4つのメリットが指摘されています。

篤志家のニーズという点からは、まず第1に、すぐに所得向上のメリットが得られます。現在価値と将来の利益が正確に算定されているとしたら、今の 100 万円と将来の 10 万円×10 年みたいなのがイコールであれば、今、税を取っても同じじゃないかという考え方、所得税、税メリットは同じじゃないかという考え方はあります。しかし、税率というのは、その人がどのくらい稼いでいるかによって変わりますので、典型的には今すごく稼いでいる、所得税率が最高税率だという人が、今ドカンと所得控除をとっておいて、引退後にちょぼちょぼと、例えば CRT だったら、自分はチャリティに残余財産をあげるという約束の下で、

信託財産からちょこちょこもらうわけですが、その時にはもう税率が下がっているので、トータルで見たら税負担はだいぶ抑えられるのです。このメリットがあるのは CRT と、あと自分が最後受け取れる形の CLT もこれに該当すると言われています。

2つ目のメリットは、最近の NISA ではできるようになりましたが、もし私が含み益のある資産を持っていて、投資し続けたいのだけれど、この中の1つの銘柄の投資を続けるのはいやだな、他に変えたいなと思った時に、CRT は免税なので、キャピタルゲイン課税がかからないということになります。そうすると、投資ポートフォリオを組み替えるというメリットもあります。

それから、寄付金控除は、アメリカも日本もそうですけども、年間の所得額で、アメリカだと 50%、日本だと 40%と限度額がある。アメリカの場合、限度を超えた分は先に繰り越せるのですが、それだと面白くない。ノングラントラストはチャリティと自分の家族に財産をあげるという仕組みで、設定者はそこで手離すので、高額所得者である設定者は関係なくなるわけです。でも贈与を受ける自分の家族は税率が低いことが多いので、寄付金控除を毎年与えているという格好になる。つまり、その受け皿になっている公益先行信託のオーナーは家族であって、家族が毎年チャリティに寄付しているかのように扱いますので、税率の低い家族が寄付金控除を取ること、寄付金控除限度額への抵触を回避できます。

4つ目の遺産凍結というのは、ノングラント CLT の主な用途で、将来的に値上がりが見込まれる資産を、時価が低いうちに相続人に移転し、遺産税、贈与税負担を抑えることに活用されるということです。

1969 年法は確かに濫用を規制したかったのだけれども、今4つ示したような分割利益信託のメリットまでを否定しようとしたものではありません。むしろ、こういうものがあるから篤志家は寄付するのだということは分かってやっているというところだと思います。

3-4-3 日本における分割利益信託

日本においてどうなのかということですが、日本でも信託法上は可能です。問題は税法上の扱いで、私の論文の中でもメインで扱っています。今回、公益信託法改正に伴って税制改正も行われるのですが、おそらくここで述べたことには影響しないだろうということになります。ごくシンプルなケースでは分割利益信託はできるわけですが、既存のルールが分割利益信託にウェルカムな形ではないので、結果的に阻害されている場面っていうのが出てくる、あるいは不確実性が高いということになります。

3-4-4 分割利益信託の課税関係

アメリカの仕組みにならって公益先行型と残余公益型でどんなことが起こりうるかということを簡単に見ておきたいと思います。

(1) 公益先行型 (CLT 型)

公益先行型 (CLT 型) の場合、信託を設定した段階で先行受益権を公益法人等に寄付したということになると思います。これは財産評価基本通達の 202(3)で、収益受益権と元本受益権を別々の人に帰属させた場合には、収益受益権は、将来のキャッシュフローを現在価値にすることによって算定でき、残余利益はその逆。元の財産が 1 だとしたら、0.4 と 0.6 みたいな感じで、これは問題がない。信託存続期間中は信託収益を公益法人等に払い出されることになりますが、これについては将来信託に帰属する収益の全部を現在価値としています。それが先行収益権の中身ですから、その現在価値を設定時に寄付控除してもらっているので、控除の二重取りできないっていうのは当然です。

ただ、それだと設定時に寄付金限度額の問題に引っかかってしまう可能性があるのですが、人によっては毎年毎年寄付しているという扱いにしてほしいっていう人もいるかもしれません。その場合、アメリカだったらそういうのもできる。ノングランターの CLT はそういう仕組みです。しかし、日本は、特に利子とか一部の配当については、源泉分離取り切りの課税関係になっています。そうすると、源泉分離課税されたものについては、後から寄付金控除をかけることできないわけです。20%で済みますが、取られっきりになるわけです。

日本では、公益信託ではない、免税はない。アメリカの、これは CRT の話ですが信託収益が免税で、アメリカとは違って日本はこの源泉徴収の問題が難しいということです。今、実は特定寄附信託っていうのが信託協会のご尽力で入っていますが、これは源泉徴収のほうの問題になるという日本の税制の特徴を考慮した仕組みです。正直、制限がきつくて使いにくそうな仕組みですが、信託収益全部寄付させる代わりに、収益非課税で源泉徴収もなしという仕組みを作っています。その狭い枠の中でしか使えないということで、日本のそれと CLT はだいぶ違うということにならざるを得ないだろうと思います。

公益先行信託は、信託終了時に設定者自身が先で待ち構えている場合には、自分のものが自分に返ってくるので課税関係はないのですが、自分以外の人という場合には、これは贈与が行われたということになります。設定時にその人が生きている、すでに存在している子どもなどの場合には問題ない。ただ、納税資金の問題が出てきます。

ところが、元本受益権者が設定時にまだ存在しない人だった場合、こういうことも信託はできるのですが、これは悪名高い受益者連続型信託の特例の対象ということになります。つまり、設定時にチャリティが受け取っている先行利益は、あくまでも信託財産の一部でしかありません。けれども終了時には、その時点の信託財産の全部がチャリティから後行受益者に寄付されたということになってしまいます。アメリカだったら最初に分けた半分を寄付した、贈与したものだという扱いになるのに、日本だとそれは無視しておいて最後の最後にドカンと全部贈与したものとされます。確かに今まで重しとして乗っかっていた先行受益者がいなくなって、全額がようやく自分が使えるようになったのだから、その時点で親から贈与を受けたのと同じじゃないかと言われればそうで、それが税務当局の考え方なのですが、結構税負担重くなってしまいがちで、アメリカと比べると旨味は少ない仕組みになっておりま

す。

（２）残余公益信託（CRT 型）

次に、残余公益信託（CRT 型）の話をします。これも出発点は同じですが、切り取られた残余部分を公益法人に寄付するということになります。典型的には自分が死ぬことによって信託が終了し、その後はチャリティにというパターンもありますが、しかしそれだったら遺贈すればいいわけです。そうではなくて、自分がもう死にそうなのだけれど、自分の幼い子どもにこの財産の先行受益権を設定し、この子どもが成人した暁にはチャリティに財産が行ってほしいようなケースもあります。その場合には、子どもはこの財産の全額を贈与を受けたものとして扱われてしまいます。これが受益者連続型信託の特例で、相続税法の 9 条の 3 という仕組みがあります。これは非常に厄介な仕組みです。

例えば、この子どもは成人間近で、1 億円の財産のうち、せいぜいその先行利益は 1,000 万円相当だったとしましょう。残りの 9,000 万円は、子どもが成人した暁には、その時に元本はまた膨らんでいるでしょうが、チャリティに行く。そうであれば、本来子どもが払うべき相続税、贈与税は 1,000 万円をベースに考えるべきだと思われるのですが、受益者連続型信託の特例では、誰かが死んだことによって受益権が移転するようなパターンの場合は、その後ろにくっついている制約はないものと見なすことになります。そうすると、税負担が重くなってしまう。日本の税制というのは、信託に合わせた作りにはなっていないので、まして分割利益型信託には対応してないということです。

信託が存続期間中はどうですかというと、アメリカだと CRT は免税扱いと話しましたが、日本にはそういうルールはありません。普通に所得課税されます。もし信託収益を先行受益者が全部使うということだったら、それでもいいような気がします。例えば、信託収益の半分はリザーブしておいて、それは残余受益権としてほしいということを設定者が命令することができます。設定者が、自分の子どもが使っているのは半分だけで、残りの半分は受託者、信託銀行がちゃんとリザーブしておいて、信託終了時にチャリティに贈与するのだという仕組みになっているとすると、その部分は本来非課税という考え方をアメリカはとっている。個人に払い出されたほうだけ課税するわけですから、結果的に同じ仕組みになっているわけです。しかし、日本では現行法にそのような規定はなく、公益信託に含められる見込みはないので、全額払い出し型の CRT しか使えないということになりそうです。

信託終了時には、先行受益者からチャリティへの贈与、または遺贈が行われたものとして扱われることになると、基本的には課税関係は生じないのだと思います。しかし、法人に対する贈与ということになりますと、みなし譲渡課税というルールがあります。今度の公益信託法改正、あるいは公益法人に対して残余財産を帰属させるような場合にはもともとあった問題ですが、このみなし譲渡課税っていう問題が出きます。2017 年の論文ではそこが問題だって書いたのですが、2018 年に法改正があり、多少使い勝手が良くなったのかどうなのか、この辺はむしろ皆様のほうが詳しいのではないかと思います。

3-4-5 まとめ

分割利益信託は現行信託法の下でも可能です。現行税法の下でも可能なパターンはあります。ここまで述べてきたことの繰り返しになりますが、CLT（設定者に残余財産帰属）は設定時に収益受益権相当額の寄付控除、CRT（設定者が先行受益者）は設定時に残余受益権相当額の寄付控除という税メリットが問題なく使えそうです。逆に、CLT（設定者以外の私人に残余財産帰属）は設定時に後行受益者に贈与税が課される、CRT（設定者が先行受益者）は信託期間中、通常通りの所得課税を受けてしまう、CRT（設定者以外の私人が先行受益者）は設定時に先行受益者に贈与税が残余受益権分のディスカウントを無視して課されてしまうといった点が要注意で、うまくいかないかもしれません。

結局、分割利益信託に限らずビジネス目的で使われるものを含めて、受益権複層化信託の課税ルールは、非常にシンプルな収益受益権と元本受益権に分ける場合については、国税庁が財産評価基本通達というルールを出しているのですが、それ以外のものは分からないわけです。複雑な評価を伴うものについては、信託法上は全く問題ないのですが、課税はそれについてこれないと思われます。それから、悪評高い受益者連続型信託の特例は、ずっと学者は批判し続けているのですが、改正の見込みはありません。

そうすると、非常にシンプルな CLT、非常にシンプル CRT はひょっとするとできるかもしれないけど、篤志家の方々とイノベティブに信託を使っているいろいろやっ払いこうとする時には、分からないことが多すぎるということです。

そういう話を信託協会の方々としてしていると、税制改正要望を持って行っても、税当局から「実務のニーズはあるのか。忙しい我々は、あるかどうか分からないニーズのために法改正なんてできない」と言われるそうです。しかし、実務のニーズがないのは、やってみて課税されたら困るからやれないわけです。もし「課税ルールがなければ、これこれのことをやるのだ」という声が高まれば、実務のニーズがあるということで、税当局は動くのだろーと思います。ここは結構重要なポイントで、税制改正の現実というか、税当局は忙しいので必要性の高いほうからやっていくわけです。ニーズが低いと思ったらやってくれないというのは、実は今日一番重要なメッセージかもしれません。

3-5 第6回研究会「新公益信託活用の基本 権限分配について」

報告 太田 達男氏（公益財団法人公益法人協会 理事・会長）

内容

3-5-1 公益信託のプレイヤー

3-5-2 3つの公益組織のガバナンス構造（プロトタイプ）

3-5-3 新公益信託プロトタイプの特長策としての機関設計

3-5-4 権限分配

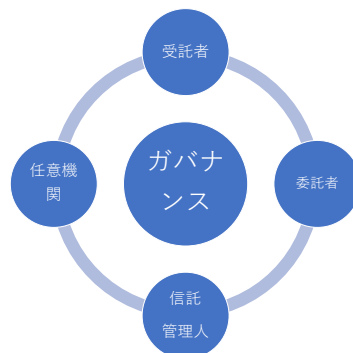
3-5-5 現行公益信託の機関とその役割の実例

新しい公益信託については、すでに3月5日に内閣府から新しい法律案が国会に提出され、参議院審議で審議され、参議院の委員会、内閣委員会、本会議で可決しています。今日は付帯条件も含め、新しい公益信託の活用のために権限をどのように分配していくのいいのかに焦点を絞ってお話をしたいと思っています。その過程で制度の変化についてもお話ししたいと思います。

3-5-1 公益信託のプレイヤー

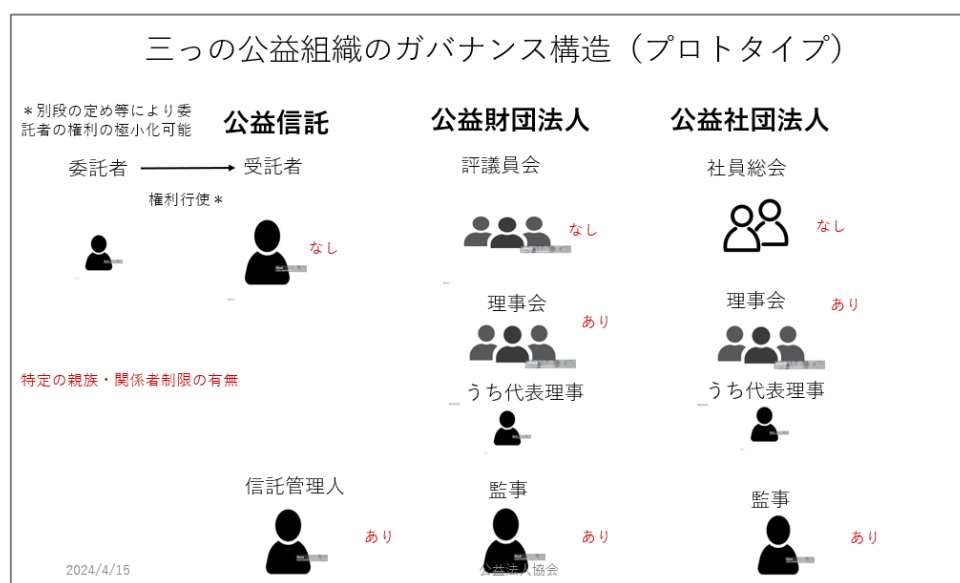
公益信託の基本的なプレイヤー（登場人物）は3名います。基本的には受託者、委託者、信託管理人、それに必ず登場するわけではない機関（任意機関）も含めると4名でガバナンスを構成していきます。なお、受託者等は複数名存在する場合があります。

委託者をガバナンスの枠の中に入れるということについて若干の異論もあるかもしれませんが、私は公益信託の特色として入れたほうがいいだろうと思います。



3-5-2 3つの公益組織のガバナンス構造（プロトタイプ）

3つの公益組織のガバナンス構造の原型を比較すると分かりますが、公益信託では基本的に受託者と信託管理人だけですが、委託者が権利行使をすることで受託者の行動をけん制するガバナンスの役割の一端を担うことができます。別段の定め等で委託者の権利の極小化し委託者が全く関与できないようにすることもできますが、その辺りの設計が今後の課題です。委託者の権限を大きくするのか、ゼロにするのか、その間に中間的な選択肢と取り扱いが可能であろうと思います。



公益信託の場合は、受託者と信託管理人があります。

図の「あり」「なし」とは、図の左側下のように「特定の親族・関係者制限の有無」を示します。特定の親族、つまり三親等以内の親族や配偶者、あるいはその使用人など特定の関係者が、例えば理事や幹事になれないという制限があるかどうかということです。公益財団法人や公益社団法人の理事会は「あり」と書いてあります。また「信託管理人」のところも「あり」と書いてあります。公益信託の受託者については、夫が委託者で、妻が受託者あるいは長男が受託者というようなこともあり得ます。法学者から見るとそれほど驚くべきことではないかもしれませんが、公益組織のガバナンス構造としては驚くべきことです。公益信託の信託管理人には、この「特定の親族・関係者制限」があります。委託者の配偶者や受託者の弟などは信託管理人になれず、独立性を保っているということです。

公益財団法人では、このような特別の関係の排除は評議員会にはありませんが、理事会にはあります。理事会では特定の親族などはその3分の1以下と決められ、監事ももちろんあります。公益財団法人に必要な最低人数は、評議員が3人、理事が3人、監事は1人で合計7名です。公益社団法人の場合は、社員総会を形づくる社員は2人以上、理事会については

理事 3 人以上、監事も最低 1 人以上で計 6 人（理事 2 人が社員だと 4 人）が必要です。図にあるように、公益信託はわずか 2 人で非営利の公益組織を運営していくことができるように法律上はなっています。ただ法律上そうであっても、これで行政庁の認可が下りるかは、また別の問題です。これは実際始まって見てみないと分からないところです。

3-5-3 新公益信託プロトタイプの補強策としての機関設計

新公益信託のプロトタイプの補強策としては、受託者、信託管理人の能力に関する認可基準があります。「受託者の公益信託事務を適正に処理するために必要な経理的基礎及び事実的能力を有する者」ということが新しい法律案の 8 条 2 項に記載されております。これは公益法人の場合と同じです。同様に信託管理人も「信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督をするのに必要な能力を有するもの」と新法 8 条 3 項で書かれています。

新公益信託プロトタイプの補強策としての機関設計	
受託者、信託管理人の能力に関する認可基準 受託者の公益信託事務を適正に処理するのに 必要な経理的基礎及び技術的能力 を有するもの（新法8条2項） 信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のために 必要な監督をするのに必要な能力 を有するもの（新法8条3項）	
補強策	活用事例
受託者の複数選任（共同受託）	事業：現場の事業団体（NPO等） 管理運用：中間支援団体、上部団体、信託業務取扱い金融機関
信託管理人の複数選任	事業：当該事業の有識者（個人・法人） 法務・税務：士業（個人・法人）、公益法人、認定NPO etc.（個人・法人）
運営委員会（仮称）の設置	事業実施に関する諮問等機関の設置
信託事務の一部を外部専門機関に委託	募集、審査、財産の運用等
委託者に監視権限等を付与？	委託者の権利の全部または一部を付与

「監督をするのに必要な能力」とか「必要な経理的基礎」「技術的能力」は表現が抽象的であり、ガイドライン等でも書ききれないと思われるので、どんな能力をどれくらい持っていることを指すのかは行政庁の裁量に大きくかかっています。技術的能力や経理的能力、必要な監督をする能力の有無を行政庁の審査をする担当官が判断します。

先ほどの図のプロトタイプで非常に簡単な例を申し上げましたが、公益信託は 2 人で運営でき、しかも委託者と受託者との関係は親子、配偶者でも構わないという法律であるけれども、我々民間側としては補強策を考えておかななくてはならないと考えています。

補強の方策としては、いくつか考えられます。

第一に、例えば受託者の複数専任で補強していくことです。受託者が委託者の長男というような、受託者と委託者が親子である場合に、事業を担当する NPO や公益法人、あるいは

財産を管理する信託銀行と 3 者で共同受託する、あるいは 2 者で共同受託する。すなわち事業については現場の事業団体の NPO 等に受託者になってもらう。また、財産の管理運用とか帳簿づけなどの手続きを、中間支援団体、例としては NPO センターや公益法人協会に管理してもらう方法等があります。具体的には NPO の場合は日本 NPO センター、公益法人なら公益法人協会などに入ってもらふ。あるいは芸術団体だとすれば日本芸能実演家団体協議会、オーケストラだと日本オーケストラ連盟というように、それぞれの上部団体組織と一緒に事業や財務を管理してもらう。信託銀行については財産管理について圧倒的に知識を持っておられるため、そこについての共同受託が考えられます。

第二に、信託管理人の複数、専任が案として考えられます。信託管理人があまり事業について知識を持ってない場合には、当該事業の有識者（個人、法人）と一緒にいただき 2 人でやっていく。例えば 1 人は税務とか会計を担当していく。法務については弁護士あるいは司法書士、税務については公認会計士や税理士のように、士業の方などをもう 1 人つけることでガバナンスを補強していくことができます。あるいは公益法人とか認定 NPO 法人等が信託管理人になり、個人の信託管理人と共同運営を行っていくようなやり方もあるかと思います。

補強策の第三番目として、運営委員会の設置があります。現在の公益信託は、税法上、運営委員会が必置機関であります。各省庁の認可基準の中には明示していないものの、実務上は設置が認可条件になっています。

今度の新法では運営委員会は登場してきませんが、法制審議会（いわゆる法制審）の審議の中では、運営委員会の必要性の是非について大議論が展開されました。受託者と信託管理人だけでは、NPO 法人あるいは公益法人に比較してガバナンス面がどうしても薄くなるのではないかと、薄いガバナンス構造で公益法人並みの税制を認めてくれるか大変疑問であるということで、運営委員会を設置する議論も非常に強くあり、公益法人協会はそういう立場に立って主張をしてまいりました。

しかしながら、運営委員会は信託法の中で別に位置づけられるような機関ではなく、結論的には任意機関となりました。強行法規に違反しない限りはいろんな権限等を与えてもよいことになり、事業実施に関する諮問等の機関を設置することができます。例えば信託銀行が単独で受託者になった場合、信託銀行は公益目的事業や高齢者の福祉事業が定款上の目的に定められてないため、全て運営委員会を別に設置しています。こういうことを新しい信託法でも実質的に許容しており、このような形でガバナンスを補強していくことが可能だろうと思います。

第四に、信託事務の一部を外部専門機関に委託をすることです。新しい信託法でも外部機関に信託事務の一部を委託することが可能です。例えば全国にまたがるような大規模な奨学金制度を設けたとして、全国の主要大学に募集用紙を配って何千人か何百人かの審査をするとか、財産運用を外部に任せてしまうなど、自らそれを実施するのには十分に能力がない場合に外部専門機関を活用することが可能です。ただし責任問題が生じた場合は、当然受託者

が責任を負わなければなりません。

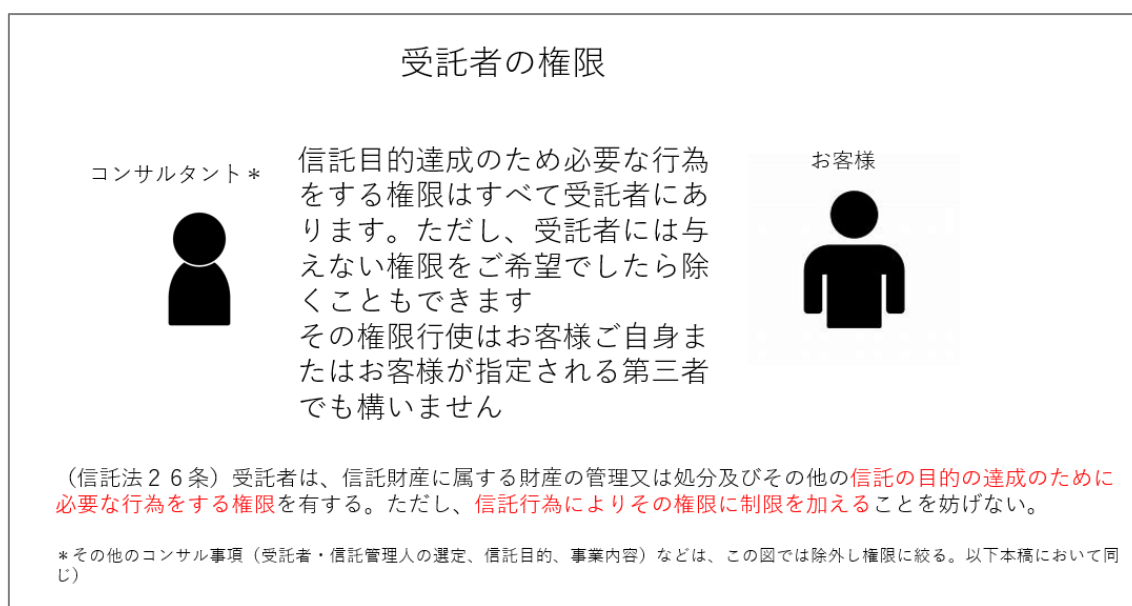
最後は信託の非常に特徴的なところで、委託者に監視権限等を付与することです。もともと信託法で委託者つまり寄付者にデフォルトで与えられている標準的な権利があり、これを信託約款で削除することもできます。また逆に、信託約款で別段の定めをすれば委託者に一定の権限を与えることも認められています。委託者の監視権限が強いのをどこまで認めるか。信託行為で全く無効化してしまうことも、ものすごい権限を与えることも可能で、どのように設計するかということでもあります。

3-5-4 権限分配

(1) 受託者の権限

図は受託者の権限について、コンサルタントとお客様の立場でやさしく解説しています

まず受託者の権限の考え方としては、信託目的達成のために必要な行為をする権限は受託者にあります（信託法第 26 条）。受託者に与える権限を一部だけにすることもできます（信託法 26 条ただし書）。また、信託目的達成のために必要な行為をする権限ですから、信託行為の目的達成とは関係のない行為はできないことになります。



国際 NGO に対して助成金を支給してくださいと言っているのに、国内で高齢者の介護のためにお金を使うようなことはできません。あるいはこの財産は国債・地方債あるいは定期預金等、元本確実なものだけに運用して、マーケットで時価の変動があるようなもの、例えば株式とか外貨とか、そういったものには運用してはいけないと書き、特定のものを外すことが可能です。

その権限行使は、お客様ご自身、またはお客様が指定される第三者でも構いません。表面上は受託者が所有権者になりますが、信託目的の達成のために必要な行為に絞られていて

逸脱する行為はできません。

目的達成のために必要な行為であっても信託行為で制限をかけることは可能であり、信託法 26 条は「受託者は、信託財産に属する財産の管理または処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」、つまり 100%の完全所有者としての権限とは違うと言っています。また、信託行為の別段の定めによりその権限に制限を加えることはあり得ることであり、その権限は他の人、例えば、財産運用等の指図人、一定行為の同意者等に与えるということが必要です。

誤解のないように付言すると、この図におけるコンサルタント事項は、一部の権限だけに言及しているものであり、本来コンサルタントをされる方、おそらくその中心となると思われる受託者、例えばパブリックリソース財団とかあるいは斎藤さんのような純粋なコンサルタントの方々は、受託者・信託管理人の選定、信託目的あるいは事業内容などについても、綿密なコンサルテーションをする必要があると思います。

（２）信託管理人の権限

次に信託管理人の権限についてですが、「信託管理人は、信託の目的達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上裁判外の権限を有し、この権利は信託行為の別段の定めで制限できません」ということで、下にその根拠の条文を書いております。そもそも公益信託には特定の受益者はいないわけで、世の中の社会一般の方々が受益者になります。

信託管理人の権限

コンサルタント



信託管理人は、信託の目的達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上裁判外の権限*を有します この権利は信託行為の別段の定めで制限できません

お客様



（新法 33 条第 1 項により適用除外とし、及び同第 3 項により読み替えて適用する信託法 125 条 1 項）
信託管理人は、**信託の目的の達成のために**自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（信託法 125 条 1 項）
信託管理人は、**受益者のために**自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。**ただし信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。**

公益法人においても特定の個人に利益を与えることはできず、社会全体、不特定多数の利益のためにその権限を行使することになっています。同様に信託管理人についても、「信託の目的達成のために自己の名をもって受益者の権利」（信託法 125 条第 1 項）のところは、公益信託法 33 条第 3 項により、「信託の目的の達成のために」と読み替えています。しか

も、信託法 125 条 1 項ただし書きで、「信託行為に別段の定めがある時は、その定めるところによる」と書いてありますが、このただし書きのところは公益信託では適用されません（公益信託法 33 条第 1 項）。つまり信託管理人は、法律上持っている権限は全て行使できるということであり、それを削ってはいけないということです。

（３）委託者の権限

次は委託者の権限です。ここが大変難しいところですが、2 つのパターンがあります。1 つは、「信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部または一部を有しないことを定めることができ（信託法 145 条第 1 項）」と規定されています。つまり、信託法に委託者の様々な標準的権利について書かれていますが、それを委託者が一切持たないと希望すれば「すべて有しない」と規定する。また、一部持ちたくないという場合は、持ちたくない権利を規定することになります。

2 番目は逆に信託法では別段の定め規定すれば、これこれの権利を保有することができるとする権利もあります（信託法 145 条 2 項）。要はどのような権利を委託者として持ちたいか、持ちたくないか十分委託者と相談する必要があります。

委託者の権限*		* 委託者の主な権限は P.9～12 を参照
コンサルタント 	1. お客様は、法令の規定による委託者の標準的な権利の全部又は一部を有しないことをご希望により定めることができます 2. お客様は、法令の規定による委託者の特別の権利の全部又は一部を有することをご希望により定めることができます 3. 委託者の地位は受託者及び信託管理人の同意を得て又は信託行為において定めた方法に従い第三者に移転することができます 4. 委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継できません	お客様 
1. 信託行為の別段の定めにおいて、委託者がこの法律および公益信託に関する法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しないことを定めることができます。（公益信託法第33条3項により読み替える信託法145条1項） 2. 信託行為の別段の定めにおいて、法令の規定による委託者の特別の権利の全部又は一部を有することをご希望により定めることができます（信託法145条2項） 3. 委託者の地位は受託者及び信託管理人の同意を得て又は信託行為において定めた方法に従い第三者に移転することができます。（信託法146条） 4. （公益信託法33条2項） 委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。		

図中の 3 番目に示した委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得て、または信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができます。これも通常の寄付とは全く違う点です。例えば委託者の地位を、委託者の長男に譲渡する、あるいは委託者の弁護士さんに譲渡することができることが書いてあります。

そして図中の 4 番目にあるように、委託者が亡くなった場合は、委託者の相続人は委託者の地位を相続によって承継できません。しかし、まだあまり詰めてないところですが、亡くなったとしても、3 番目に記述したように、すでに生前に長男に移転していれば、長男が自

分の子どもに生前に地位を移転し、その孫からひ孫へと移転することで永久に継続していくことが可能になるのではないかと思います。しかし、この法文だけを読むとそれはあまり現実的ではなく、事務の面から見ても、受託者がいつまでも承継者を何百年も探索していかななくてはいけないのはおかしいと私は思っています。ここはその解釈をどういう風に考えるのか、よく詰めていかなければならないと思っております。

まだ疑問が残るところはありますが、委託者の権限というところは幅広く、部分的に削除したり、あるいは全面削除したりすることが可能で、生前ならば第三者に委託移転することができるが、相続では移転できないことがここに書いてあります。

(4) 運営委員会の設置と権限

運営委員会というのは法律上決められていませんが、実際上はつくってもいいことになっております。その議論の要約は法制審議会の45回、50回のところ書いてます。特に赤字のところを読んでいただければ、ガバナンス補強手段のひとつとして、任意機関として運営委員会を設置することができます。

コンサルタント



運営委員会（仮称）の設置と権限

1. ガバナンス補強手段の一つとして任意の機関（仮称：運営委員会）を設置できます
2. 運営委員会は受託者の職務遂行に際し、助言、承認などを行う専門的知識を有する有識者からなる委員会で、信託行為において規定します
3. その権限は、単なる諮問・助言機能にとどまらず、信託行為で定められた一定の事項について強行法規に反しない限り承認、合意するなどの権限を付与できます

お客様



第45回 中間試案のたたき台（議事録）
平川委員：ここでは非確認していただきたいことは、運営委員会の機関が個別の信託行為で設置し得るということ。その場合、その権限内容等についても、強行法規として、受託者、信託管理人、委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で、受託者の辞任・解任、新選任に係る合意について権限を有するよう自由に設計できることを、ここで確認していただきたいと思います。中辻幹事：平川委員から御確認の要望がありました運営委員会ですけれども、運営委員会を個別の信託行為で設置することはできませんし、その権限については強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められるということでございます。

第50回 要綱案取りまとめの検討（議事録）
熊野関係官：例えば辞任について運営委員会等の同意を要するものとするとか、解任の合意の当事者として運営委員会を入れるとか、そういう定めも許容されるのではないかと考えております。

2024/4/15 公法士協会

運営委員会は、受託者の職務遂行に際して助言、承認などを行う専門的知識を有する有識者からなる委員会で、信託行為において規定します。その権限は単なる諮問助言機能にとどまらず、信託行為に定められた一定の事項について、強行法規に反しない限り、承認したり合意したりするなどの権限を付与することができます。今回の法制審議会の答申書、それから現在国会で審議中の法案のどこにも、こういうことは書いておりませんが、これは可能であるという風に行政庁も認めており、私も当然そう考えております。ですから、これを設置して技術的能力、経理的能力、監督能力を補強していくこともひとつの手段であると思います。

(5) 委託者の権利の分類

① 受託者の職務執行監視・財産保全関係)

ここで委託者の権利は様々あることを述べています。法制審議会信託法部会第 48 回の資料をもとに、委託者の権利を表にしました。委託者の権利は全部で 80 くらいあり多岐に渡るので、ここではいくつかの項目にまとめて書いております。法制審議会で作られた表、委託者の権利を 4 つに分類しました。

委託者の権利（受託者の職務執行監視・財産保全関係）				
項番	権利の内容（信託法上の根拠）	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権等 23-5-6	×	○ 145-2-1	—
4	費用又は報酬の支払いの請求権 24-1	×	○ 145-3	
5	受託者等の権限違反行為の取消権 27-1&2	×	○ 145-2-2	
9	受託者の利益相反行為に関する取消権 31-6&7	×	○ 145-2-3	
10	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利 32-4	×	○ 145-2-4	
12	信託事務の処理の状況についての報告請求権 36	○		○ 145-1
14	帳簿、信託事務の処理に関する書類又は信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権 38-1	×	○ 145-2-5	
15	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補等請求権 40-1	×	○ 145-2-7	
18	受託者の信託違反行為の差止請求権等 44	×	○ 145-2-9	
29	信託財産に属する財産の処分の差止請求権 59-5、60-3、&5	×	○145-2-11,12	
34	前受託者の権限違反行為の取消権 75-4	×	○ 145-2-2	
35	受託者がする計算の承認権 77-1、78、184-1	×	○ 145-4-3	

表作成根拠：法制審議会信託法部会第48回資料中、委託者の権利中「受託者の職務執行監視・財産保全関係」に関し別段の定めが、「ない場合」「ある場合」「制限の可否」について項番3～24の抜粋及び29、34、35を記載。

まずこれが受託者の職務執行の監視とか財産保全関係についてです。委託者の権利で、受託者の職務執行を監視し、信託財産をちゃんと保全してもらうための関係と権利です。

表にあるように、別段の定めがない場合は 3 番から 10 番の権利は「ない」です。別段の定めがあれば、例えば信託財産への強制執行に対する異議申し立て権等を与えることができます。あるいは支払い報酬の請求権は別段の定めがない場合には与えることはできないため、必ず別段の定めを設けないと報酬はもらえないことになるわけです。別段の定めがない場合でも権利はあるものは、12 番の信託事務の処理についての状況報告請求権です。しかしこれすら、145 条の 1 項で制限しても構わない。そうすると信託行為で、報告請求権を持ってない信託契約を作ることすら可能になってくる。表の○を全部信託行為の別段の定めで権利がないことにすれば、ここは全部権利がなくなります。ですからオール or ナッシングなのです。

① 委託者の権利（人事関係）

委託者の権利の中には人事権もあります。これについては別段の定めがない場合にはすべて○です。例えば、受託者の辞任の同意、もう受託者が辞めたい、あるいは解任したい、新しい受託者を選任したい、こういったことについて別段の定めが何にもなくても、

それは権利としてある。しかし、逆にそれを全部与えないことも可能になります。ここでもオール or ナッシングです。

委託者の権利（人事関係）				
項番	権利の内容（信託法上の根拠）	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否
25	受託者の解任の同意 57-1	○		○ 145-1
26	受託者の解任の合意 58-1	○		○ 145-1
27	受託者の解任申立権 58-4	○		○ 145-1
31	新受託者の選任の合意権 62-1	○		○ 145-1
51	受託者の選任の申立権 173-1	○		○ 145-1
36	信託管理人の解任に対する同意権 128-2	○		○ 145-1
37	信託管理人の解任の合意権 128-2	○		○ 145-1
38	信託管理人の解任申立権 128-2	○		○ 145-1
40	新信託管理人の選任の合意権 129-1	○		○ 145-1

表作成根拠：法制審議会信託法部会第48回資料中、委託者の権利中「人事関係」に関し別段の定めが、「ない場合」「ある場合」「制限の可否」について項番25～40及び51のうち人事関係について記載。

② 委託者の権利（信託事務の運営）

次に運営権についてです。信託契約を変更するなどの運営権は、別段の定めがない場合は、全部ある、それを全部制限することができるとなっています。この 62 番、63 番についても、別段の定めがあれば与えることができます。

委託者の権利（信託事務の運営）				
各欄数字は信託法条文 例145-2-2＝145条2項2号				
項番	権利の内容（信託法上の根拠）	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否
41	信託の変更の合意権 149-1	○		○ 145-1
45	受託者の利益を害しないことが明らかであるときの信託の変更権 149-3-1	○		○ 145-1
49	特別の事情による信託の変更申立権 150-1	○		○ 145-1
50	信託の変更の合意権 151-1	○		○ 145-1
54	信託の分割の合意権 155-1, 159-1	○		○ 145-1
58	信託の終了の合意 164-1	○		○ 164-3
59	信託終了の申立権 165-1	○		○ 145-1
60	信託終了の裁判に関する即時抗告権 165-4	○		○ 145-1
62	限定責任信託の費類等の内容に関する報告受領権 222-5	×	○ 145-4-2	—
63	限定責任信託における受託者の損失で補填請求権 226—1 228-1 254-1	×	○ 145-2-13、14、15	—

表作成根拠：法制審議会信託法部会第48回資料中、委託者の権利中「信託事務の運営」に関し別段の定めが、「ない場合」「ある場合」「制限の可否」について項番41～64を抜粋して記載。

③ 委託者の権利（利害関係人としての権利）

利害関係人としての権利は利害関係人が持っており、委託者だけが持っているものではない

いですが、別段の定めがない場合でも最初から法律的には委託者が持っている権利です。

委託者の権利（利害関係人としての権利）				
各欄数字は信託法条文 例145-2-2=145条2項2号				
項番	権利の内容（信託法上の根拠）	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否
68	新受託者に対する就任の承諾の有無の催告権 62-2	○		○ 145-1
69	裁判所に対する新受託者の選任申立権 62-4	○		○ 145-1
71	裁判所に対する信託財産管理命令の申立権 63-1	○		○ 145-1
75	裁判所に対する信託管理人の選任申立権 123-4	○		○ 145-1
79	公益確保のための信託終了の申立権 166-1	○		○ 145-1
81	信託財産の保全処分の申立権 169-1	○		○ 145-1
82	信託財産の保全処分の裁判に関する申立権 169-3	○		○ 145-1
83	信託財産の保全処分に関する資料の閲覧等請求権 172-1、3	○		○ 145-1

表作成根拠：法制審議会信託法部会第48回資料中、委託者の権利中「利害関係人としての権利」に関し別段の定めが、「ない場合」「ある場合」「制限の可否」について項番65～83を抜粋して記載。

個別の権利の話は尽きないですが、要は委託者の権利というものはオール or ナッシングで大変に極端です。全部与えると全部与えないの両方が設定できる。しかし、その中間も可能であり、どんなふうにガバナンスの補強策として設計していくのかが、これからの検討事項と思われます。

私は、全部与えないということはあるし、全部与えるということもあり得ないだろう。やはり何か基本的なところを与えるような形で信託行為を作っていくことになろうかと思っております。今後新しい法律で政令省令が出るあたりで もう少し考えていかななくてはいけないことであろうと思っています。

3-5-5 現行公益信託の機関とその役割

次の図は現行公益信託の機関とその役割の実際例を書いたものです。

現行の公益信託では運営委員会が必置機関です。新しい公益信託は任意機関であり、もし設置するとすれば、こういったことが 1 つの事例として考えられるのではないかということです。

これは公益信託アジア・コミュニティ・トラスト、公益信託川上賢蔵記念国際文化教育基金の事例ですが、信託管理人は 1 人、運営委員会は 3 名以上 7 名以内。信託管理人の資格は特に何かを書いていません。信託管理人の任期は不定期限ということで、辞めたい時、あるいは解任された時に辞められます。ここでは、信託管理人が非常に重要な権限を握っています。つまり運営委員の選任とか、事業計画/収支予算、事業報告/収支決算/財産目録、信託財産の固有財産化、信託目的達成・不達成による信託の終了、信託の継続、残余財産の寄付、受託者の辞任、新受託者の選任、信託事務の一部委任、信託条項の変更。これらにつ

いての承認、同意権を持っており、非常に信託管理人というものが強い権限を持つように設計されております。

(参考)

現行公益信託の機関とその役割の実例
(公益信託アジアコミュニティトラスト、公益信託川上甚蔵記念国際文化教育基金の事例)

	信託管理人	運営委員会
人数	1名	3名以上7名以内
資格	規定なし	本信託事業に関し専門的知識または学識経験を有する者 委託者・その親族並びに委託者の関係する企業の役員が過半数を超えないこと
任期	不確定期限	2年（重任可能）
職務内容等	（承認・同意） 運営委員の選任、事業計画/収支予算、事業報告/収支決算/財産目録、信託財産の固有財産化、信託目的達成・不達成による信託の終了、信託の継続、残余財産の寄附、受託者の辞任、新受託者の選任、 信託事務の一部委任、信託条項の変更、 （その他信託法上の権限）	（固有権限） 新受託者の選任 （承認・同意） 新信託管理人の選任（川上基金の場合のみ） （意見・勧告） 公益信託の運営に関する重要事項及び助成先の選考と助成額の決定等 （報告受領） ・事業計画/収支計算、受託者の変更、公益信託の終了、信託条項その他規則の変更

運営委員会は、固有権限としては受託者の選任があり、新信託管理人の選任については承認、同意ということです。信託の運営や助成先の選考や金額の決定については意見・勧告ということで、かなりマイルドになっております。

信託管理人もそうですが、運営委員会を設置する場合にはどういうふうに設定していくか考えることが必要かと思います。

3-6 第6回研究会「公益認定法と公益信託法の改正が、公益法人と フィランソロピーに与える影響」

報告 本郷 順子氏（本郷税理士事務所 税理士）

内容

3-6-1 公益認定法の改正について

3-6-2 公益信託に期待される役割

3-6-3 事業型信託の今後の課題

私は研究者ではなく現場の税理士ですので、公益法人の現場のお話という形でお聞きいただきたいと思います。公益認定法と公益信託法は、酷似している改正であることや、公益認定法の改正と今後の信託との関係についてお話しできればと思っています。

3-6-1 公益認定法の改正について

（１）収支相償の緩和

公益法人の側から見ると財務関係の縛りが緩やかになり、行政に提出すべき書類の簡素化が図られる予定ですが、まだ政令施行令がなく、本当に公益法人にとって緩和になるかは今後の動きを見ないと分からないところがあります。この状況下で現在最も話題になっているのが収支相償の緩和です。

公益認定法の改正

収支相償の緩和

「その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。」（現 第5条第6項）

「公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める機関において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。」（新 第14条）

現行では、「公益目的事業にかかる収入が費用を超えてはいけない」、つまり0かマイナスであるような法律の仕組みになっています。過年度の赤字は考慮されず、赤字が出たら切り捨て、剰余金が出たら早く使えと言われるという状態では、公益法人としては特別に工夫し

ていかない限りは、目減りして小さくなっていくしかないというような状態で、皆さんが不安に思っていたところかと思います。今度の改正で、公益目的事業に係る収入を実施に要する適正な費用に充てることにより、一定の期間でその均衡が図られるようにするようになります。

一定の期間とは過年度が考慮されるということであり、赤字切り捨てで先を考えるのではなく、ここ数年間の状態から過大で不相当な剰余金が出ていないかを考えるようになる。将来必要となる一定の資金を含み、現在の細かい見積もりを出すような特定費用準備資金よりも解釈を拡大した「ゆるやかな特定費用準備資金」の積み立てが可能になるようになります。公益信託のほうにも同じ文言が入れられていると思われ、将来必要となる一定の資金についての取り扱いは同様になると思います。

これまでも一応剰余金は数年内に使い切れればいいと言われていましたが、実際には単年度で剰余金が出ると、事業報告になぜ剰余金が出たか、どう使う予定か必ず書かなければいけないため、非常にプレッシャーがありました。それを書かなくて良くなるのでは、と少し期待しているところです。

（２）遊休財産の保有制限の緩和

次に、遊休財産の保有制限、つまり特定の用途が決められていない財産については、当該事業年度の１年分を超えてはならないのが現行の第１６条の規定です。まず「遊休財産」という言葉が「使途不特定財産」という言葉に変更されました。使途不特定財産は、当該事業年度前の年度に行った事業の実施費用の額を基礎として一定の額は超えてはならない、つまり当該事業年度単年度ではないのです。

公益認定法の改正

「「遊休財産額」とは（中略）（公益目的事業等に）使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。」（現 第１６条第２項）

「（使途不特定財産とは公益目的事業等に）使用されることが見込まれない財産（第１８条に規定する公益目的事業財産のうち、災害その他の予見しがたい事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの（事項において「公益目的事業継続予備財産」という。）を除く。）として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。」（新 第１６条第２項）

私見では、これはこの数年間のコロナ渦の影響が考慮されているのではないかと思います。コロナ渦で実施予定の事業ができなかった公益法人は山ほどありました。特に社団法人、公益社団法人は、収入はコロナだろうがなかろうが一定額が入る。特に社団法人では会費と

して必要な収入は入ってきてしまう。ところが事業ができないので、事業費が立たない。このためコロナ禍の3年間は、公益目的事業比率、収支相償、有給財産保有制限の1つも3年間続けて満たせなかった社団法人がたくさんありました。それを考慮し当該事業年度前の事業年度に行ったという表現で、その団体の平均的な事業費がこれから考慮されていくのではないかと理解しております。

公益認定法の改正

㍂. 遊休財産の保有制限の緩和

遊休財産→使途不特定財産に変更

「遊休財産額は(中略)当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(中略)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。」
(現 第16条)

「使途不特定財産額は(中略)当該事業年度前の事業年度において行った公益目的事業の実施に要した費用の額(中略)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。」(新 第16条)

遊休財産は「使用される見込みがないもの」ということに現在はなっていますが、改正が入り、「災害その他予見し難い事由が発生した場合においては、公益目的事業を継続的に行うための財産というものは除く」という文言が入りました。

今までも剰余金が出た場合には災害に備えたい、という話は多く公益法人から行政に寄せられていたのですが、特定費用準備資金は、明解な使途と利用の時期の設定がないと認められなかったのです。災害はおそらく必ず近い将来起こるだろうと言っても、では令和何年に起こるのか、正確には言えない。そういうもののための資金としては認められていませんでした。非常に声が多かったところがやっと今回認められた、と私は理解しております。

(3) 2024年1月5日内閣府事務連絡

今回の公益法人の制度改革とは直接関係ないのですが、2024年1月5日に能登半島地震に関連して内閣府から発信された事務連絡の中では、一連の緩和の流れで、非常に重要な事務連絡がありました。「能登半島地震に対して公益法人は一生懸命広域活動をしなさい」という推奨の事務連絡が出されたのです。非常に画期的なのは、すでに公益目的事業の中に支援活動が謳われている法人については、災害支援ではなくても変更認定の届けもいらない形で支援活動をやっているといわれたことです。

支援活動が公益目的事業に入っていない場合も、現状の事業内容の中で支援活動ができるように読めないか検討し、通常なら変更認定をしないと災害支援の活動ができないような事業内容である場合も、とにかく取りかかり、届けは後から出せばよいことになり、継続的

な支援をする場合でも変更認定申請は後出しでいいと書かれています。

今まで財団法人、社団法人作って、かついろいろな公益活動をしていきたいという団体さんでも、公益認定はいるというところが一定数ありました。私自身、公益認定の相談を受けた時にお話を伺って、やめたほうがいいですというケースがありました。本当は日本中に小さな財団法人が山ほどできたほうがいいという思いで活動していますが、私のところでも公益認定やめたほうがいいケースがいくつかありました。それは何か起こった時にすぐに動きたい人は公益認定受けると動けなかったからです。

「うちの財団は災害支援をします」と書いてあれば別ですが、そうでないところも、日常的な町中の支援をやっているようなところでも、災害が起きた時はすぐにそこへ飛んで行ってやりたい。それができなかったのが公益認定を阻む 1 つの大きな理由になっていたと思います。しかし今回の変更や財務三原則が法律上多少緩和されることで、公益認定を受け税制優遇を受けて活動していきたい団体が増えるのではないかと期待しているところです。

（４）決算書類の公表

ここまでは改正による緩和という方向性についてお話をしてきましたが、緩めるだけでなく、代わりにしっかりやりなさいよという改正もいくつか入っています。

まず決算書類の公表があります。現行の法律では「公益法人から提出を受けた決算書の閲覧、または当社の要請があった場合にそれを許可しなければならない」となっています。つまり見せてくれと言われたら見せなければならない。これが「提出された決算書類は行政庁が公表する」と変更されました。

公益認定法の改正

㉓. 決算書類の公表

「行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。」（現 第22条第2項）

「行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等（中略）を公表するものとする。」（新第22条第2項）

NPO 法人は行政に提出する決算書が全部内閣府のポータルサイトに公表され、NPO 法人の決算書あるいは事業報告を見たい時には、内閣府のポータルサイトへ行けば全て見ることができます。今回の改正で公益法人も同様の形になるであろうと思います。これは情報公開の非常に重要な第 1 歩だと認識しております。

現行でも公益法人は貸借対照表の公表義務はありますが、方法は実に様々で、一番簡単な方法として主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法があります。簡単なのですが、

事務所に貼るだけで内閣府の人が見に来た時に認められてしまうので、実質全然公表していることになってないところがありました。今回のこの改正は、一般の方たちに対して公益法人の情報を出して理解を深めていただく意味では、いい方向だと私は思っております。

（５）監事の中立性

監事についても今回の変更では明示されました。

今回改めて「理事と監事が特別の関係があってはいけない」、つまり親族であってはいけないことが定められました。また監事のうち１人以上が過去１０年間その法人の理事または使用人であった人ではいけない。これも良いことだと思います。

公益認定法の改正

監事の中立性

「各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。」（新 第5条第12項 新設）

「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者であること。」（新 第5条第16項 新設）

公益法人は人材不足のところが多く、定年退職した職員さんなど大体のことをよく知っている人が監事に就任されるケースが結構あります。この条文が定められたことによって慌てている団体もあるようですが、基本的には良いことだとは思っているのです、ぜひこれで推進していただければと思っております。

（６）経理上の区分整理

経理上の問題については、手続きは緩和方向に向かっています。

「公益目的取得財産残額」（公益認定の取り消しを受けた時に国等に贈与しなければいけない公益目的のために持っていた財産の額）について毎年算出することが求められていますが、計算が複雑で分かりづらいため理解して書ける人は少ないのではないかと思います。健全な経営を続けていても、毎年この贈与しなくてはならない財産を正確にきちんとこの表で計算するのは、作成するほうも見るほうも負担でした。「新しい時代の公益法人制度のあり方に関する有識者会議」の最終報告では、簡素化する方向が書かれています。

公益認定法の改正

5. 区分経理

「収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。」（現 第19条）

「公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等にかかる経理及び法人の運営にかかる経理（中略）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。」（新 第19条）

その代わりに、貸借対照表内訳表の公益目的事業会計を基礎とした簡易の把握方法にすることが書かれており、区分経理で第19条が少し長くなっています。今は収益事業会計は公益目的事業から分けなさい、ということだけが書かれていますが、これが「公益目的事業に係る経理収益事業等に係る経理及び法人の運営にかかる経理管理費で、これを区分して整理しなければならない」ことになり、先ほどの有識者会議の最終報告と考え合わせると、貸借対照表も区分経理をして、公益目的事業の貸借対照表、収益事業等の貸借対照表、法人会計の貸借対照表という区分経理をしろと書いてあるように読めます。

まだどの程度の縛りになるか分からないので、貸借対照表を全部区分経理することで法人に大きな負担がかからないか、実際できるのか、どうなっていくのかを見ていかなくてはいけないと少々不安に思っているところです。

3-6-2 公益信託に期待される役割

ここからは私の現場から見たいろいろな信託との関係性をちょっとお話します。

今回の改正で、公益認定法と公益信託法と酷似する条文がたくさん入り、同じような形で運営していくのだろうという想像がつかますが、それ以前から、実は私は「フィランソロピーにおける信託の活用」について、アメリカなどで実施されているドナー・アドバイズド・ファンドの利便性が日本にあるのだろうかという点について半信半疑に思っています。

というのは、これまでコミュニティ財団型とかあるいはマンション型と言われる公益財団の中に基金を作り、それを使って寄付者の意図する事業に助成していく制度はたくさんあったわけで、こういう基金の寄付者の1つのメリットは「自分で寄付先を決めないで済む」ことであり、こういう事業に助成したいとか、こういう活動の助成をしたいという希望を伝え、その財団のほうで公募してその道の専門家を集めて審査をしてもらい、適正な助成先を決めてくれることにありました。その分野に非常に興味はあるけれども専門的な知識がないため、自らの能力では寄付先を確定できない寄付者の場合には、「素敵な寄付先を見

つけてくれた。とても思いがけない出会いがあって嬉しかった」という声をよく聞きます。

この場合、寄付すると権利は離れますが、寄付したら結果を見るまで何もできない傍観者なのかというと、助成金や奨学金などの助成先の選考委員会に寄付者が入ることを内閣府は認めています。つまり参加して自分でも意見を言うことが可能です。ただし選考委員会が最終決定機関ではなく、最終的には理事会で決議をするというふうに内閣府では指導していますので、その意見が絶対通るわけではないという建前があります。

私の顧問先では、一応客観性を保つために寄付者は選考委員会には入らないことにしていますが、選考委員会規定で、寄付者はオブザーバーとして参加して意見を述べるができることにしていて、全く問題なく運営されています。つまり必ずしも自分の意見が言えないわけではなく、自分だけでは選べないところが選べるのがメリットになっており、これはドナー・アドバイズド・ファンドと呼ばれるものと微妙に異なる喜びだと私は思っております。

例えば、パブリックリソース財団の場合には GiveOne という制度があり、公益社団法人アニマル・ドネーションでは分野に特化した寄付先を自分たちで選んで列挙しており、寄付者が寄付先を選定できる形があります。こうしたスタイルの寄付は、今の公益法人の手法として1つ確立された方法となっています。本当に自分で寄付先を選んで、毎年同じところに寄付しても構わない寄付者にとっては、小口ではありながら、使い勝手がいいものであると思います。

ただ、このようなシステムを使わない限り、公益財団法人の基金は、助成先は原則、公募になります。公募の形をとっても、公募要件で特定の団体しか該当しないような制度を作り、3年、5年と同じところに助成しているものが見られますが、原則は認められませんし、いつまでも同じところにはもちろんできない。

私もいろんなご相談を受ける中、「自分はずっとこの団体だけ寄付をしたい」という方がたまにいらっしゃいます。例えば多額の有価証券をお持ちで、運用益をこれまでもこの先も同じ団体に寄付し続けたいし、自分に万一のことがあった場合にも、その元本は相続人に相続させず、寄付をそこに続けて欲しい、そのために公益財団法人を作りたいというご相談を受けることがあります。公益財団法人ではそうはできない。

一般財団法人でやろうと思うと、含み益のある有価証券を寄付した場合には、みなし譲渡課税が発生して、それを納税するために元本を取り崩すため元本が減ってしまいます。では公益財団法人にすればいいかというと、公益財団法人では特定の助成先に助成することができない。財団法人は、このご希望については使えないので、諦めて個人で寄付を続けていただくしかない。また、相続を考えた場合、元本を信託財産にして相続財産から切り離してしまい、相続人の手の届かないところへやってしまう方法もありますが、ただし、これも現在の普通の信託制度を使うと、信託した時点でみなし譲渡課税が発生します。

私が一番この新しい公益信託に期待しているのは、このケースに対応できるようになってほしいということです。信託財産として預けるために、当然、寄付先はそれなりの公益的な

意義のあるところではあるけれども、ずっと同じところに、今の普通の信託のように特定の団体に対して寄付をし続け、最終的にはそこには元本もいくようなことが公益信託でできるといいなと思っているのですが、おそらく現状では、助成先は公益信託も不特定多数の他の利益の実現ということになると思います。公益法人側で拾いきれないものをなんとかしたいという意味で、今後の公益信託に期待しているところの1つです。

3-6-3 事業型信託の管理費と今後の課題

もう1つは管理費の問題があります。現場の人間としては、事業型の公益信託のようなプロジェクト型が認められ、可能になることで、事業費と管理費の考え方と税務のことが気になります。

いわゆる基金には3種類あり、非常に分かりにくい。基金は、①公益財団法人の中で作っているオリジナル基金、それから②事前に行政庁の許可を受けることで措置法40条の特例が受けられる税務上の基金、そして一般社団法人にもある、③社団法人の社員の出資的な意味合いのある基金、この3種類に同じ基金という言葉が使われています。

税務上の基金は、その基金に寄付をすれば、措置法40条のその承認特例という通常2年ほどで許可が降りるものが、1か月または3か月で認められるものもあり、あちこちの公益財団法人でも実際に運用が始まっています。この場合に基金の運用益は全て事業のために使わなければいけないことはもちろんですが、この基金の税務署が出している説明内に「基金の事業の範囲内であれば、資産の購入、助成金等の経費への充当など、自由に使うことができます」と書かれています。

しかし、これを麴町税務署に確認したところ、この基金の中から出せるお金は、助成事業だったら助成金のみ、奨学金だったら奨学金のみで、経費に使うなと言われました。担当者が良く知らないのではないかと思ったのですが、実際のところ各種経費に充当しているところが非常に多く、気づいたところから指導を始めているということでした。

指導を始めているとは、「過年度は問わないからこれからそうしてくれ」という意味合いではありますが、そう言われてしまうと、40条の適用を受けて税務上の基金の中に入れたところから運営費が出せないということです。実際に助成金本体に使う金額は税務上の基金の中に入れて、税務上の基金を運営するための各種費用に充てるものについては、みなし譲渡課税の納税をしてもらって現金で別途寄付をしていただくという技を使わざるを得ませんでした。

公益財団法人だから寄付を2種類に分けることができますが、公益信託で同様のことを行う場合、公益信託は信託財産しかないので、その信託財産をもし公益法人の税務上の基金と同じに扱うとしたら、運営費や事業費はどこから出るのか。公益信託だけ非課税で受け入れた財産から経費を出していいのか。公益信託でそれができるなら公益法人でもやれるようにしないと、公益法人が不利になります。

今の税務上の基金は非常に使い勝手のいい素晴らしい制度ですが、そこを整えていかないと、事業費を出せないから、やっぱり公益信託にしようという話になりかねないというのが、今私の1番気になるところです。

今後の展開を見ていきたいところですが、やはり公益財団法人では拾いきれなかったフィランソロピーの意思は実際にあると思うので、そこを今後公益信託で実現していただけたらいいなと思っています。私の現場の報告をお話しさせていただきました。

4 英米事例調査記録

4-1 Mencap Trust Company (MTC)

障がいのある子どものための信託に関するオンラインインタビュー記録

インタビュー日時：2024年8月7日（水）17：00～18：15（BST10：00～11：15）

インタビュー対象：David Raeburn Director, Mencap Trust Company

参加者：太田、齋藤、溜箭、岸本、大原、楠、藤本

4-1-1 Mencap Trust Company (MTC) 設立の背景

4-1-2 MTC の組織概要

4-1-3 MTC が扱う信託と提供サービス

4-1-4 パートナー企業とその役割

4-1-5 MTC の財務構造

4-1-1 Mencap Trust Company (MTC) 設立の背景

（1）Mencap が MTC を設立した 2 つの理由

① Mencap は学習障害（LD）とその家族を支援するために存在しており、LD の家族は親亡き後の将来の金銭や住居等について非常に案じている。

- ・ 当時、市場には彼らが必要とする信託商品が見当たらず、家族は個々の LD にあった信託商品を切望。
- ・ 遺産相続しても、管理能力がないことで経済的な虐待を受ける恐れもあり、また、6 万ポンドを超えると公的給付に影響し、介護サービスへの支払いや住宅給付が停止されることもある。
- ・ 多額の遺産を管理できず短期間に使い切ってしまうと、公的給付が必要になるが、申請手続きは非常に複雑なため自分で行うことができない。

② Mencap の財源を確保する（信託の仕組みの副産物）

- ・ LD の第 1 受益者が亡くなった時、受託者は裁量を失い、残余財産があれば残余財産受益者（家族、他のチャリティまたは Mencap 等々）に分配される。Mencap が残余財産受益者として受け取る場合は、拘束されない基金（Unrestricted funds）として、Mencap の活動に使われることとなる。
- ・ 他の残余財産受益者が既に存在しない場合は、Mencap が ultimate default

beneficiary となる。

(2) Mencap が残余財産を受け取ることの倫理的問題について

- MTC は、Mencap の一部ではなく、独立子会社として受益者にとって最善の決定をするのであって、Mencap にとって最善の決定をすることはない。
- MTC が Mencap の一部であれば、より多くの残余財産を残すために受益者への支払いを渋るような倫理的問題が生じるかもしれないが、実際に残余財産が Mencap に分配されるケースは多くなく、また、MTC の信託サービスも、残余財産受益者の影響を受けたりしない。

4-1-2 MTC の組織概要

(1) Mencap の独立子会社

- MTC は非営利の有限責任保証会社。
独自の board of directors を持ち、MTC のガバナンス、意思決定は Mencap とは分離されている。
- 特定の個人のための信託を取り扱っているので、MTC はチャリティ登録の要件を満たさない。また、チャリティである Mencap の子会社であることで、MTC がチャリティとしての優遇を受けることもない。

(2) MTC の組織

- Mencap は有給 8,000 人、90%はソーシャルケアの提供に従事。
- MTC には 8 名のスタッフがおり、Mencap に雇用され、MTC に出向。
- 小規模なため人事や IT 部門等は持たず、バックオフィス機能 (PC、デスク、人材等) は Mencap に毎年料金を支払っている。
- こうした費用は信託財産とは分離されており、信託財産は受益者のためにリングフェンス (ringfence) され守られている。
- MTC は全ての信託から毎年少額の手数料を受け取り、それで支出を賄っている。
- MTC は以下のチームで構成

Director 1 名	・ board of directors と協働し、受益者に良いサービスを提供できるよう MTC を運営 ・ 新規信託の募集 (毎年受益者の死去により複数の信託が終了。MTC の持続には代わりの新しい信託が必要)
Trust set up team	・ マーケティング、web サイト、問い合わせ対応、家族支援、セ

2 名	ミナーの開催など ・信託証書のサインまでの手続き
Trust services team 4 名？	・信託が発動すると受益者の支援を開始。 ・LD のケアやコミュニケーションについて専門的な知識や経験を持つ Relationship Manager らが、個々の信託の受益者や家族との関係を構築。 ・受益者を毎年訪問しニーズや資産、健康状態を把握。ケアラー、きょうだい、家族の友人等とも連携。 ・障がいの程度や各受益者の希望による非常に幅広い信託資金の要求に対し、受益者にとって最善の形で資金が使えるように支援する。 ※このサービスの部分が MTC の信託の特徴
Finance and compliance 1 名？	・個々の信託の資金の出入り、MTC の収支の管理。 ・資金洗浄防止のための関係機関への報告

4-1-3 MTC が扱う信託と提供サービス

(1) 信託会社を持つチャリティは Mencap と Rethink だけ

- ・ 英国でチャリティが信託会社を持つのは一般的ではなく、Mencap と Rethink だけが、モデルは非常に異なっている。
- ・ Rethink Trust Corporation Ltd は、solo trustee と、きょうだいや家族の友人とともに co-trustee のどちらにもなり得る (→RTC 以外に 3 名の lay trustee を指名可能)。また、信託設定に関する会計、税務、法務面は Arcadia Trust Group にアウトソーシング。MTC よりやや商業的なモデルで、異なるサービスを提供している。

(2) MTC のサービスの特徴

- ・ MTC の特徴として分かりやすいのは、Trust Relationship Manager の存在。
スタッフが受益者を定期的に訪問したり、電話や text メッセージ、手紙など、様々な方法で密なコミュニケーションを行う。必要な場合は Makaton (サインランゲージ) も。
- ・ スタッフは LD やそのケア、コミュニケーションに関する専門知識、経験が豊富で、また非常に熱意を持っている。例えばスタッフの Stacy は MTC の前に Mencap で 13 年間、個人支援サービスを担当。
- ・ 特に要望のない受益者に対しても、コミュニケーションを通して、有意義な資金の活用

方法を見い出すようにし、逆に高額の引き出しを希望する受益者に対しては、優先順位をつけるよう支援する。

- ・ 訪問時にはニグレクトや虐待の徴候がないかも確認、必要な場合は関係機関に連絡。用途がはっきりしない多額の資金を希望する場合、経済的虐待がないかも確認。
- ・ MTC は受益者の「プロフェッショナルな友人」として振る舞う。
- ・ こうしたサービスに MTC は時間で料金を請求したりはせず、信託財産の額に応じて毎年一定の手数料を受け取るだけ。
- ・ 営利目的の信託会社の場合、連絡は年に 1 回くらいで、基本は言われたままに金を渡し、ほぼフォローない。

<参考：2023 年度の実績>

143 回のレビュー訪問を実施、786 件の裁量的支払い請求を処理。

(3) Mencap と MTC が担う役割の違い

- ・ MTC は信託会社で、裁量信託サービスを受益者に提供している。
MTC はソーシャルケアは提供しないし、ハウジングや借金についてのアドバイスも行わないが、受益者にそれがどうかを明らかにすることはできる。
- ・ 問題があれば関係機関にレターを書くなどして連絡し、例えば、ソーシャルケアが必要なら、公的サービスパッケージの申請を支援したり、あるいは信託財産から追加的なサービスを受けるための資金を提供する。この場合、ケアサービスの提供主体が Mencap か他のプロバイダかは関係ない。
- ・ 借金や税金、財産に関する問題などでも、MTC 自身が受益者に何らかの情報を提供するのではなく、Mencap のヘルプラインを紹介するなどしている。
- ・ MTC は、公的サービスや法律、LD に関する最新の知見、キャンペーン情報などを持っており、それを受益者と共有。Mencap の一員であることの利点でもある。
- ・ ただ、こうした MTC と Mencap の役割分担はグレーであいまいな部分もあるとはいえる。
- ・ 営利目的の信託会社はこうした情報もネットワークも持っていないし、サービスになぐためのレターを書くようなこともしない。

(4) 営利目的の信託会社との競合について

- ・ 営利ではなく、家族支援が目的なので、MTC の信託は営利目的の信託と比較して投資価値としては最小のものになっている。
- ・ 2 万ポンドから信託を受け入れており、これより低額にしないのは、毎年十分な収益を生まない段階であっても、手数料を差し引いた後に受益者の生活を最低限保障する必要があるため。営利目的の信託では 5 万ポンドや 10 万ポンドが下限。
- ・ 一方、MTC でも信託金額の上限はなく、100 万ポンド近い額のものがある。

今話をしている数家族は 200 万ポンドの信託の設定を考えているし、1,600 万ポンドというものもある。

- 現在 300 のトラストが発動済みで、3,200 万ポンドの資産を管理している。
700 のトラストは、5 ポンドで設定され、休眠中。
- 信託の設定手数料は 465 ポンド。他の会社の初期手数料は 1,000 とか 1,500 ポンドまたはそれ以上なので、かなり安い。
- 他の営利目的の信託との競争はある。

信託設定を考える家族に対し、MTC は、設定する信託が家族にとって有効なものであるかについて、第三者による法的なアドバイスを受けるように言っている。

信託に関する法律専門家を派遣した際に、その法律家の助言で家族が MTC 以外の信託会社で、例えばきょうだいが co-trustee の営利目的の信託を設定することもある。

MTC の場合は solo-trustee で、きょうだいなどとは協働するが、彼らに trustee としての法的権利はない。きょうだいが co-trustee になることが重要と考える家族もいる。

(5) Standard deed

- 裁量信託か障がい者信託の 2 つがあり、障がい者信託は一定の要件を満たせば税制上の優遇がある。
- 5 ポンドで開設、平均 17 年後に信託が発動するまで手数料等は取らない。
- 様々なサービスは資金が入ってからスタート。

4-1-4 パートナー企業とその役割

Deloitte	会計事務所。 個々の信託に関する所得税、キャピタルゲイン税、相続税の税額を毎年計算し、納税申告書を David に。 David は board of directors に報告し、承認を受けて納税する。 手数料は信託ごとに 0.36% (Capped) で、ミニマムはなし。
Investec	英国の最大の投資マネジメント会社の 1 つ。 受益者の年齢、他の収入源、近い将来に資金が必要かどうか、健康状態、信託の規模を勘案したリスクレベルに応じて 3 つのポートフォリオを組んでいる。 信託財産ごとに 1% の手数料(値下げ交渉中)。
Golden Lane Housing (Mencap が 1998 年に設立)	300 の信託のうち、4 つで受益者が住ための住宅が信託されている。MTC は GLH と契約し、受益者のための住宅の管理を任せている。

<参考：Golden Lane Housing>

- 住宅が信託した親の財産の一部となっている場合、通常、親の死後に売却され、売却代金が信託に入る。
- 第1受益者が住むための住宅を確保するために、親が住宅を信託したり、保有する別個の不動産を提供したいと考える場合、学習障害者のための物件を Mencap と協力して管理しているチャリティ、ゴールデン・レーン・ハウジング（GLH）と連携する。
- 第1受益者の住宅は信託後 GLH に賃貸され、GLH が管理・維持管理を請け負う。受益者が住宅給付金を請求できる場合、その給付金は GLH に支払われ、GLH はその資金で物件を維持。受託者は物件の法的所有者となる。
- 信託受け入れにはデザインや立地など要件があり、最低5万ポンドの追加資金が必要。また、年を経て第1受益者の居住に適さなくなった場合は、受託者が売却し、他の適切な住居を探す。

4-1-5 MTC の財務構造

（1）手数料収入：信託管理料など

- 信託資産に対し年額 1.75%（50 万ポンド未満の場合、ほとんどの信託がこれに該当）の信託管理料を受け取っており、これが MTC のサービス等必要経費を賄う主要な収入源。
その他、セットアップ、アクティベーション等の手数料がある（参考：MTC の手数料）。
- マーケットが縮小すると信託資産が縮小、それに伴い手数料収入も縮小する。信託が毎年コストを十分カバーできるだけの成長を遂げるのが理想的。
- 営利目的の信託よりは若干高い手数料となっているが、これで Relationship Manager などによる Softer engagement を可能にしている。
- 年に何回リクエストがあっても手数料は変わらない。営利目的の信託は、リクエストごとに手数料を取っている。

（2）Mencap との関係

- MTC は Mencap から独立しており、自己持続する必要がある。
- MTC から Mencap に対しバックオフィスの経費を支払っているが、Mencap から MTC への寄付等はない。
- 余剰金が生じたら、これまでは法人税を払うのではなく、Mencap に寄付してきた（そのほうが税制上のメリットがある）。
最近では、経済の状況をふまえ MTC の再投資に回している（システム、Web サイト等）。

<参考：MTC の手数料>

Set-up Fee	最小信託額 5 ポンドで設定できるが、信託の完全な発動には 2 万ポンドの信託財産が必要。 信託証書等、信託の設定に必要な費用として、委託者 1 名の場合£465、2 名の場合£475（含 VAT、最小信託額 5 ポンド）。	
Fee for fully activating the Trust	設定から何年も経過してから、最初に資金が払い込まれた際に、信託を発動する費用として£460（含 VAT）。これ以降の資金追加に手数料は不要。	
Trust Management Fee	信託の管理費用として年間上限 1.75%（+VAT）を四半期ごとに計算、徴収。	
	資産総額	管理料
	50 万ポンドまで	1.75%
	50 万ポンド以上	50 万ポンドまで 1.75% 50 万ポンドを超える分 0.5%
	75 万ポンド以上	50 万ポンドまで 1.75% 50 万ポンドから 75 万ポンドまでの 25 万ポンド 0.5% 75 万ポンド以上 0.25%
	最低管理料	年 240 ポンド（+VAT） （小規模な信託では、1.75% よりも高い）
Trust Review Fee	1 年または 2 年に 1 回のレビューごとに 180 ポンド（+VAT）。	
Unusual Work Fee	標準的なレビュー以外の特定の受益者会議への出席や、信託財産に関連する業務など、標準料金以外の個々の信託に関連する業務については、1 時間 45 ポンド（+VAT）。	
Termination of the Trust (final distribution) Wind up fee	手数料は、払い出された、または移転された資金の価値に基づく。最終的な資本分配時または業務終了時に、関連する追加業務を反映させたうえで徴収。 分配された金額が 1 当事者に対するものである場合、資金の時価の 1.0%。追加当事者 1 名につき 0.2% の追加手数料が発生し、最大手数料は 2.0%。	
Third Party Fees	個々の納税申告書の作成費用は、各信託基金に個別に請求される。Deloitte に対し、信託価額の 0.36%（+VAT）。 裁量信託の場合、10 年ごと、および資本分配が行われたときに追加税金がかかる場合があり、申告書の作成と納税の手配にかかる費用として 1,000 ポンド（+VAT）。（信託が相続税の課税価格を超えたことがない場合は、通常、税金はかからない）	

(3) 参考：MTC の収支

出所：REPORT AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2023(<https://www.mencaptrust.org.uk/sites/default/files/2024-07/MTC%20Final%20Signed%20Accounts%202023.pdf>)

① 売り上げ

単位：£

			2023	2022
Annual trust management fees			493,465	450,332
Initial set up fees			17,786	13,105
Acceptance fees			9,583	7,283
Distribution fees			28,863	2,541
Unusual work fees			1,060	1,323
Review fees			25,740	18,900
Other income			63,237	-
			639,734	493,484
Third party taxation work recovered			110,000	104,987
Total			749,734	598,471

② 管理経費

単位：£

			2023	2022
Management fees to parent undertakings			442,128	367,030
Audit fees			2,325	1,940
Other expenses			49,886	70,788
			494,339	439,758
Professional and legal fees			122,200	104,987
Total			616,539	544,745

4-2 Bridges Fund Management (BFM)

社会的企業におけるミッション・ロックに関するインタビュー記録

回答日時：2024 年 11 月 1 日（金）質問票に対する書面での回答

回答者：Michele Giddens CEO & Co-Founder, Bridges Fund Management (BFM)

4-2-1 2007 年に Bridges Charitable Trust を設立した理由

4-2-2 Bridges Impact Foundation (BIF) の法人形態について

4-2-3 BIF による BFM のミッション・ロックのしくみ

4-2-4 英国の profit-with-purpose 企業のミッション・ロックの現状について

4-2-1 2007 年に Bridges Charitable Trust を設立した理由

（1）信託（または財団）を設立した 3 つの理由

2002 年に Philip Newborough と Sir Ronald Cohen、Michele Giddens で Bridges Ventures を創設した当初から、Bridges グループの一部として信託または財団を創設するつもりだった。

その目的は、

① Bridges のミッションを守るメカニズムとしての役割

財団は BFM（当時は Bridges Ventures）の株式を保有し、パーパス・ドリブンで営利目的である BFM の、社会的ミッションのいかなる変更にも拒否権を行使できる。

② ミッションを通じて Bridges のチームにインセンティブを与える

チームのキャリー（キャリード・インタレスト）の 10% を財団に寄付する。

③ BFM の通常の投資活動の範囲では解決できない社会的課題を解決するために、慈善的な助成を行い、BFM のミッションに沿ったインパクトを達成する。

（2）設立当初から Bridges Ventures にミッション・ロックをかける

当初、Bridges Ventures のミッション・ロックは、3i、Apax、Doughty Hanson という 3 つのプライベート・エクイティ・ファームが担っていた。

これらの企業から所有権が Bridges に移譲されると、Bridges はミッション・ロックの継続を保証し、ポジティブなインパクトを生み出すための追加的な手段を提供するために、BIF（当時は Bridges Charitable Trust）を設立した。

<参考：Bridges Fund Management（BFM）と Bridges Impact Foundation（BIM）の変遷>

	Bridges Fund Management Ltd	Bridges Impact Foundation
2002	Bridges Community Ventures Ltd. 設立	
2007		Bridges Charitable Trust(信託) (チャリティ登録1118391)(法人格なし)
2008	Bridges Venture Ltd.に名称変更	
2009	→この間、Bridges Venture Ltd.が 種類株式設定 →2010、11年に、R and S Cohen Foundationなどが、Bridges Charitable Trustにおよそ100万ポ ンド/年を寄付	● Bridges Trust 設立(Private Limited Companyとして、Bridges Charitable Trustの受託者全員が Bridges Trustの理事となる) ● Bridges Trust をチャリティ登録(1129756) ● Bridges Venture Ltd.のB種株式4,500株保有 ● Bridges Charitable Trustに名称変更
2012	Bridges Capital Ltd.に名称変更 種類株式設定(A種10,500株、B種 4,500株(無議決権))	Bridge Charitable Trust が B種株式4,500株保有
2013		● Bridges Impact Foundation設立 (Private company limited by guarantee without share capital;保障有限責任会社) ● Bridges Charitable Trustの資金受入
2016	Bridges Fund Management Ltd.(CLS;株式有限責任会社)設立	
2017		Bridges Impact Foundation が Bridges Fund Management Limited の B種株式(無配株)30,000株 を保有

4-2-2 Bridges Impact Foundation（BIF）の法人形態について

（１）登録チャリティ

- Bridges グループは、ファンド・マネージャー（BFM、営利、有限会社）と、チャリティ委員会の認可を受けたチャリティである BIF という、異なる事業体の組み合わせで構成されている。
- 2007 年の Bridges Charitable Trust（信託）以降、現在の BIF まで法人形態は変わっているが、すべてチャリティ委員会に登録された登録チャリティ。
- 法人化されていなかった Bridges Charitable Trust の資産は、2009 年に新たに別に法人化された Bridges Charitable Trust に移管。この変更により、正式な法人設立に必要なしっかりとした会計とガバナンスを導入、また、法人格のない団体で理事（役員）が直面する個人的責任は取り除かれた。

（２）登録チャリティであるメリット

- BIF をチャリティ団体として設立したのは、この形態が BIF の資金源である助成金提供者にとって最も一般的に受け入れられている形態であるため。
 - 提供者の中には、特定の目的や基準によって助成金提供先を限っているところもある。

- 非営利団体や、チャリティ団体でない組織は、チャリティ団体のように公益の実現チャリティ目的の遵守を義務付けられておらず、チャリティ法の要件¹をよく分かっていない。
- また、チャリティ団体には規制があるため、助成金提供者はさらなる保証を得ることができる。
- チャリティ団体であることによる規制は、BIF の理事会に対しても、利益相反や、団体の使命及び目標の支援についての指針を与えるものとなっている。

(3) 参考：登録チャリティと税制優遇

- チャリティ団体は、チャリティ委員会への登録とは別に歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs：HMRC）へ申請。必要な要件を満たせば以下の優遇。
- チャリティ団体への優遇
本来の事業に充当される場合、所得税、キャピタルゲイン税、法人税、VAT
- 寄付金優遇
＜個人＞
給与源泉寄付（Payroll Giving）：所得控除
ギフト・エイド（Gift Aid）：寄付額の納税相当金額も団体が受領できる
土地・不動産・株式の寄付：キャピタルゲイン税
＜法人＞
チャリティ団体への寄付は全額損金算入
給与源泉寄付（Payroll Giving）：手数料を税引き前利益より天引き

4-2-3 BIF による BFM のミッション・ロックのしくみ

- BIF の理事会は、最初は過半数の外部の理事と Bridges の代表 1 名で構成され、設立初期のベストプラクティスの確立に役立った。
- その後、より大きな協力と知識と専門知識の共有のため、BFM から理事会に参加する人数の上限を増やした。一方、外部理事は最大 4 名必要となっている。
- ただし、BFM のミッションの変更には、BIF が理事会レベルで同意する必要がある。
補足：BIF が、BFM Ltd.のすべての B 種株式（無配株）を所有
B 普通株式は議決権のない株式で、BIF は BFM Ltd.対して重要な支配力または影響力を行使しないが、事業変更決議は、発行済 B 普通株式の過半数を保有する者の事前の書面による同意がなければ提案できない。

¹ <https://www.gov.uk/guidance/grant-funding-an-organisation-that-isnt-a-charity>

4-2-4 英国の profit-with-purpose 企業のミッション・ロックの現状について

- Bridges は、より持続可能でインクルーシブな経済への移行を支援する企業に投資している。投資先企業が社会的使命を守れるように、B コーポレーション認定（B Lab が提供）への申請を勧めることがある。しかし、B コーポレーションの認定が明白なミッション・ロックになるわけではなく、Bridges としては、それだけでは企業のミッションを守るには不十分であると考えている。

4-3 Ms. Melissa Brown (DAF コンサルタント)

DAF に関するオンラインインタビュー記録

インタビュー日時：2025 年 3 月 20 日（木）8：00～9：00（PDT16：00～17：00）

インタビュー対象：Melissa Brown

参加者：岸本、坪内、楠

4-3-1 4-3-1 DAF の歴史・沿革

4-3-2 DAF の運営の現状

4-3-3 寄付者の寄付動機

4-3-4 金融機関の動機

4-3-1 DAF の歴史・沿革

DAF は既に 90 年ほどの歴史があり、本格的に拡大したのはここ 30 年ほど。

- DAF は 1930 年頃にコミュニティ財団の中から始まり、1990 年代まで大きな動きや変化はなかった。国レベルでの法律や規制もなく、手数料や最低額などについての基準もなく、寄付者がそれぞれのルールを制定していた。大きく分けて運用と助成という 2 つのプロセスがあり、それをコミュニティ財団が担っていた。コンピューターのない時代だったので、コミュニティ財団が IRS に照会し、税制優遇が得られる助成先団体を確認し、寄付を行っていた。プロセスに手間がかかるので、当時の寄付額はそれなりに大きかったことが想定される。また、コミュニティ財団なので、基本的には財団が所在する地域や州の中での助成に限定されていた。
- 1992 年頃にフィデリティが参入した。フィデリティで DAF を創設して寄付・運用・助成という一連のプロセスを一元化し、運用手数料を収入とするビジネスを考案し、州を超えて米国中で助成できるモデルを実現した。
- フィデリティの事業が大きく成長したので、コミュニティ財団は自分たちの事業が圧迫されるのではないかと懸念した。コミュニティ財団の地域に根ざした情報や知見をフィデリティは持っていない一方で、フィデリティのほうが効率的であるとする寄付者たちもいた。
- 1990 年半ばまでには、NPT や National Christian Foundation を含め、50 ほどの金融機関とは無縁の団体が DAF のために新たに創設された。また、既存の非営利団体が追随するように続々と DAF を始め、全体で 1200 ほどの DAF スポンサー団体となった。その内、400 ほどがコミュニティ財団、700～800 くらいが DAF のために作られた組織、

それ以外が既に存在する非営利団体で、寄付を募る上でのオプションとして DAF を提供するタイプ。

- 既に存在する非営利団体が、寄付を募る上で DAF を提供するという手法は、寄付者からの要請によって始まったものが多い。例えば、スタンフォード大学が、既存の寄付者に対して、「寄付してくれた額の XX% はスタンフォード大学への寄付とします」というようなポリシーを制定し、残りのパーセンテージを、寄付者が運用しながら寄付先を選ぶようにする、というような設定がありうる。残りのパーセンテージについては、全く制限をつけないこともできるし、例えば「教育領域で」というような事前制約をつけることもできる。こういった取り組みは、法的に全く問題はない。DAF についての法規制はまだ少なく、スポンサー団体が資金のどの程度を助成先に拠出するかも法規制はなく、スポンサー団体が独自に制定することができる。

4-3-2 DAF の運営の現状

現在、DAF には多くのスポンサー団体、助成先、寄付方法があり、寄付者は多くの選択肢から自分の寄付の方法を選び、また、自分が寄付した資金の状況をリアルタイムで確認し、助成先を決めることができる。そのメリットの裏には、システム開発の負担の大きさがある。

- 現在、助成対象となる 501c3 のデータベースは IRS が作成・管理している。全ての団体に EIN(Employer Identification Number)がふられ、その番号で管理されている。
- 現在、DAF への寄付額は少額から高額まで幅広い。DAF への寄付の方法として、給与天引きという方法もある。どこかの会社（どこかは分からない）がサービスを提供していて、例えば、毎月の給与から 2 ドル天引きにし、年間 24 ドルを DAF に寄付するという方法もある。例えば、自分（Brown 氏）が助成を受け取る側の団体にいた時、一番小さい額は 100 ドルだったと思う。それが切りのいい額だったからという理由なのか、スポンサー団体の意向だったからなのかは分からない。
- ドナーは、自分が寄付した資金の状況を、銀行のオンラインバンキングのマイページと同じような感じで確認することができる。そのシステム整備には大きな投資が求められるが、既存のシステムと協働することで負担を軽減できるのではないか。フィデリティも最初に DAF を立ち上げた時は、既に事業として持っていた退職金ファンドのシステムを使った。National Philanthropic Trust は、イギリスでの DAF の立ち上げに関与したことがあり、NPT のシステムを利用させたと思う。PRF もそのようなパートナーシップ（日本では日本語のシステムとして稼働するが、そのシステムは実際には他の国で構築・管理されている）を検討したければ、担当者（ペンシルバニア拠点の Executive Director）を紹介する。
- 寄付者が亡くなった時どうするかは、スポンサー団体のポリシーによって異なる。事前

に後継者を定めておくことを求める団体もあれば、もし寄付者が亡くなったら、寄付資金はスポンサー団体の全体基金に組み込むことになっていたり、特定の非営利団体に拠出されることになっていたり、などがありうる。いずれにしても、寄付者の家族に返金されるということはない。

- 1200 のスポンサー団体があるので、その中から、自分の希望する金額の寄付ができること、自分の希望する地域や関心領域で助成を行なっていること、適正と考えられる拠出方針を持っていること、など、様々な基準で自分の希望を満たしてくれる団体を選択することになる。1200 の団体のリストは National Philanthropic Fund が保有しているが開示していない。

4-3-3 寄付者の寄付動機

DAF に寄付する動機として重要なのは、税制優遇、特に、例外的な収入があった時に一括で寄付することで税制優遇が得られ、寄付する対象は後で時間をかけて決めることができるという柔軟性。

- 米国では、寄付は年に 2 回のピークシーズンがある。一つは 9 月～12 月で、それは感謝祭やクリスマスといった祝日の時期なのと、税制優遇を受けるための駆け込み需要。もう一つは 6 月頃で、大学などの学術期間の年度が終わる前に寄付目標を達成するために寄付を募る時期となる。
- 寄付者にとっての税制優遇を考える上で重要なのは、税制控除。29,200 ドルの税制控除がなければ、寄付による税制優遇を得ることはできない。税制控除に含まれるのは、寄付および、住宅ローンの金利、州税、医療費など。こういった支出が全体で 29,200 ドルを超えて初めて寄付が税制優遇の対象となる（ちなみに、寄付は、現金、株、不動産など様々な形で行うことができ、その形によって違う計算方法になり、その計算はとても複雑）。結果、税制優遇を得られるのは、そのレベルの税制控除がある（その規模の支出が可能な経済状況にある）世帯ということになる。
- よくあるのは、例外的な収入があり、それを使って DAF に寄付したいという事例。自分 (Brown 氏) も、父が亡くなった時に受け取った資金で DAF に寄付したいと考えた。DAF に寄付する大きな動機は、例外的な大きな収入（相続、事業や不動産の売却など）があった人が、非営利団体に寄付しようと思った時に、DAF を使えば税制優遇を先に一括で得ておいて、助成先に対するインパクトは将来的な時間をかけて出していくことができる柔軟性が生まれるから、と言われている。

(<https://www.dafresearchcollaborative.org/> の中に詳細レポートがあるはず)。DAF に寄付する動機には、例外的な収入があることだったり、家族みんなで時間をかけて寄付先を決めるプロセスに関与したいだったり、色んな要素が複合的に絡んでいる。もちろん

ん、大きな財産を持っている人であれば、例外的な収入ということではなく、大きな財産から継続的に寄付することもあると思う。とはいえ、米国の世帯数が 1 億 4 千万で、DAF は 200 万件なので、全体で言えば DAF に「寄付する」というのはまだ一般的なことではない。

- 匿名で助成先に寄付がいくというのも、寄付者が DAF に寄付する上での動機の一つとなる。
- 日本で DAF を始めるのであれば、当初としては、例外的な収入があった人を対象にするという方法がよいのかもしれない。

4-3-4 金融機関の動機

金融機関からすると、DAF で得られる手数料収益が魅力。一方で、金融機関が寄付に関する専門性を有さない場合は、他団体との協働は有効な選択肢となりうる。

- 金融機関が DAF 事業に参入していった背景には、運用手数料からの収益と顧客へのサービスの拡充と、両方重要なものとしてあるが、前者の手数料収益が大きな理由と考えられる。一方で、寄付者が DAF を要求した事例が多々あり、それは慈善的な理由が大きかったとも言える。
- 金融機関からすると、独自の DAF を設立する選択肢と、National Philanthropic Fund のような団体と協働する選択肢と両方がある。NPT には、特定のテーマ（税制や法律など）に関する専門家たちがいて、金融機関は人々からの信頼がある。協働によってその両者の価値が活用される可能性があり、最初はシステム開発コストの軽減という目的も含めて協働から始め、後になって独自の運営に投資していくという考え方もあると思う。